

平成26年度

武道・スポーツ科学研究所年報 第二十号

武道・スポーツ科学研究所

年報

第20号



平成二十六年 国際武道大学

INTERNATIONAL
BUDO
UNIVERSITY

はじめに

研究所長 田中 守

国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所年報第20号をお届けします。

大学創立から31年を経た現在、新入生の中に本学卒業生の子弟が相当数含まれるようになってきました。また、中学校や高等学校で教鞭をとる卒業生達が、その教え子を本学へ多数送り出してくれております。いずれも、単に我が母校であるから、との理由から彼らに本学への進学を勧めたわけではないでしょう。学生時代の自らの学びに充実感や手ごたえを持ち、武道・体育・スポーツの道を志す若者に最良の学び舎だと判断してのことであるはずです。では、卒業生達は具体的に本学のどの部分に魅力を感じ、期待を寄せてくれるのでしょうか。同時に、何を不足に思い、どのような変革を期待しているのでしょうか。

本学では、一昨年よりカリキュラムを一新し、学士力の強化とともに、時代のニーズにそった教育に取り組んでおります。現代のスポーツを取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。国際化が急速に進む21世紀にあって、時代をリードする武道・体育・スポーツの指導者を育成が必要です。卒業生達が、その子弟や教え子の成長を通して、本学教育の充実度を実感できるよう努めてまいります。

そのためにも、最新情報や最先端技術の共有という研究と教育の連動が重要となります。武道・スポーツ科学研究所において、研究プロジェクトを策定し取り組んでおりますが、最先端研究を反映した最先端教育の展開こそが卒業生達そして社会の期待に応えることになるのでしょうか。

その一方で、伝統や文化を大切にすることも重要な教育課題です。武道だけではなく、日本の体育・スポーツは永年人間教育を基本としてきました。結果だけではなく、むしろ修練の過程こそが重要あるという「道」の精神に意義を見出す独特の価値観です。プロスポーツの隆盛とアマチュアリズムの衰退、勝利至上主義の蔓延等々の環境においても、やはりこの「道」としての武道・体育・スポーツの捉え方は大事にすべきものではないのでしょうか。

まさに「不易流行」です。本学の教育研究活動のキーワードとして捉えるべきところだと思います。伝統文化と最先端研究成果の融合を目指し、本研究所における活動の一層の活性化に努めてまいります。関係各位のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

文末となりましたが、本年報刊行に助成を賜りました日本武道館に心より感謝申し上げます。

2015年6月

武道・スポーツ科学研究所年報 第20号・2014年度・目次

はじめに

研究所長 田中 守

I. 平成26年度 (2014. 4~2015. 3) のプロジェクト研究

1. 近世流派剣術から近代剣道への展開過程 —— 一刀流の研究を中心に —— (26) 39

○立木幸敏 朴 周鳳 魚住孝至 吉田靱男 仙土克博 長南信之
宮本光輝

2. 柔道指導者における柔道競技力の主観的指標の国際比較 ————— 1

○前川直也 柏崎克彦 石井兼輔 越野忠則 矢崎利加 廣瀬伸良

3. 「実践型 (軽量型) 剣道具が運動機能に及ぼす影響について」 ————— 7

○井上哲朗 矢崎利加 櫻井健一 神事 努 岩切公治 井下佳織

4. 漢代の画像石・画像磚に見られる漢代の武術の実態 ————— 13

○林 伯原 周 佩芳 野田昭彦 佐藤秀明 山本計広

II. 国際武道大学研究倫理規程 66

1. 研究倫理規程
2. 「ヒトを対象とする研究」倫理規則
3. 「動物を対象とする研究」倫理規則

III. 研究所を活用した活動 74

公益財団法人 日本武道館主催 第27回 国際武道文化セミナー

1. 開催要項・日程
2. 参加者名簿・参加者の傾向

I. 平成26年度（2014.4～2015.3）プロジェクト研究

柔道指導者における柔道競技力の主観的指標の国際比較

研究代表者：前川直也（国際武道大学）

共同研究者：廣瀬伸良（順天堂大学）、柏崎克彦（国際武道大学）、
石井兼輔（国際武道大学）、越野忠則（国際武道大学）、
矢崎利加（国際武道大学）

Maekawa et al. (2013) の先行研究で日本の柔道指導者（コーチ）が柔道の競技力を評価する際の重要項目について検証し、さらに柔道競技力を評価する項目を9項目に精選し、実際の試合結果順位との相関を検証した結果、0.1%の有意な相関関係が得られ、柔道競技力を評価するための有用性が示唆されたことを報告している。本研究は、日本の柔道コーチの競技力を評価する視点と海外のコーチの視点との差異を明らかにすることを目的とした。

海外の柔道指導者は2014（平成26）年度K大学に研修団として来学したチームのコーチ21名を対象とした。日本の柔道指導者は、Maekawa et al. (2013) の先行研究のデータを用いた。

有意差が認められた項目は、メンタルの強さ、技のキレ、技の粘り、試合のうまさの4項目が5%水準で、段位、組み手のスタイルの項目が1%水準で、学年（年齢）、在籍大学（練習環境）、得意技、競技年数の4項目が0.1%水準で有意差が認められた。

各項目の平均値を降順に順位づけを行い、日本のコーチと海外のコーチの重要視する順位に差異がみられるかを検証するために、スピアマンの順位相関係数を用いて検証した結果 $r = 0.85$ で0.1%の有意な相関が認められた。この結果から、日本

のコーチも海外のコーチの重要視する順位については差異がないことが明らかとなった。詳細に分析すると、前述のように有意差の認められる項目はあるものの、競技力を評価する上での優先順位は、日本のコーチも海外のコーチも同一であることが示唆された。

本研究は、調査期間が十分に確保することができなかったため、サンプル数が少なく今後の課題としてあげられる。

【キーワード】 柔道競技力、海外指導者、日本指導者、評価比較

柔道指導者における柔道競技力の主観的指標の国際比較

前川直也（国際武道大学）、廣瀬伸良（順天堂大学）、柏崎克彦（国際武道大学）、
石井兼輔（国際武道大学）、越野忠則（国際武道大学）、矢崎利加（国際武道大学）

1. 諸言

日本傳講道館柔道は1882（明治15）年に嘉納治五郎師範によって創設された。その後、国際的に普及すると同時に、競技化が進んだ。1964（昭和39）年に開催された東京オリンピックで正式種目となった。東京オリンピックでは27か国74名の選手が出場した¹⁾。世界選手権は1956（昭和31）年に東京で第1回大会が開催されて以来、隔年開催されていた。2010（平成22）年東京大会よりオリンピック開催年を除いて毎年開催となっている。メダル獲得国数において、年々増加し、分散しているのが現状である¹⁾。これは、世界のレベルの向上と実力の接近を意味しており、「今後もメダル分散の傾向はますます強まることだろう」と指摘されている²⁾。2012（平成24）年に開催されたロンドンオリンピックで男子柔道において史上初となる金メダル0（ゼロ）という惨敗を喫した。佐藤³⁾は「グルジア柔道は、力で相手を引き倒して攻める」と説明し、海外の柔道が力の柔道であることを強調している。そうした世界の傾向に目を背いてはこれからも成績は上らないと指摘している⁴⁾。こうした指摘は、日本のコーチングと海外のコーチングに差異がみられるのではないかの疑問が生じる。日本柔道選手と海外の柔道選手との競技スタイルが大きく異なることは先行研究でも報告されているのは、コーチングの視点に差異がみられるのではないかと考えられる。

柔道の競技力は、松本⁵⁾が著書の中で柔道の

競技力を技術、体力、精神力の相乗効果とそれぞれの取り組み態度と説明しているが、指標については曖昧である。スポーツ選手の競技力は特定の基準で説明できるものではなく、様々な要素の相乗効果として形成されているためと考える。競技力に関する先行研究では、中村ら⁶⁾が体幹捻転力と競技レベルの関連を試み、前川ら⁷⁾は大学柔道選手にDIPCA（Diagnostic Inventory of psychological Competitive Ability for Athletes）、TSMI（Taikyo Sport Motivation Inventory）を実施し心理的適性を検証した結果、双方とも競技レベルが高いほうが、相対的に高い結果が得られたと報告している。Aguedaら⁸⁾は、スペインの102名の柔道選手を対象に握力から柔道の試合結果を予測することを試みた結果、男子の重量級のみ有意差が認められたことを報告している。このように、競技力そのものに着目した研究は競技力のひとつの要素からのアプローチにすぎず、狭義の競技力としてとらえられて研究が進められているといえる。

そうしたなか、Maekawa et al.⁹⁾は、日常的に大学で柔道を指導し、国際大会のコーチの経験を有する柔道専門家7名が合議し、柔道の競技力を評価する項目を20項目挙げ、各項目の重要度合いの調査を行っている。さらに、その調査から、柔道競技力を評価する項目を9項目に精選し、実際の試合結果順位との相関を検証した結果、0.1%の有意な相関関係が得られ、柔道競技力を評価するための有用性が示唆されたことを報告している。

それら9項目は、組手の厳しさ、受けの強さ、寝技の強さ、試合のうまさ、組手のスタイル、技の粘り、体力の充実（筋力、筋持久力、スピード）、技のキレ、メンタルの強さ（気が強い、粘り強い）である。これらは、日本における柔道コーチングにおいて、重要視されている項目とも解釈することができる。しかしながら、海外の柔道コーチの評価する視点についての先行研究は見当たらない。

そこで、本研究は、日本の柔道指導者（コーチ）の競技力を評価する視点と海外の柔道指導者（コーチ）の視点との差異を明らかにすることを本研究の目的とした。

2. 研究方法

1) 評価項目

先行研究でMaekawa et al.⁹⁾が用いた調査は、日常的に大学柔道選手を指導している日本傳講道館柔道四段以上柔道専門家が会議により、柔道競技力を評価する諸要素として以下の20項目を挙げている。

それらは、年齢、身長、体重、練習環境、出身高校、高校競技歴、大学競技歴、地区予選結果、得意技、段位、競技年数、体力の充実（筋力・持久力・スピード）、メンタルの強さ（気が強い、粘り強い）、技のキレ、技の粘り、試合のうまさ、組み手の厳しさ、組み手のスタイル、受けの強さ、寝技の強さの20項目である。本研究においては、海外のコーチに適応させるため、高校競技歴、大学競技歴、地区予選結果を実績とし、出身高校については、本研究の対象と適合しないため、除外することとし、年齢、身長、体重、練習環境、実績、得意技、段位、競技年数、体力の充実（筋力・持久力・スピード）、メンタルの強さ（気が強い、粘り強い）、技のキレ、技の粘り、試合のうまさ、組み手の厳しさ、組み手のスタイル、受けの強さ、寝技の強さの17項目とした。

2) 質問紙調査

①対象者

対象は2014（平成26）年度K大学に研修団として来学したチームのコーチ21名を対象とした。

配布する際には、研究趣旨を説明し、同意を得た後に配布し、回答させた。あわせて個人が特定されないことがないように、情報保護に最大限に配慮する旨も伝え、了承のうえ回答させた。

本研究は、国際武道大学研究倫理規則に基づき、研究倫理部会で承認された研究である（承認番号14005）。

②期間

2014（平成26）年6月16日～2014（平成26）年12月20日とした。

③回答方法

各々の評価項目で競技力の評価する場合、「どの程度重要視するか」についての質問紙調査をおこなった。各項目において「最も重要視する」を10点満点とし、以下降順に「最も重要視しない」を1点とした。すべての項目は絶対評価によって評価の度合いを回答させた。

3. 結果および考察

①対象者属性

対象者21名のうち、男性14名、女性7名であった。指導対象については、男性のみ対象が3名、女性のみ対象が7名、男女とも対象が11名であった。役職については、責任者1名、ヘッドコーチ10名、コーチ10名であった。指導経験については、5年未満が2名、10年未満が7名、15年未満が3名、15年以上が9名であった。週あたりの指導頻度については、6日以上が9名、5日が8名、3・4日が3名、1・2日以下が1名であった。

②項目分析

各項目の平均値、標準偏差を表1に示した。平

均土標準偏差より体力の充実、メンタルの強さ、寝技の強さの3項目において天井効果がみられた。

次に、すべての項目の合計得点で上位25%と下位25%の5名ずつに分け、Good-Poor分析を行った。体力の充実、メンタルの強さ、技のキレ、寝技の強さの4項目を除いて有意差が認められた。

次に、項目分析としてItem-Total相関分析(I-T分析)を行った。この分析は、各項目得点と合計得点の相関係数を算出することで、各項目の識別力を検証する分析である。識別力とは、各項目が対象者の特性の具合をどの程度正確に表しているかである⁵⁾。表2のとおり、相関係数は、0.19~0.81であった。これは、徳永¹⁰⁾の0.3ないし0.4以上という基準から考えると、メンタルの強さの0.19を除いて、基準を満たしている。メンタルの強さを除いて、妥当性が検証された。また内的整合性が高いことを示している。

表1 各項目の平均値、標準偏差

| | 平均 | 標準偏差 |
|---------|------|------|
| 年齢 | 7.00 | 1.79 |
| 身長 | 5.29 | 2.00 |
| 体重 | 5.67 | 2.15 |
| 練習環境 | 8.57 | 0.87 |
| 実績 | 7.00 | 2.17 |
| 得意技 | 7.57 | 1.75 |
| 段位 | 4.43 | 2.56 |
| 競技年数 | 7.14 | 1.85 |
| 体力の充実 | 8.48 | 1.54 |
| メンタルの強さ | 9.43 | 0.75 |
| 技のキレ | 8.81 | 1.17 |
| 技の粘り | 8.90 | 1.09 |
| 試合のうまさ | 8.90 | 1.09 |
| 組手のうまさ | 8.52 | 1.44 |
| 組手のスタイル | 8.05 | 1.60 |
| 受けの強さ | 8.10 | 1.70 |
| 寝技の強さ | 8.48 | 1.81 |

表2 Good-Poor分析、I-T分析

| | Good-Poor分析 | | | | 有意差 | I-T分析 |
|---------|-------------|-------------|------------|-------------|-----|-------|
| | 上位25% M | 上位25% SD | 下位25% M | 下位25% SD | | |
| 年齢 | 7.80 | 0.45 | 5.40 | 2.07 | * | 0.49 |
| 身長 | 6.20 | 2.17 | 3.20 | 1.64 | * | 0.47 |
| 体重 | 7.20 | 2.17 | 3.80 | 2.39 | * | 0.56 |
| 練習環境 | 9.20 | 0.84 | 7.80 | 0.45 | ** | 0.49 |
| 実績 | 9.20 | 1.30 | 6.20 | 1.64 | ** | 0.49 |
| 得意技 | 8.00 | 1.58 | 6.40 | 2.07 | | 0.41 |
| 段位 | 6.20 | 1.10 | 2.20 | 0.84 | *** | 0.57 |
| 競技年数 | 9.00 | 1.00 | 5.50 | 1.29 | ** | 0.74 |
| 体力 | 9.60 | 0.55 | 8.80 | 1.10 | | 0.37 |
| メンタルの強さ | 9.60 | 0.55 | 9.40 | 0.55 | | 0.19 |
| 技のキレ | 9.20 | 0.84 | 8.20 | 1.64 | | 0.46 |
| 技の粘り | 9.40 | 0.89 | 8.00 | 1.41 | * | 0.61 |
| 試合のうまさ | 9.80 | 0.45 | 7.80 | 1.30 | ** | 0.82 |
| 組手のうまさ | 9.40 | 1.34 | 7.80 | 0.84 | * | 0.34 |
| 組手のスタイル | 9.40 | 0.89 | 7.40 | 1.34 | * | 0.49 |
| 受けの強さ | 9.40 | 0.89 | 7.00 | 1.58 | ** | 0.70 |
| 寝技の強さ | 9.20 | 1.79 | 6.80 | 2.28 | | 0.62 |

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

③日本のコーチと海外のコーチの比較

先行研究でMaekawa et al.⁹⁾が日本のコーチ48名に調査した結果と本研究で得られたデータを用いて比較検討を行った。

有意差が認められた項目は、メンタルの強さ、技のキレ、技の粘り、試合のうまさの4項目が5%水準で、段位、組み手のスタイルの項目が1%水準で、学年(年齢)、在籍大学(練習環境)、得意技、競技年数の4項目が0.1%水準で有意差が認められた。

学年(年齢)については、日本のコーチの平均値が3.00とあまり重要視しない項目として捉えているのに対し、海外のコーチは平均値が7.00であり、中程度に重要視している項目として捉えていることが理解できる。これは、競技年数においても同様に、日本のコーチが低く回答しているのに対し、海外のコーチは中程度に重要視していることから、競技年数がより長いほうが競技力が高いものと解釈しているものと推察される。また得意技、組手

表3 日本のコーチと海外のコーチとの比較

| | 海外コーチ | | | 日本コーチ | | | 有意差 |
|---------|-------|------|------|-------|------|------|-----|
| | M | SD | 降順順位 | M | SD | 降順順位 | |
| 年齢 | 7.00 | 1.79 | 14 | 3.27 | 2.15 | 17 | *** |
| 身長 | 5.29 | 2.00 | 17 | 4.73 | 2.28 | 15 | |
| 体重 | 5.67 | 2.15 | 16 | 5.02 | 2.56 | 14 | |
| 練習環境 | 8.57 | 0.87 | 5 | 6.47 | 2.39 | 12 | *** |
| 実績 | 7.00 | 2.17 | 14 | 7.06 | 1.85 | 9 | |
| 得意技 | 7.57 | 1.75 | 12 | 5.40 | 2.59 | 13 | *** |
| 段位 | 4.43 | 2.56 | 18 | 2.81 | 1.95 | 18 | ** |
| 競技年数 | 7.14 | 1.85 | 13 | 3.96 | 2.10 | 16 | *** |
| 体力の充実 | 8.48 | 1.54 | 7 | 8.31 | 1.43 | 2 | |
| メンタルの強さ | 9.43 | 0.75 | 1 | 8.88 | 1.06 | 1 | * |
| 技のキレ | 8.81 | 1.17 | 4 | 8.04 | 1.64 | 5 | * |
| 技の粘り | 8.90 | 1.09 | 2 | 8.25 | 1.62 | 3 | * |
| 試合のうまさ | 8.90 | 1.09 | 2 | 8.10 | 1.40 | 4 | * |
| 組手のうまさ | 8.52 | 1.44 | 6 | 8.04 | 1.62 | 5 | |
| 組手のスタイル | 8.05 | 1.60 | 11 | 6.65 | 1.93 | 10 | ** |
| 受けの強さ | 8.10 | 1.70 | 10 | 7.67 | 1.58 | 8 | |
| 寝技の強さ | 8.48 | 1.81 | 7 | 7.83 | 1.60 | 7 | |

*:p<.05, **:p<.01, ***:p<.001

のスタイルについても日本のコーチよりも海外のコーチのほうが重要視しており、選手個々が競技スタイルを確立していることが競技力を向上させる上で重要であると解釈している。または、競技力の高い選手は、競技スタイルが確立していると解釈しているものと推察される。段位については、日本のコーチが平均値2.81とほとんど重要視していないと解釈できる項目に対し、海外のコーチは4.43と高いとはいいたいものの中央に近い値が算出されている。段位については、修行年数に応じた資格であることから競技年数が重要な鍵を握っているものと推察された。5%水準の有意差の認められたメンタルの強さ、技のキレ、技の粘り、試合のうまさについては、有意差は認められたものの、日本のコーチにおいても、海外のコーチにおいても重要視している項目であった。この結果については、競技そのものに大きく関与している項目であることから当然の結果といえよう。

さらに、各項目の平均値を降順に順位づけを行い、日本のコーチと海外のコーチの重要視する順位に差異がみられるかを検証するために、スピアマンの順位相関係数を用いて検証した結果 $r = 0.85$ で0.1%の有意な相関が認められた。この結果から、日本のコーチも海外のコーチの重要視する順位については差異がないことが明らかとなった。詳細に分析すると、前述のように有意差の認められる項目はあるものの、競技力を評価する上での優先順位は、日本のコーチも海外のコーチも同一であることが示唆された。

4. 今後の課題

調査期間が十分に確保することができなかったため、サンプル数が少ないことが本研究の課題としてあげられる。今後は、サンプル数を確保し、性差、指導経験年数などの差異についても検証していきたい。

文献

- 1) 菅波盛雄：柔道競技内容の推移、競技柔道の国際化—カラー柔道衣までの40年—、不昧堂出版、1997.
- 2) 醍醐敏郎：世界柔道選手権大会後記、柔道11月号 pp20-22, 1981.
- 3) 佐藤宣踐：赤旗日曜版8月17日号、2012.
- 4) 木村秀和：なぜ日本の柔道は勝てなかったのか!？、近代柔道34（9）、ベースボールマガジン社、2012.
- 5) 松本芳三：柔道のコーチング、大修館書店、327-366, 1975.
- 6) 中村勇・高松薫・柘植俊一・太田道男・竹内善徳・中村良三：大学柔道競技者の競技レベル差からみた静的体幹捻転力の特性、講道館柔道科学研究会紀要、8, 35-49, 1999.
- 7) 前川直也・菅波盛雄・飯嶋正博・廣瀬伸良・高橋進・佐藤博信：メンタルトレーニングによる大学柔道選手の心理的適性の変容について、大阪産業大学論集人文科学編、114, 63-81, 2004.
- 8) Águeda G-S, Andrea S-D, José A P-T, Juan M C-T, and Concepción SL : Importance of hand-grip strength as an indicator for predicting the results of competitions of young judokas, Arch Budo, 7 (3), 167-170, 2011.
- 9) Maekawa N, Hirose N, Ito K, Ishii K, Koshino T, Yazaki R, and Tamura M : The method of expert evaluation of specific abilities to practice judo – proposition of Japanese top level university judo coaches, Arch Budo, 9(3), 219-225, 2013.
- 10) 徳永幹雄：体育・スポーツにおける心理尺度開発の動向と展望、体育学研究、47（5）、pp.479-484, 2002.

「実践型（軽量型）剣道具が運動機能に及ぼす影響について」

研究代表者：井上哲朗（国際武道大学）

共同研究者：矢崎利加、櫻井健一、神事努、岩切公治（国際武道大学）

井下佳織（帝京平成大学）

本研究では実践型（軽量型）剣道具装着が運動機能に与える影響を調べることを目的とした。

剣道群においては、すべての測定項目において、無装着、実践型、標準型の順で測定値が悪くなる傾向が見られ、剣道具の重量による影響が見られた。

全身反応時間については、有意差は認められなかった。反復横跳びについては、無装着と標準型において有意差が認められた。立ち幅跳びについては、無装着と標準型、無装着と実践型において有意差が認められた。垂直跳びについては、無装着、実践型、標準型すべての関係において有意差が認められた。

以上の結果から、剣道群において、全身反応時間を除いた測定項目において標準型剣道具の装着が無装着時に比べて運動能力に影響を及ぼしていることが認められた。

研究所プロジェクト研究成果報告書

I. はじめに

剣道の特徴として、剣道着、袴、および剣道具（面、小手、胴、垂）を身につけて競技を行う。剣道具は、相手の打突から身体を保護するという目的があることはよく知られている。

これまでに剣道具は、時代とともに、改良がなされてきた。例えば、面金の材質を軽量化で強度の高いものにしたり、小手の手首部分を柔らかくし、竹刀を握りやすくしたり、さらには竹刀を振りかぶる際に面垂れが邪魔にならないように面垂れを短くしたり、薄くしたりと、時代とともに変化してきた。また、剣道着、及び袴に関しても、剣道具と同様に、剣道具では保護されていない部分を相手の打突から保護するという役割も持っている。しかし、最近では地球温暖化に伴う熱中症が増加し、通気性が良く、軽量で機能的な剣道着及び袴も発売されている。

一方で剣道が競技であるという側面からみると、瞬時に定められた相手の打突部位を打突しなければならない。そのため、素早い動作が要求される。剣道具だけでも約5kg前後の重量があるため、剣道具をつけて打突をすることは、体力の低い女子競技者や、年少競技者にとっては少なからず負担となり、剣道具を着けていない状態に比べて運

動能力を低下させるものであると考えられる。そのような中、最近では試合に特化した実践型剣道具というものが発売された。実践型剣道具はできるだけ軽量化したものである。

そこで、本研究では実践型剣道具装着が運動機能に与える影響を調べることを目的とした。

II. 方法

1. 対象者

対象者は、国際武道大学女子剣道部員30名であった。また、コントロール群として国際武道大学女子柔道部員12名の測定も行った。

測定対象者には、測定内容及びデータの取り扱いについて文書と口頭で説明し、研究協力の承諾を得た。なお、本研究は国際武道大学研究倫理委員会の承認（承認番号14007）を受けている。

2. 測定項目

本研究では剣道具装着が運動機能にどの程度影響を与えているのかを明らかにするために、特に剣道に必要だと思われる敏捷性および瞬発力について次の測定を行った。測定は、剣道具を装着していない状態（以下、無装着）、実践型剣道具装着時（以下、実践型）、及び標準的な剣道具装着時（以下、標準型）の3つの条件で測定を行った。なお、測定は、軽装でシューズ着用で行った。

1) 反復横跳び

床に引いた100cm 間隔の3本の平行ラインの中央ラインをまたいで立ち、「始め」の合図で右側のラインを越すか、または踏むまでサイドステップし、中央ラインにもどり、さらに左側のラインを越すかまたは触れるまでサイドステップした。この運動を20秒間繰り返し、それぞれのラインを通過するごとに1回と数えて記録とした。

2) 全身反応時間

竹井機器工業社製全身反応時間測定装置を用いて測定を行った。光刺激を合図に、できるだけ早くマットから垂直に跳び上がる動作を2回練習の

後、続けて5回行った。測定値は合図から足が離れるまで時間とした。5回の測定値のうち最高値と最低値を除く3回の平均値を記録とした。

3) 立ち幅跳び

両足を軽く開いて、つま先が踏み切り線の前端にそろうように立ち、両足同時に踏み切って前方へ跳び、最も踏み切り線に近い位置と踏切前の両足の中央の位置とを結ぶ直線を計測した。測定は2回行い、最高値を記録とした。

4) 垂直跳び

株式会社ディケイエイチ社製マルチジャンプテスタを用い測定を行った。マットスイッチの上で、できるだけ高く跳躍した。測定は2回行い最高値を記録とした。

5) 分析方法

得られた測定値は、平均値と標準偏差を求めた。各条件下での平均値の有意差検定には分散分析法を用い、有意差が認められた場合には多重比較検定（Bonferoni 法）を用いた。

III. 結果と考察

表1に本測定で用いた標準型と実践型の剣道具の重量、及び剣道着（標準型として二重の剣道着、実践型として軽量剣道着）と袴（標準型として綿袴、実践型として軽量型テトロン）の重量を示した。合計重量は標準型が7205g、実践型が4845gであり、その差は2360gであった。

表1 剣道具、剣道着及び袴の重量

| | 標準型 | 実践型 | 差 |
|---------|-------|-------|-------|
| 面 (g) | 1,835 | 1,320 | 515 |
| 小手 (g) | 595 | 385 | 210 |
| 胴 (g) | 1,505 | 1,165 | 340 |
| 垂 (g) | 1,030 | 545 | 485 |
| 剣道着 (g) | 1,270 | 585 | 685 |
| 袴 (g) | 970 | 845 | 125 |
| 合計 (g) | 7,205 | 4,845 | 2,360 |

表2に対象者の特性を示した。剣道群、及びコントロール群の間には、年齢、身長、体重ともに有意な差は認められなかった。

表3に剣道群における各測定項目の結果を示した。すべての測定項目において、無装着、実践型、標準型の順で測定値が悪くなる傾向が見られ、剣道具の重量による影響が見られた。

全身反応時間については、有意差は認められなかった。反復横跳びについては、無装着と標準型

において有意差が認められた。立ち幅跳びについては、無装着と標準型、無装着と実践型において有意差が認められた。垂直跳びについては、無装着、実践型、標準型すべての関係において有意差が認められた。

以上の結果から、剣道群において、全身反応時間を除いた測定項目において標準型剣道具の装着が無装着時に比べて運動能力に影響を及ぼしていることが認められた。

表2 剣道群とコントロール群の特性

| | 剣道群 | 有意差 | コントロール群 |
|------------|-----------|-----|-----------|
| | 30名 | | 12名 |
| 年齢 (歳) | 20.1±1.3 | | 19.8±1.1 |
| 身長 (cm) | 160.2±5.9 | | 159.9±8.9 |
| 体重 (kg) | 58.4±7.0 | | 60.9±8.6 |
| 段位 (段) | 3.1±0.3 | — | — |
| 剣道経験年数 (年) | 12.5±2.7 | — | — |

表3 剣道群における各測定項目の結果

| | 無装着 | 実践型 | 標準型 | 有意差 |
|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 全身反応時間 (秒) | 0.319±0.05 | 0.320±0.05 | 0.320±0.04 | |
| 反復横跳び (回) | 50.1±5.8 | 49.1±5.9 | 48.4±6.2 | 無>標準 |
| 立ち幅跳び (cm) | 183.4±20.9 | 173.9±22.3 | 170.4±22.5 | 無>実践、無>標準 |
| 垂直跳び (cm) | 32.9±5.5 | 31.2±5.4 | 29.9±5.3 | 無>実践>標準 |

表4 コントロール群における各測定項目の結果

| | 無装着 | 実践型 | 標準型 | 有意差 |
|-----------|------------|------------|------------|---------|
| 全身反応時間（秒） | 0.316±0.04 | 0.315±0.03 | 0.330±0.04 | |
| 反復横跳び（回） | 50.3±4.0 | 48.2±3.9 | 46.4±4.3 | 無>標準 |
| 立ち幅跳び（cm） | 179.9±17.5 | 161.5±10.8 | 148.1±12.3 | 無>実践>標準 |
| 垂直跳び（cm） | 32.3±3.5 | 28.8±2.0 | 26.3±2.6 | 無>実践>標準 |

表4はコントロール群における各測定項目の結果を示したものである。全身反応時間を除く、測定項目において、無装着、実践型、標準型の順で測定値が悪くなる傾向が見られた。全身反応時間では有意差が認められなかった。これは剣道群の結果と同様であった。反復横跳びについては、無装着と標準型において有意差が認められた。立ち幅跳び、及び垂直跳びについては、無装着、実践型、標準型すべての関係において有意差が認められた。

以上の結果から、コントロール群においても、全身反応時間を除いた測定項目において剣道具の装着が無装着時に比べて運動能力に影響を及ぼしていることが認められた。

表5は剣道群とコントロール群の各測定値の比較を示したものである。全身反応時間と反復横跳びについては、いずれの条件においても有意差は認められなかったが、立ち幅跳びと垂直跳びについては、標準型と実践型において、剣道群優位の有意差が認められた。

全員反応時間に関しては剣道具装着してもほとんど低下が見られなかった。これは全身反応時間の測定が、主に神経系の影響が強く、測定方法自体も高く跳ぶ必要がなく離地すればよく、身体の移動も少ないため今回の剣道具の重量では装着に

よる有意差が認められなかったものと考えられる。

反復横跳びに関しては、剣道具装着による低下率が剣道群、コントロール群ともに最大で8%以内であり、立ち幅跳びと垂直跳びの低下率よりも低かった。

立ち幅跳びと垂直跳びに関して、剣道群は剣道具装着による測定値の低下の割合が実践型で5%、標準型においても10%以内となっているの対し、コントロール群では、実践型で10~11%、標準型で18~19%となっており剣道群よりも低下率が高い。このような能力、つまり前へ跳んだり、上へ跳んだりする能力は、剣道群では日頃から剣道具を装着して行われており、稽古によって養われているものと考えられる。

男子学生を対象として剣道具の着用の影響を調べた研究によると、本研究による結果と同様の結果であった。つまり全身反応時間に関しては、剣道部員においても、一般学生においても、剣道具装着による影響は認められなかったことが報告されている。反復横跳びに関しては、剣道群、一般群ともに剣道具装着により測定値は有意に低下したが、両群間で比較すると、有意差は認められなかったとし、剣道群、一般群ともに同様の低下率であったことが報告されている。立ち幅跳び、垂

表5 剣道群とコントロール群の各測定値の比較

| | | 剣道群 | 有意差 | コントロール群 |
|------------|-----|------------------|-----|------------------|
| | | 30名 | | 12名 |
| 全身反応時間 (秒) | 無装着 | 0.319±0.05 (100) | | 0.316±0.04 (100) |
| | 実践型 | 0.320±0.05 (100) | | 0.315±0.03 (99) |
| | 標準型 | 0.320±0.04 (100) | | 0.330±0.04 (104) |
| 反復横跳び (回) | 無装着 | 50.1±5.8 (100) | | 50.3±4.0 (100) |
| | 実践型 | 49.1±5.9 (98) | | 48.2±3.9 (96) |
| | 標準型 | 48.4±6.2 (97) | | 46.4±4.3 (92) |
| 立ち幅跳び (cm) | 無装着 | 183.4±20.9 (100) | | 179.9±17.5 (100) |
| | 実践型 | 173.9±22.3 (95) | * | 161.5±10.8 (90) |
| | 標準型 | 170.4±22.5 (93) | ** | 148.1±12.3 (82) |
| 垂直跳び (cm) | 無装着 | 32.9±5.5 (100) | | 32.3±3.5 (100) |
| | 実践型 | 31.2±5.4 (95) | * | 28.8±2.0 (89) |
| | 標準型 | 29.9±5.3 (91) | ** | 26.3±2.6 (81) |

()内は無装着時の値を100%とした場合の割合(%)、* $p<0.05$ 、** $p<0.01$

直跳びも本研究結果と同様であり、剣道具装着により値が低下し、その低下率は一般群のほうが高かったことが報告されている。

本研究の結果、剣道具をつけて競技をすることは、体力の低い女子競技者や、年少競技者にとっては少なからず負担となり、剣道具を着けていない状態に比べて運動能力を低下させるものであると考えられる。しかしながら、剣道具が相手の打

突から身体を保護するという役割も持っていることから、すべてにおいて軽量型の剣道具が良いということとは言えない。

参考文献

- 板東隆男ほか：剣道における防具負荷が運動機能に及ぼす影響（その2）. 武道学研究19-2、187-188、1986.
- 板東隆男ほか：剣道における防具負荷が運動機能に及ぼす影響（その3）. 武道学研究20-2、21-22、1987.
- 巽申直ほか：剣道防具着用が生体負担度に及ぼす影響. 武道学研究20-2、23-24、1987.
- 板東隆男ほか：剣道防具着用が運動機能に及ぼす影響. 武道学研究23-1、56-66、1990.
- 文部科学省：新体力テスト実施要領

漢代の画像石・画像磚に見られる漢代の武術の実態

代表研究者：林 伯原（国際武道大学）

共同研究者：周 佩芳（静岡大学）

野田昭彦（国際交流基金）

佐藤秀明（株式会社技藝社） 山本計広（株式会社ブレーション・テック）

（和文要旨）

- 1) 漢代画像石の図案からは漢と匈奴の両軍が命賭けで戦った当時の激戦の様子が明らかに示されている。古文献史料に記されている対匈奴戦争の武術史料の理解上に重要な意義がある。
- 2) 当時、「蹶張弩」を引き、装填する際、立つて行う方法と座って行う方法の二種類があった。歩射のなかに立つ姿勢もあれば、しゃがむ姿勢もあり、また立つ姿勢の中に、正面から発射する姿勢もあれば、後屈立ちの姿勢もあった。
- 3) 歩兵が鑕柄長刀を使用する方法には二つあった。一つは片手で鑕柄長刀を持ち攻防を行ないつつ、もう一方の手は刀をもった手の動きにあわせるというものであり、もう一つのやり方は、片手で鑕柄長刀、もう一方の手で盾を持ちながら、両手の動きを合わせて攻防を行なうというものであった。注目に値するのは、鑕柄長刀は、片手で持つだけではなく、両手で柄を握って使用することもあったという点である。漢以前及び漢の歴史文献には両手で刀を使う史料が見られないが、この画像石は、中国において両手で刀を用いる刀法の歴史が長く存在したことを示している。

- 4) 漢代、長兵器としては戟と矛が重用されたが、とりわけ戟が多く用いられた。
- 5) 手搏の技能の中に、徒手の対戦もあれば、徒手と兵器の対戦もある。特に、後者即ち「空手で白刃に入る」技能は、手搏の重要な技能として重視されていた。
- 6) 各地の豪族の荘園に兵蘭が設置される例が多く見られる。このことは荘園による武術訓練が一般化していたことを反映している。
- 7) 漢代の両手で鑕柄長刀を使用する方法と関連刀勢は早くから日本刀術に取り入れられていたと考えられる。また、漢代の「四枝刀」、その形状は基本的に日本の「七枝刀」と同工であり、七枝刀の初型（原始型）ではないかと推測される。このように古代日本における武器には中国大陸の武器の要素が寄与するところが非常に大きかったのである。

【キーワード】

画像石 画像磚 武術 弩 戟 矛 鑕柄長刀
手搏 兵蘭

漢代の画像石・画像磚に見られる漢代の武術の実態

林 伯原

1. はじめに

紀元前二世紀から紀元二世紀までの漢代には北方遊牧民族との戦争を通じて大いに軍隊武術が発展し、また、春秋戦国時代に始まった民間武術の発展を引き継ぐ形で各地の武術に様々な個性が現れている。しかし、この時代には研究対象となる文献資料が少ないことから、論述においては常に論拠が不足しがちであり、いまだ解明されていない問題点が数多く残されている。ところが、発掘・保存されている漢代の画像石・画像磚の中には武術を含む様々な社会状況が刻まれているものが多数存在し、これらは当時の武術の様相を考察する上で直接的な証拠となり得る史料であると言えることができる。

漢代の画像石や画像磚は、絵画と彫刻を合わせた芸術品である。画像石は平板の石材に画像を彫刻したものであり、画像磚は粘土で作られた磚面に画像型を押しつけて低温焼成したものである。画像石は前漢末期から始まり、後漢時代に最盛期を迎えるが、後漢以降は流行しなくなった。調査によると、全国で出土した画像石の総数は一万くらいであり、主として当時の政治・経済・文化などが発達した山東・四川・河南の南部・湖北の北部・江蘇の北部・安徽の北部・陝西の北部・山西の西北部・雲南の北部に分布する。当時、これらの地域において住んでいた豪族、世襲大家族、有名な官僚の間には贅をつくして埋葬したり豪華な祠堂を建築する風俗があり、特に高価な画像石を用いて墓・祠堂・石闕などを装飾することが多く見ら

れた。その一方で画像磚は秦代から始まり、前漢に入ると次第に流行し、後漢に至ってその強い工芸美術的な性格が社会に認められ、宮殿・墳墓・邸宅などの各種の建築物に広く用いられるようになった。これらの画像磚は主として政治や経済が発達した中原（河南を中心とする）、西南（四川を中心とする）、江南（長江の中流地域と下流地域）を中心に分布している。

画像石や画像磚に刻まれている内容は非常に豊富であり、鬼神崇拜・神話伝説・自然風景・歴史文化・戦場風景・楼閣宅院・音楽舞踊・人物伝奇、及び当時の市井商工・耕作狩猟・宴会娯楽・民間芸術・武術などが含まれている。特に、近年、各地で相次いで発見された前漢末期から後漢末までの画像石・画像磚に描かれている、武術に関する画像が注目されており、これらの画像石・画像磚は漢代における武術の実態を知るための重要な手掛かりと考えられているが、これまで画像石・画像磚に基づいて武術の実態の解明を試みた研究はあまり見ることができない。本研究は「漢代の画像石・画像磚に見られる漢代の武術の実態」を課題として様々な画像石・画像磚に関する情報を収集した上で分類・考証・考察を行い、またほかの出土した文物及び文献史料と合わせて漢代における武術展開の実態とその特徴の解明を試みるものである。

具体的には、以下の三つの内容、即ち、①対匈奴戦争による軍隊武術の発展（弓弩・長兵器・短兵器・徒手格闘技など）、②荘園経済の発達と民間武術の変化、③漢代における海外との武術交流

を中心に、当時の社会的背景との関連の中で、漢代の武術を考察する。

2. 対匈奴戦争による軍隊武術の発展

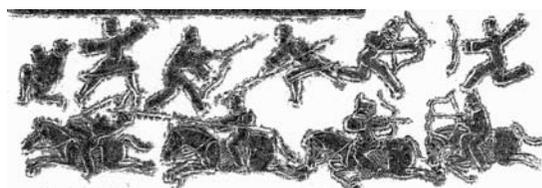
2. 1 「胡漢交戦」の画像石に見られる 対匈奴戦争の実態

漢代の軍隊武術は、外患である匈奴族との対決の過程で発展することになった。北方の遊牧民族である匈奴族は、紀元前二世紀から中原地域に侵入を繰り返しては略奪を行っていた。B.C.215年、全国を統一した秦軍が北上して匈奴を伐ち、その勢力は大きな打撃を受けた。しかし、秦末漢初には中原の戦乱に乗じて再び内地を攻略する。匈奴は河套以南にまで侵入して略奪をほしきままにし、大いに勢威を振るった。さらに東方の東胡を滅ぼすと、北方では渾庾・屈射・丁零などの集落を破り、西方では楼蘭・烏孫などの二十ヶ国を征服した。およそ三十年の間に匈奴の武力は未曾有の規模に拡大し、増大した匈奴の勢力は黄河流域に居住する漢民族にとって深刻な脅威となったのである。B.C.200年の「白登の役」において漢軍は高祖皇帝が親征したにも関わらず匈奴軍に大敗した。漢軍の軍事力は「白登の役」から数十年のうちに復元され、特に騎兵が大いに拡充された。こうして武帝の時代には、戦車と騎兵を併用する形式か

ら騎兵を主戦力とする形式へと軍隊の改編がほぼ完了した。元朔元年（B.C.128）から元狩四年（B.C.119）までの十年間に漢軍は匈奴に対して大規模な反攻を試み、歴史的に重要な戦役が度々生じている。胡漢両軍がこれらの戦争に動員した騎兵の総数は二十万騎以上に及ぶのが常であった。中でも元狩四年の戦役において大將軍である衛青と霍去病が常時従えていた騎兵の数は各十万騎、さらに同行した「私負従馬（公有馬以外の私有馬）」の数は十四万頭にも達した。この戦役以降、軍の主力として騎兵が戦場を縦横に駆け巡る時代が到来したのである。その激しい戦争の場面について、『史記』や『漢書』の記載によく見られるが、実証として出土した文物が極めて少ない。しかし1981年、山東省嘉祥県の五老窪から出土した、「胡漢交戦」と見なされる画像石は漢匈戦争の様子が明らかに示されている。この画像石は後漢早期の作品であり、二つの図案があり、一つの図案には、六人の歩兵が矛を用いて互いに格闘し、二人の兵士が弓を引いて互いに射る様子が描かれている（図1）。もう一つの図案には両軍が歩射対歩射、騎射対騎射、長兵対刀と盾といった戦いを繰り広げる様子が描かれており、長い矛を用いる騎士が馬を馳せながら敵を突き刺す様子、刀を持ったその相手が傷ついて馬上に倒れ、逃走するといった情景、あるいは一人の兵士が刀を振り上げ、無慈悲にも跪いた者を殺そうとする姿などが生々しく描かれている（図2）¹。これらの図案からは漢と匈奴の両軍が命賭けで戦った当時の激戦の様子を窺い知ることができる。



1. 長兵器の対戦。『中国画像石全集』(2)より



2. 「胡漢交戦」図。『中国画像石全集』(2)より

漢帝国は対匈奴戦争を通じて、北方の遊牧民族と対立しながらも交流を深めた。軍の主力が騎兵となったことは当時の武器、武術及びそれらの訓練方法に大きな変化を生じさせた。これはすなわち中原地区と少数民族の武術交流が戦争を通じて促進された結果であると言えることができる。また、漢代には軍隊武術に顕著な変化が現れるが、それらの多くは騎兵が軍の主力として活躍するようになったことに起因する。以下、漢代の画像石や画像磚から、漢代の軍隊武術における遠射及び格闘武器とその訓練方法の実態について詳細を検討していく。

2. 2. 騎射と歩射

春秋戦国時代に発達した勁弩（強力な弩）は漢代における対匈奴戦争においても主要な武器として使用され、匈奴軍の強悍な騎兵に対抗可能な遠射武器としてその有効性をあらためて証明した。前漢の晁錯は軍事に関する進言の中で、勁弩を射れば遠方に及び、匈奴の弓ではこれを阻止することができないと述べている²。当時の弩には「臂張弩」と「蹶張弩」の二種が存在しており、射法も「臂張弩法」と「蹶張弩法」に分かれていた。『漢書』の「申屠嘉伝」に付された顔師古の注に「手で張ることを臂張、足で踏んで張ることを蹶張と言う」³とある。また、『後漢書』の「陳球列伝」には当時の勁弩について「機を引きこれを発せば千余歩の遠きを射る」⁴との記述がある。1982年、河南省方城県の城関鎮から出土した「蹶張弩」を描いた石刻画像には兵士が両足で弩を踏みしめ、口に咬んだ矢を装填しようとする様子が生き生きと描写されている（図3）⁵。また、清代の馮雲鵬、馮雲鵬が編纂した『金石索』に収録された山東嘉祥県の武氏祠の漢代画像石には蹶張士が座った状態で足で勁弩を引く様子が二つの図案で刻ま

れている。その一つは、蹶張士が座った状態で足で勁弩を引き、もう一つは勁弩を引いたままに矢を装填しようとする様子が描かれている（図4）⁶。上述した河南・山東の三点の画像からは、当時の「蹶張弩」を引く方法として、立って行う方法と座って行う方法の二種類があったことがわかる。

漢代には匈奴を始めとする北方異民族との戦争が頻発したため、漢軍においては弩術及び弓術の訓練が一層重んじられるようになっていた。当時の軍隊における遠射武術は「騎射」と「歩射」に大別され、いずれにも弩射と弓射があった。弩射と弓射は当時の軍隊における重要な戦闘技能であり、騎士・材官（歩兵）・楼船（水兵）の別を問わず、必ず習射（射術の訓練）を行わなければならない、その検閲も毎年行われた。漢軍では強弓を引く「引強」や「蹶張」は特殊な技能として評価されていた。また、軍隊には兵卒に弓術を教授する官吏が設けられた。漢代において「材官」とは

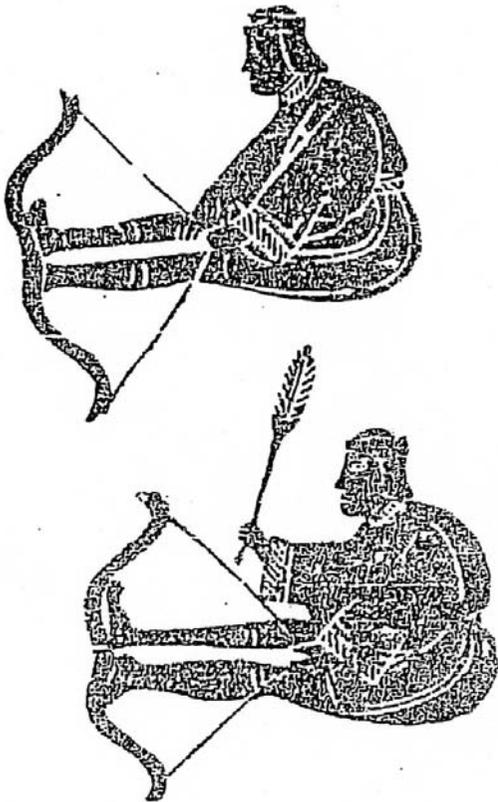


3. 漢代の蹶張弩。『中国画像石全集』(6)より

一般に歩兵を指すが、膂力が強く弓術に優れた下級武官もまた「材官」と呼ばれた。例えば、『史記』の「絳侯周勃世家」には「(周勃は)材官として強弓を張ることができた」とあり、『史記注解』では『漢書音義』の記述を引用して次のように説明している。「強弓を引くことのできる弓術の教官は現在の官職で言えば『挽強司馬』に相当する。」⁷また、『漢書』の「晁錯伝」に「材官驍発、矢道同的」とあり、臣瓚の注に「材官とは騎射の官吏であり、驍発(速射)しても矢の道が的を同じくするという射技は素晴らしい」⁸と解釈されている。さらに、『漢書』の「地理志」の記載によれば、南郡には発弩官が設けられていたとされ、顔師古の注では「(発弩官は)弩を放つ技術を(士卒に)教授する職務を司る官吏である」⁹と解釈されている。以上のことから漢代には強弩

を用いる歩兵や騎兵の訓練を専門の職務とする武官が設置されていたことがわかる。当時、訓練を経た材官は力が強く、非常に強力な勁弩を足で踏んで引く技術すなわち「蹶張」を身に付けていたので、「材官蹶張」あるいは「蹶張士」と呼ばれていた。彼らは材官の中でも特に選ばれた力自慢であった¹⁰。このため、「材官蹶張」や「蹶張士」は軍隊において勇敢で力があり、強い弓を引くことのできる豪傑の士を表わす専門用語として用いられた。

上述したとおり、騎射と歩射は軍隊において主要な戦闘技能として訓練されたため、その技術に優れた将校、兵士が騎兵において数多く現われた。その中でももっとも著名なのは、騎射に長じて「飛將軍」と呼ばれた李広である。『漢書』の「李広伝」には彼の射術に関する挿話が非常に多く記録されている。「(李広は)射術に巧みで(匈奴が蕭関を侵した時、)多くの敵を殺し、捕虜としたことから郎官となり、騎常侍に任ぜられた。…匈奴の騎兵数百騎に追われた時、李広は胡人の少年が持っていた弓を取って追手の騎兵を射殺し、ついに脱出することができた。…李広が狩猟に出た時のこと、草叢の中にある石を虎と見違えて弓で射たところ、その矢は石に没入(突き刺さる)した。(近づいて)見て(初めて)石であることに気づいた。…(李広が率いる四千騎が十倍の匈奴騎兵に包囲された時、)胡(匈奴を指す)は猛攻して、矢は雨のように降り注ぎ、漢兵は半数以上が死に、漢軍の矢も尽き果てんとした。そこで、李広は兵士たちに弓を引き絞ったまま発さぬように命じ、自身は大黄(弩の名前)を以て敵の裨将を射て、さらに数人を射殺した。このため、胡虜(匈奴)はようやく怯んだ。…彼が弓を射る時は敵を見ても数十歩以内にしなければ射ず、また必中の自信がなければ矢を発さず、一度発せば、弦の響きに応ずるかのようにならずや敵は倒れた。」¹¹このように、



4. 蹶張弩の装填法。『金石索』より



5. 前漢の騎射図(画像磚拓本)。『中国古代のスポーツ』より

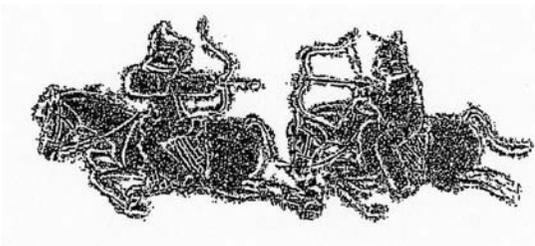


7. 漢の騎射図(画像石拓本)。『中国美術全集』より

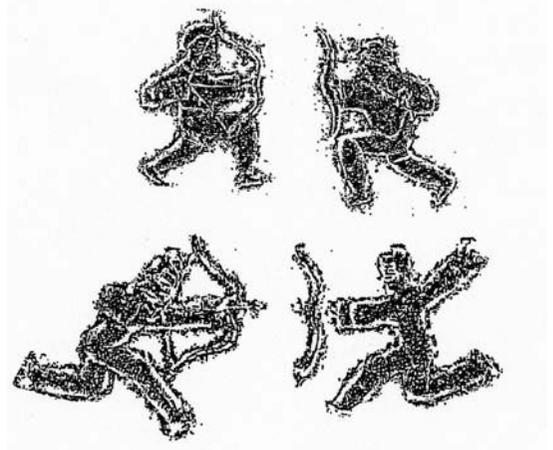
李広の射術は非常に精妙なものであった。1970年、河南省鄭州市の新通橋から出土した画像磚には前漢時代の騎射の図が刻まれていた。一人の騎士が馬を馳せながら弓を引き、まさに矢を放たんとしている姿である(図5)¹²。また、前出の山東省嘉祥県の五老窪から出土した後漢早期の画像石「胡漢交戦」には、騎射対騎射の対戦の様子が描かれている(図6)。さらに、山東省の蒼山県の前姚村で出土した後漢時代の「石橋交戦画像石」には弓を持った武士の様子が刻まれている。この武士は左手で弓を持って馬を走らせて戦場に向かって行く様子が生き生きと描かれている(図7)¹³。

また歩射は漢軍の重要な訓練項目であった。『漢書』の「李陵伝」によれば、李陵は精銳五千と共に酒泉、張掖で射術を訓練しながら胡軍との戦闘に備えていた。そして、浚稽山で五千の歩兵を率

いた李陵は、ついに自軍に六倍する匈奴騎兵と抗戦することになったのである。李陵は兵を陣営の外に整列させると、前を行く者には戟と盾を持たせ、後ろを行く者には弓弩を持たせた。虜(匈奴軍のこと)は漢軍の数が少ないのを見て正面から漢軍の陣営を攻撃した。李陵は広くこれに攻撃を加え、一千の弩で同時に射かけると、敵は弦の音に應じるように倒れていったという¹⁴。この記述からは訓練を経た漢兵の射技が非常に精密であった様子を読み取ることができる。漢軍の歩射の様子も漢代の画像石から見られる。後漢早期の「胡



6. 漢の騎射図。『中国画像石全集』(2)より



8. 漢の歩射図。『中国画像石全集』(2)より

漢交戦」の画像石にも当時の歩射対戦の状況が描かれている(図8)。また、山東嘉祥県の武氏祠の漢代画像石には様々な歩射の様子が刻まれている。その中には、兵士が立っている姿勢もあれば、しゃがんでいる姿勢もある。また、立位の姿勢の中には、正面から発射する姿勢もあれば、後屈立ちの姿勢もある(図9)¹⁵。このような姿勢から漢軍の歩射訓練とその実戦の実態を伺い知ることができる。漢代を通じて漢軍と匈奴軍は騎射及び歩射の技能を互いに競い合い、同時に相互に影響を受けた結果、一層その技術を高め合うことになった。このため、前漢時代には漢軍の射術が飛躍的な発展を遂げ、その優れた騎射及び歩射の伝統は後漢時代へと引き継がれていったのである。

『後漢書』の「陳愨王寵伝」には「(劉寵は)弩射に善たり、十発十中ですべて同じ箇所命中した。中平年間(184-188)、黄巾の乱が起こると各郡県の人々は相次いで城を棄てて逃亡したが、劉寵は強弩数千を備えた軍を率いて都亭に駐在した。人々は王(劉寵)の優れた射術をよく知っていたので敢えて反乱に参加しようとしなかった」とある。『華嶠書』は劉寵の射術の要諦について次のように説明している。「陳寵(劉寵の別名)の射、その秘法は天を覆い地を載せ、参連(三矢を連発する)を以て奇となす。また、三微、三小あり。三微を経(縦)とし、三小を緯(横)とし、経緯相用(縦横を測って照準する)すれば万勝の方策となる。その要は機牙(弩の引き金)にある。」¹⁶



9. 漢の歩射図(画像石拓本)。『金石索』より

この説からは、当時の弩射の技能にはすでに(縦と横を調節するための)整った照準法が存在し、これによって弩の命中率が大きく向上していたことがわかる。

弩は漢軍の伝統的装備であり、その使用法及び訓練法に関しては漢代を通じて豊富な経験が蓄積された。それらが弩の製造技術及び性能の向上を促進する一方で、弩機の進歩が弩の訓練にも必然的に還元され、射術に関する全般を総合的に発達させることになったのである。そして、漢代における射術の発展は当然のごとく理論面にまで及んだ。『漢書』の「藝文志」に記載されている当時の射法関連の著作は八種にも及ぶ。その八種とは『逢門射法』二篇、『陰通成射法』十一篇、『李將軍射法』三篇、『魏氏射法』六篇、『強弩將軍王困射法』五卷、『望遠連弩射法』十五篇、『護軍射師王賀射書』五篇、『蒲苴子弋法』四篇である¹⁷。これらの著作はすべてが漢代の作品ではなく、先秦時代の射法を総括したと思われるものを含んでいる。しかし、漢代に射法理論に関する著作が多数存在し、史書にまで記録されたことは当時の人々が射藝を非常に重視していたことを証明するものであると言えるであろう。

2. 3 剣術の衰退と刀術の勃興

剣は春秋戦国時代初期にはすでに軍隊と民間の双方において用いられており、戦争で使用される武器であると同時に民間における武藝の一種であった。漢代初期、剣は依然として軍事技能として重視されていた。例えば、『史記』の「項羽本紀」には「項籍は幼い頃、読み書きを学んだが大成せず、剣を学んだがこれも物にならなかった」¹⁸とある。また、『史記』の「淮陰侯列伝」によれば、韓信は若者の時、貧乏であったが、刀剣を好んでよく身に帯びていた。楚の項梁が秦帝国に叛旗を

翻して淮水を渡った時、韓信は帯剣してこれに従い、麾下に入った¹⁹。唐代の顔師古がこの記載に注を付し、「当時、韓信は剣のみを携帯し、他に財産を持たなかった」²⁰と説明している。貧乏していた韓信が最後まで剣だけは手放さなかった事実は当時の人々にとって剣が特別な意味を持つものであったことを反映している。

司馬遷は「項羽本紀」の中で、当時の士人が帯剣し、剣の腕を競い合った様子を「鴻門の会」を通じて生き活きと描いてみせた。沛公（劉邦）は百余騎を従えて項羽の陣を訪れ、鴻門で会見する。しかし、項羽に亜父（尊称、父に亜ぐ者の意味）と呼ばれた軍師の范増はこの会見を沛公を除く絶好の機会と考えた。会見の最中、范増は項羽に目配せをして劉邦の殺害を促したが、項羽は黙って応じなかった。堪えかねた范増は坐を立てて外に出、項羽の従弟の項荘を呼び寄せて劉邦を害するよう命じる。そこで、項荘は座輿を装い、剣を抜いて舞いながら機会を見て劉邦を殺そうと試みた。しかし、項羽の叔父である項伯がこれを見て同じく剣を抜いて舞い、常に身を以て沛公を庇ったので項荘は沛公を撃つ機会がなかった。沛公の軍師張良が事態が緊迫していることを沛公の従者樊噲に告げたので、彼は剣を手に盾を引っ提げ、制止する衛士を突き飛ばして軍門に入った。樊噲の決死の形相に驚いた項羽は剣に手を掛け、片膝を立てて身構えながら「この者は何者か」と叫んだ。張良が「沛公の参乗（車に陪乗する者）で、樊噲と申す者です」というと、項羽は「壮士である。彼に一献与えよ」と命じた。樊噲は大杯の酒を立ったまま飲み干し、さらに酒肴として出された豚の肩肉の塊を、盾を地面に伏せた上に載せ、剣で切って食べてみせた。樊噲の異様な振る舞いに宴席が白けたのを機会に沛公は樊噲を伴って中座し、逃げるように鴻門から立ち去った。沛公は乗って来た馬車と従騎を鴻門に留めたまま、自分一人だ

け馬に乗り、樊噲らの護衛四名は剣と盾を持って徒歩で従って帰った。張良だけが後に残り、沛公からの献上品として玉斗を項羽に献上したが、范増はこれを地面に置くと剣を抜き、憤怒を込めて撞き壊したという²¹。秦末漢初の英雄たちがまさに丁々発止の駆け引きを行った緊迫感溢れる「鴻門の会」の顛末はこのようなものであるが、ここで注目すべきは当時の將軍たちがいずれも剣を携帯しており、また随時剣を用いて戦うことができる技量を身に付けていた点であろう。ちなみに、山東省沂南県北寨村で発見された漢代の石刻画像からは当時の剣士の様子を窺い知ることができる。石刻には向かい合う二人の剣士が描かれているが、左側の剣士が右手で長剣をすでに半分ほど抜き出しているのに対し、右側の剣士は長剣を帯びてはいるものの、左手を上挙げて右手は後方に伸ばし、相手を抑えて何か話をしようとしている様子である（図10）²²。

また、前漢時代には皇帝から臣下に剣を下賜する例が少なからずあったようである。『漢書』の「衛綰伝」に「御上（漢の景帝を指す）が剣を賜ろうとすると、衛綰は『臣は先帝からすでに剣六振りを賜りました。これ以上は頂戴いたし兼ねます』と答えた。御上は『剣は人々が（愛好し、それ故、）



10. 後漢の剣を持つ剣士。『中国画像石全集』(1)「山東漢画像石」より

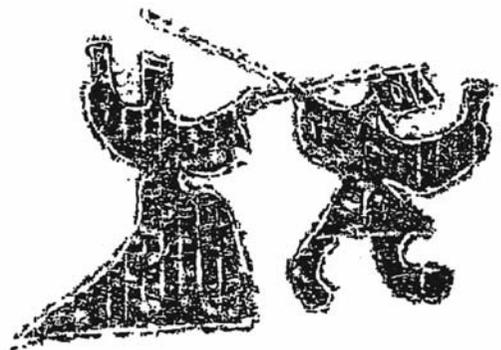
よく贈られる品物だが、今もすべて持っているのか」と問うと、衛綰は『全部ございます』と答えた²³とある。これは漢初の君主が臣下に剣を褒美として与えた例である。当時、佩剣とはすなわち身を守ることを自体を意味していた。これについては『漢書』の「雋不疑伝」の記載に見ることができる。「(雋不疑は)櫛具剣(剣の柄頭に蓮の花を模した玉飾りのついた剣)を持ち、…(盛装して暴勝之に面会に行く)門下の者が彼の帯剣を解こうとしたので、不疑は『剣は君子の武備であり、身を守るためのものであるから解くことはできぬ。退がりなさい』と言った。役人がその旨を(暴勝之に取り次ぐと、勝之は閤(くぐり戸)を開いて迎え入れさせた。』²⁴

漢代には秦代以前からの剣を好む風潮が受け継がれており、民間にも剣の愛好者や剣客が少なくなかった。例えば、『漢書』の「地理志」の記載には「呉、粵(越)の君(主)は(歴代を通じて)皆、勇を好んだ。それ故、その民は今も剣を用いることを好み、死を軽んじ、挑発されると易々と(剣を抜いた)」²⁵とある。また、『漢書』の「李陵伝」の中で、李陵は自身の部下について「荆楚(湖北及び湖南一帯の地)の勇士や奇才、剣客ばかりである」と紹介している²⁶。また、『漢書』の「尹翁歸伝」には次のような記載がある。「(河東平陽の人、尹翁歸は)監獄の小役人となり法律を学んで通曉した。また、撃剣を好んだが、彼に立ち向かえる者はいなかった。当時、大將軍である霍光が政事を乗っていたが、その霍氏の一族は平陽に住んでいた。(霍光の威光を笠に着た霍氏の)奴僕や食客が(禁を破って)刀を持って市場に入り、乱暴を働いても役人はこれを制止することができなかった。しかし、尹翁歸が市場の役人となつてからは敢えて(禁を)犯す者はいなくなった。』²⁷当時の人々が剣を護身用に携帯することは珍しくなかったが、誰も敵わないほど卓越した剣技を会

得した「剣の達人」と言うべき者が当時すでに存在していたことは興味深い事実である。

当時、撃剣もまた依然として流行していた。『漢書』の「淮南王安伝」に次のような記載がある。「淮南王安の太子は剣を学び、自らに及ぶ者はないと自負していた。郎中の雷被が(剣術に)巧みであると聞くと、これを召し、(手合わせを挑み)腕比べを行った。雷被は再三辞退し、(腕比べにに応じてからも太子に遠慮して勝負を)譲っていたが、ついに誤って太子に打ち中ててしまった。』²⁸また、撃剣は漢代の石刻の題材としても多数見ることができる。1965年、山東省鄒城市で出土した漢代の石刻画像には二人の武士が剣を持って打ち合う様子が描かれている。右側の武士は剣を手に相手に接近して攻撃しようとしているが、左側の武士はすでに相手の頭部に剣を命中させており、激烈で緊迫した当時の撃剣の雰囲気がよく表現されている(図11)²⁹。

しかし、一世を風靡した感のある剣と剣術は漢帝国と匈奴の戦争を通じて衰退していく。大量の騎兵が投入された対匈奴戦争において「劈砍(刃部で叩き斬ること)に不向きな剣は騎兵の武器として不適と見なされ、刀身を振り回しての斬撃にのみ特化した「鏃柄長刀」に置き換えられた。これを機に刀が急速に製造・使用されるようになる一方で、剣は戦場から次第に駆逐されていったの



11. 漢代の撃剣図。『鄒城漢画像石』より

である。余談であるが、日本の『東大寺献物帳』には同形の刀の名称が「鑿頭」と記されており、中国からもたらされた「鑿柄長刀」は日本では「鑿頭大刀」と呼ばれるのが通例のようである。

前漢初年、剣はいまだに軍隊における主要な短兵器であったが、その形状は前代までと比較してすでに大きな変化を生じていた。剣の全長はほぼ倍となり、従来は二箇所を弧を描いていた刃部が直線的になって鋭さを増していた。また、剣の先端（剣鋒あるいは剣先ともいう）の夾角は次第に大きくなっていった。このような変化からは剣の機能のうち先端を用いて真直ぐ刺突する攻撃より側面の刃部を用いて叩き斬る攻撃が重視され始めた事実を読み取ることができる。やがて、対匈奴戦争が拡大し、胡漢両軍の騎兵が無数に戦場を駆け巡るようになると、剣の地位にさらなる変化が生じる。騎兵が長剣を手にも突撃する場合、馬の速度を活用し、腕を振り回して叩き斬る攻撃が敵を殺傷するのにもっとも効果的であった。このため、刺突するための剣先の重要性は減少した。また、両刃を備えていても、叩き斬る用法では片方の刃しか用いることができず、もう一方の刃は無用な存在であった。しかも、細身の剣身を両刃にするためには鑄を厚くする他に手段がなく、製造時の加工が複雑となった上、両刃は斬りつけた衝撃で剣身が折れてしまう原因ともなった。すなわち、騎兵にとって剣は欠点ばかりが多く、戦闘で使い難い武器であるという事実が対匈奴戦争を通じて明らかになっていったのである。こうして剣の柄頭に円鑿を備え、振り回しやすく斬撃に特化した長刀が歴史に登場する。この鑿柄長刀は一直線の刀身を持ち、外見的には剣の形状に近い。そのため、「直刀」とも呼ばれる。『金石索』に収録された山東省嘉祥県の武氏祠の漢代画像石には騎兵が「鑿頭大刀」を用いて敵を突撃する様々な様子が刻まれている（図12）。この中に主として二

つの突撃する姿勢があり、一つは、騎兵が刀を用いて敵に向かって真直ぐ刺突する攻撃の姿勢であり（図12の右図案）³⁰、もう一つは、腕を振り回して敵を叩き斬る攻撃の姿勢である（図12の左図案）³¹。描かれている二つの姿勢は当時の鑿柄長刀を用いる騎兵の主要な戦闘技能であろうと考えられる。

前漢時代以降、鑿柄長刀は主要な格闘用武器として軍隊に大量に装備されるようになった。このため、帯刀（佩刀）する将校の数が徐々に増えていった。『漢書』には将校や官吏が佩刀していたという記録が少なからず残っている。例えば、『漢書』の「李広伝」には次のような記述がある。李広が若き大將軍衛青に従って塞外で戦った時、後方に配置された結果、道に迷って戦闘に遅れてしまった。軍営に帰った後、晩年にこのような不名誉を与えた天命を嘆き、李広は佩刀を引き抜いて自刎したという³²。また、同じく『漢書』の「蘇武伝」の記述から蘇武が漢の使節として匈奴に赴いた際、その身に佩刀していたことを知ることができる。匈奴が蘇武に投降を迫った際、蘇武は佩刀を引き抜いて自らを刺したという³³。これらの引用で刀が使用されているのは決して偶然ではなく、当時の習俗が佩剣から佩刀へと変化していた事実を反映しているのである。後漢時代に入ると、主君が臣下に刀を下賜する例が史書に現れる。『後漢書』の「虞延伝」には虞延の腕力は人並み以上で、鼎を挙げるほどであり、光武帝は東巡に同行した虞延に錢（銭）、劍帯及び佩刀を賜



12. 鑿柄長刀を持つ騎兵。『金石索』より



13. 後漢の刀を持つ武士。『中国画像石全集』より

給したと記されている³⁴。また、『後漢書』の「馮魴伝附馮石伝」にも後漢の安帝の頃、馮石が衛尉（宮門を守る衛士の長官）となって寵愛を受け、安帝から駁犀具剣、佩刀などの賜物を受けたとある³⁵。『後漢書』の「輿服志」は身分ごとの車駕や冠冕・朝服の規定、いわば現代の服装規程に当たる制度の記録であるが、佩剣に関する言及が一切なされていない反面、諸侯王及び公卿百官の佩刀について非常に詳細な規程が記述されている³⁶。「輿服志」の内容からは当時すでに公式の場における佩剣が廃止され、佩刀が後漢王朝の輿服制度の一種として定められていたことがわかる。これらの史書の記録からは、後漢時代を通じて剣と刀の価値が完全に逆転し、刀が着実にその地位を向上させていった事実を知ることができる。1954年には山東省沂南県北寨村で刀を帯びた後漢時代



14. 刀と盾を持つ騎兵と歩兵。
『中国古兵器論叢』より

の武士像が描かれた漢画像石が発見されている（図13）³⁷。この画像石から当時の武士が刀を携帯している様子を見て取ることができる。

叩き斬ることに適した鑢柄長刀は騎兵中心の戦場から次第に剣を駆逐し、軍隊においても大量に装備される主要な短兵器となっていた。しかし、こうした変化は後漢末期にはすでに完了しようとしていたのである³⁸。山東省沂南県にある画像石墓の墓門に掛けられた横額には大規模な戦闘の模様を描いた図像が刻まれている。主要な格闘武器としてこの鑢柄長刀が描かれ、併せて長方形の盾が使用されている（図14）³⁹。また、『金石索』に収録された山東省嘉祥県の武氏祠の漢画像石にも騎兵と歩兵が刀と盾を用いて戦う様子が刻まれている（図15）⁴⁰。これらの図像は前漢初年には軍隊の主要な装備であった剣と盾が当時すでに刀と



15. 刀と盾を持つ騎兵と歩兵。『金石索』より



16. 鑲柄長刀を歩兵。『金石索』より

盾に完全に置き換わっていたこと示すものである。

漢代、鑲柄長刀は歩兵の接近戦で用いられた主要な武器であり、その使い方は漢代の画像石に描かれている。武氏祠の漢画像石によれば、当時、歩兵が鑲柄長刀を使用する場合、主として二つの方法があり、一つは片手で鑲柄長刀を用いて攻防を行ない、もう片手でその動きを合わせて行動するというものであった。画像石からみれば、その場合、刀を右手で用いることもあれば、左手で使用することもあった。刀を右手に持つにしても、左手で持つにしても、もう一方の手は刀を持っている手の動きと合わせて攻防を行なう（図16）⁴¹。もう一つのやり方は、片手で鑲柄長刀を用い、もう一方の手で盾を持ち、両手の動きを合わせて攻防を行なうというものである。刀は主として攻撃を行ない、例えば、切る、払う、振り降ろす、なぎはらう、刺す等の技を主体にし、盾は防備として相手の攻撃を阻み止めるように使われる。いずれも両手は刀と盾の技を合わせて攻防を為す（図17）⁴²。

鑲柄長刀はまた、片手で扱うこともあれば、両手で用いることもあった。これは山東嘉祥県の満峒郷宋山村で出土した後漢の画像石からみられる



17. 刀と盾を持つ歩兵。『金石索』より



18. 鑲柄長刀を用いた歩兵。『中国美術全集』より

（図18）⁴³。この画像石は春秋時代の「二桃三士を殺す」という故事に基づいて創られたものであるが、刻まれている鑲柄長刀を用いた武士の様子をみれば、これは漢代の武士像であったことがわかる。その中に二人の武士がそれぞれ片手で鑲柄長刀を用いてもう片手で前に推し出す構えをとっている。もう一人の武士は両手で刀を横にさし上げて斜めから相手の武器を払って振り切る構えをしている。漢以前及び漢の歴史文献に両手で刀を使う史料はあまり見られないが、この画像石は古代中国に両手で刀を用いる刀法の歴史が長く存在したことを表している。

当然のことながら、軍隊における刀と劍の交代劇は短期間に完了したのではなく、一定期間を経て漸進的に進行した。それ故、軍隊では長期にわたり刀と劍が併用されるという状況が見られた。歴史文献における漢代の劍に関する記載の件数は決して刀に劣るものではない。しかし、刀を重用する風潮が漢代から始まったこともまた疑う余地のない事実である。

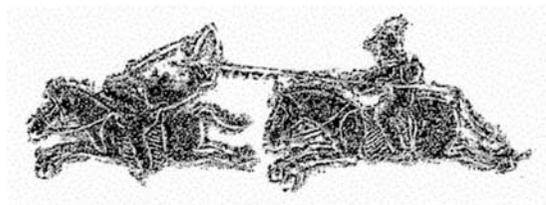
また、漢代において劍の軍事上の重要性は低下したが、民間での劍術の修練はこれに影響されることなく続けられた。このため、劍術の発展は次第に民間を主要な舞台とするようになっていったのである。後漢末の崔寔が著した『政論』の記述によれば、後漢時代において勢力を持った豪族が劍客を養って黔首（民衆）を威嚇することはごく一般的な事象であった⁴⁴。曹操配下の武将許褚の率いた部下は「虎士」と呼ばれ、全員が劍客であ

ったという⁴⁵。これらの剣客は当時、剣の技術を頼りに権勢ある者に取り入った人々であった。後漢時代にはすでに剣に関する技術は非常に長期にわたって継承され、その研究も十分に深化していた。後漢時代の文人である王充の著書『論衡』の「別通」に「剣道家が戦えば必ず勝つ理由は曲成侯（前漢時代の剣の名手）や越女（春秋戦国時代の剣の名手）の教えを心得ているからである。…一方の技術が優れ、一方が劣っておれば、勝つのは必ず技術を有する方である」⁴⁶とあるのはこのためである。

そして、惜しむべきは『漢書』の「藝文志」に記載された『剣道』三十八篇がすでに逸失したという点である。これらの著作が現存していれば、先秦時代及び漢代を通じて高度に発達した中国の剣道に関してさらなる詳細を知ることができたに違いない。

2. 4 長兵器技能の発展変化

漢代を通じて長兵器としては戟と矛が重用されたが、とりわけ戟が多く装備された。前漢時代、すでに戟の重要性が高まり、軍隊では騎兵歩兵を問わず矛と共に用いられた。前漢の晁錯は兵事について次のように述べている。「両軍が接近戦を行う時、平地で草が浅く、進退が自由にできれば、長戟を用いるに適した地です。剣と楯（を持った者）が三人いても一人の戟（を持つ者）には対抗できません。（一方、）萑・葦・竹・蕭が生い繁り、



19. 矛を持つ騎兵。『中国画像石全集』(2)「山東漢画像石」より



20. 矛を持つ武士。『中国画像石全集』(2)「山東漢画像石」より

草木が蒙籠（蔓延し乱れる様子）として、枝葉が密に繁茂していれば、矛・鋌（短矛）を用いるに適した地です。長戟が二人でも矛鋌一人に敵いません。…（騎兵は）勁弩と長戟を持ち、…馬を下りて地上で闘い、剣戟を相接して一進一退しつつ戦えば、匈奴の足は（漢軍の兵士に）及びません。これは中国（の兵士）が長じた技です。」⁴⁷と述べている。この記述から漢代の対匈奴戦争において戟と矛がいずれも重要な役割を果たしていたことがわかる。

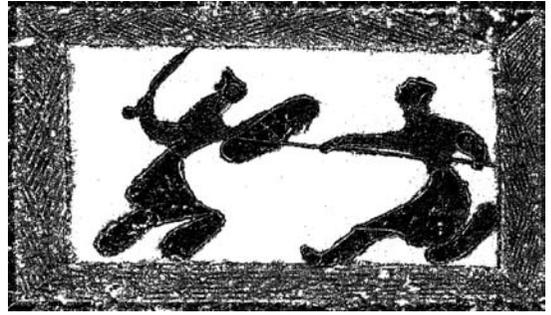
漢代の画像石や画像磚には矛や戟を用いて戦う様子を描いたものが数多く存在する。1981年、山東省嘉祥県の五老窪から出土した後漢早期の画



21. 矛を持つ武士。『中国画像石全集』(6)「河南漢画像石」より



22. 前漢の撃刺中空画像磚（拓本）。
『中国古代のスポーツ』より



24. 漢代の矛と盾・刀の対戦図。
『漢代画像石上的人文与体育』より

像石には多数の兵士たちが長戟や長矛を執って対戦している様子が刻まれ、その中に騎兵もあれば（図19）、歩兵もある（図20）⁴⁸。また、1982年の河南省方城県の城関鎮で発見された後漢時代の画像石にも一人の武士が左足を前に踏み出して両手で矛を突き出している様子が描かれていた（図21）⁴⁹。さらに、1970年に河南省鄭州市の新通橋で出土した煉瓦では左側の人物が長矛を持ち、前方に飛び出して敵を刺突しようとしている一方、右側の人物は左手に鈎鑿（先の曲がった武器の一種）を持って防御しながら右手に剣を持って相手を突き刺そうとしている（図22）⁵⁰。これらの画像からは当時の戦いで戟や矛といった長兵器が活躍した様子を窺い知ることができる。

また、当時、騎士・材官（歩兵）・楼船（水兵）の別を問わず、矛と長戟を用いて戦ったが、戟が多く用いられた。その様子が、山東省嘉祥県の武氏祠の漢画像石にも見られる（図23）⁵¹。

当時、長戟や長矛に対抗できる武術は盾と刀を併せて用いる方法であった。漢画像石には長矛を

持つ者が盾と刀を用いる者と戦う画像も存在する。右側の者が長矛を突き出し、それを左側の者が左手の盾を用いて防ぎつつ右手で刀を振りかぶり斬りつけようとしている（図24）⁵²。この図案は盾と刀の併用が当時の長柄武器に対抗し得る重要な武術的手段であったことを示すものである。

北方の平原地帯における異民族との戦闘において漢軍の長戟や長矛は強力な戦闘力を発揮した。このため、漢代の将軍及び兵士は鎧を身に付け、戟や矛を武器として戦うことが一般化していた。『史記』の「項羽本紀」には「（項王は）自ら鎧を身に付け、戟を手にして戦いを挑んだ」とある。また、『史記』の「魏其武安侯列伝」にも次のような記載がある。呉楚七国が叛乱した際に呉軍に灌夫の父が殺された。灌夫は父の仇討ちをすべく鎧を身に付け、戟を手にして、軍中に壮士（死を恐れぬ勇敢な兵士）を募って得たわずか数十人を率いて呉將の麾下に迫り、敵兵数十人を殺傷したという⁵³。このように長戟や長矛は漢帝国の正規軍で広く使用されていたが、他方、地方の官吏や地方軍もまた一般的な武器として戟を用いていた。『後漢書』の「百官志五」には「亭に亭長あり、以て盜賊を禁ず」とあり、注として『漢宮儀』から引用して次のように解釈している。「（各地の）尉、游徼、亭長は皆、五兵を習う。五兵とは弓弩・戟・楯・刀劍・甲鎧のことである。鼓吏は赤い幘



23. 戟を持つ騎兵・歩兵・楼船。『金石索』より

(頭巾)をつけ、行膝(むかばき、腰から足先までを覆う布や毛皮の類)を巻き、剣または佩刀を携帯し、楯を持って鎧を身につける。矛や戟を備え、射を習う。』⁵⁴この記述によれば、当時の地方官吏が一般的に装備した武器にも矛や戟が含まれていた。当時、これらの武器が非常に広範に普及していた証左である。また、匈奴との戦いが日常的に発生した関西(函谷関の西)の辺境諸郡では男子にはもちろん、女性にも戟や矛の扱いに優れた者がいた。後漢末の政治家である鄭泰が董卓に述べた次の言葉からわかる。「関西諸郡では…度々異民族と戦っているため、婦女すら戟を(肩に)載せ、矛を(脇に)挟み、弓に弦して矢(袋)を背負っています。況や強悍な男性(の勇敢なことは言うまでもありません。)」⁵⁵

当時、戟と矛が広範に用いられたことは対匈奴戦争を通じて発達した騎馬戦及び歩兵戦における必要と密接な関係がある。とりわけ戟は先進的な格闘兵器として漢代には非常に広く普及していた。しかし、三国時代には馬槊すなわち矛の重要性が次第に高まり、ついに戦場から長戟を排除するに至った。この馬槊の普及を契機に長兵器としての戟は徐々に衰退していくことになるのである。

2. 5 徒手格闘技能の多様化

漢代に徒手格闘技能は手搏と呼ばれるようになると共に一層の発展を見せた。『漢書』の「甘延寿伝」には次のような記載がある。「(甘延寿は)少年の頃、良家の子弟にして騎射を善くしたので羽林(禁衛の官)となった。また、人並み外れて投石と拔距(跳躍)に優れていた。かつて羽林の亭楼を飛び越え、これによって郎官として選任された。さらに弁の試験を経て期門(天子の護衛)となり、その才能と力量を天子に愛幸された。』⁵⁶三国時代の学者である孟康が「弁は手搏なり」と述べていることか

ら、当時の期門と呼ばれる皇帝の従者が徒手格闘技能の試験を通じて選抜されていたことがわかる。また、『漢書』の「藝文志」には兵技巧十三家の一つとして『手搏』六篇が挙げられている。班固が付した注に「技巧とは手足を習わせ、器械(武器)を便じ(習得し)、機関(発射装置を備えた武器)を積み(習熟して)、攻防における勝ちを立てることである」⁵⁷とある。すなわち、兵技巧とは武器及びその訓練に関する技術のことであり、班固が述べた「手足を習わす」技術として手搏の技能が含まれていたと考えられる。

漢代の著作に現れる「搏」という文字は大別して二つの意味を持つ。一つは漢の許慎の『説文解字』に「搏とは索持である」とあるように敵を掴むことである⁵⁸。もう一つの意味は徒手で撃つといった意味で、『漢書』の「灌夫伝」には「(灌)夫は酔って甫(竇太后の弟)を搏った」とあり、顔師古の付した注に「搏、徒手で相手を撃つこと」とあるとおりである。つまり、手搏を現代の武術用語で解釈すれば、前者は「拿(掴み技)」あるいは「摔(投げ技)」であり、後者は「打(徒手の打撃)」とすることができよう。そして、この両



25. 漢代の手搏図。『金石索』より

者が当時の「手搏」における基本技術であったと
 言うことができる。『金石索』に収録された山東
 省嘉祥県の武氏祠の漢画像石に赤帝（古伝説上の
 帝王の祝融氏、後世は赤帝と呼ばれる）が両手で
 手搏を行なう様子が刻まれている（図25）⁵⁹。こ
 の画像石は祝融氏が共工（古代中国神話に登場す
 る神）を征伐した故事を題材としたものであるが、
 その画像の漢代服飾から実際には漢代の武士を描
 いたものと考えられる。この武士は、両足を一脚
 長ほどに開いて前足は進行方向に向け、半身の姿
 勢をとり、左手は前へ出し、右手は自分の胸前で
 身体を守るように構えている。このスタイルは相
 手に攻撃を仕掛け、また相手の攻撃を避けるた
 めの基本的な手搏の構え方である。この手搏の姿
 勢が当時の画像石に刻まれたことから、こうした
 方法が当時非常に流行していたことがわかる。ま
 た、西域で発見された漢代の竹簡をまとめた『居
 延漢簡甲編』の第1304号簡に記された六文字は
 「相錯畜、相散手」と解釈されているが、学者の
 陳邦懷氏はこの六文字に初めて注目し、これこそ
 『漢書』の「藝文志」にある『手搏』六篇の佚文
 であろうと指摘している。また、同氏はこの残簡
 にある六文字を「相錯畜とは（対戦する）二人の
 手が互いに交錯して組んだ状態すなわち搏の意
 味である。相散手とは交錯して組み合った状態
 から自由に打ち合う状態（散手と言う）に移行し、
 互いに（掴んで）引っ張ったり（拳脚で）撃つ
 たりすることであり、これらは兵士が打ち合う
 格闘技のようなものを表す。」⁶⁰と解釈している。
 ここにも上述の二つの技術概念が現れている。す
 なわち、「相錯畜」とは接近し、組み合せて戦う
 技術のことであり、「相散手」とは互いに手足や
 肘膝などを用いて自由に打ち合う技術を指して
 いる。

漢代における徒手格闘技能の発展はその打撃
 方法の多様化にも現れている。このことは許慎の
 『説文解字』の「手」部からその一端を窺い知



26. 漢代の手搏図。『中国体育文化五千年』より

ることができる。「攆」とは掌で下から斜め上方に
 撃つ方法である。「挨」とは相手の背中を狙って
 撃つこと。「擻」とは横から撃つこと。「杓」とは
 瞬時に相手に打ち込むこと。「抵」とは側面から
 斜めに撃つこと。「擗」は双手を用いて撃つこと。
 「攬」とは真ん中から打ち込むこと。「拂」は掌で
 側面から素早く振り切ること。「擗」とは相手の
 頭部を狙って撃つこと。「箝」は相手に挿し込む
 撃法である。⁶¹ここに挙げた文字がすべて徒手格
 闘技能の技法を表現するとは断定できないが、そ
 の意味を一つ一つ考察してみれば、漢代にはすで
 に豊富な徒手格闘技能の技法が存在した可能性が
 高いとすることができるであろう。河南省南陽市
 で発見された漢画像石には当時の手搏の様子が刻
 まれていた。その図案には三人の武士が徒手で戦
 う姿が躍動的に描かれており、当時盛んに手搏が
 行われていた様子を彷彿とさせる（図26）⁶²。

当時、武将の特徴を評価する語に「拳捷」（拳
 法の敏捷さ）という表現が存在していた。例えば、
 『三国志』の「呂布伝」には「（董卓は）手戟を抜
 いて呂布に投げつけたが、呂布は拳捷によってこ
 れを避けた」⁶³とあり、呂布の平素における訓練



27. 空手と矛の対戦図。
 『中国古代のスポーツ』より

のほどが想像される。また、曹丕の『典論』の「自叙」には「(奮威將軍の鄧展は) 手臂(拳法)に善たり、五兵(弓弩・戟・楯・刀劍・甲鎧)にも通曉し、また、空手にて能く白刃に入ると称す」⁶⁴とある。これも当時の人々が鄧展の優れた拳技を賞讃したものである。

河南省南陽市で出土した石の彫刻では二人の人物が対峙している。右側の人物が長兵器を前方に突き出しているのに対して、左側の人物は一步後退し、素手で防御の構えをしている。二人の動作、姿勢は均整が取れている上に力強く、まさに真に迫った表現である(図27)。また、同じ南陽市の臥龍区石橋では漢代の墓から徒手と長兵器を持った者が対戦する彫刻が発見されている。前図と同様に右側の人物が長兵を用いて相手を突き刺そうとし、左側の人物は両足を前後に開いて徒手で防御の構えをし、非常に緊迫した雰囲気包まれている(図28)⁶⁵。上述した二つの図案はいずれも「空手で白刃に入る」すなわち「空手入白刃」という状況を題材にした作品と考えられる。

また、手搏の発達に伴い、民間においても素手で撃ち合うことが娯楽の一種として行われていた。左思の『呉都賦』には呉国の人々が「弁(手搏)・射(弓術)・壺(投壺)・博(博戯)」⁶⁶を好むと記されている。手搏が射藝、投壺、博戯などの文化・体育活動と並記されていることは当時すでに手搏が民間において幅広い大衆基盤を有していたことを示していると言えるであろう。



28. 空手と長兵の対戦図。『中国画像石全集』(6)「河南漢画像石」より

2. 荘園経済の発達と民間武術の変化

前漢後期、各地の豪族は荘園形式で農民から搾取を行い、代々地方の支配権を握っていた。後漢時代にはこうした荘園経済がさらに発達し、各地に遍く形成されていった。このような荘園経済の発達に伴い展開した武術は当時の民間武術の有り様を特徴づけるものであった。その実態とは次のようなものである。

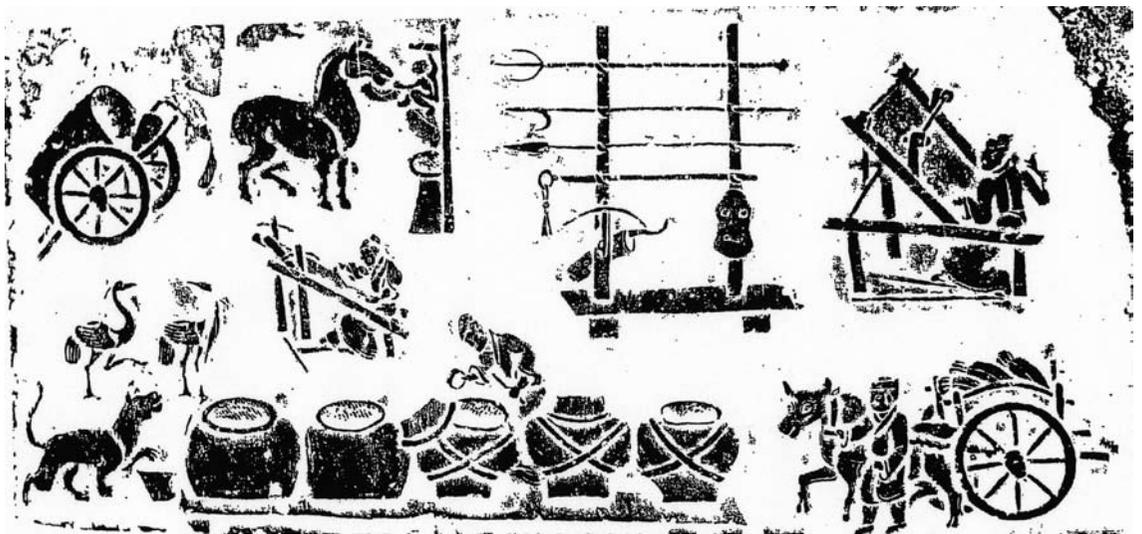
各地の豪族(領主)が支配する荘園は往々にして自給自足の生産組織であり、佃農・附従・徒附・家客・部曲・僮客と呼ばれる農民(下人)を従属させて搾取を行っていた。これらの農民は領主に対して人身的隷属関係(隷属農民と言う)にあり、その身分及び地位は非常に低いものであった。彼らは大地主に対して重い地租を納めるだけでなく、各種徭役を無償で行うことを要求されており、人身的にもその領主に支配されていた。また、多くの領主は自らの権力を保全し、勢力を強化し、あるいは荘園を自衛することを目的に人々を部曲・佃客・賓客と呼ばれる私兵として編成して武術訓練を施していた。こうした武術訓練を経た部曲・佃客・奴客等は戦力として決して侮れないものであったようである。『漢書』の「胡建伝」に次のように記されている。胡建は渭城の県令として赴任してよく治め、声望を高めた。当時、皇后の父である上官將軍の安は皇帝の姉である蓋公主の情夫である丁外人と親しかった。丁外人は嬌恣(傲慢で気儘に振る舞うこと)であり、私怨により京兆伊(都の官員)を家客(刺客)に射殺させた。(丁外人がその)家客を公主の廬に隠したので、役人は敢えて捕らえようとしなかった。しかし、県令の胡建が吏卒と共にこれを囲んで捕えたので、丁外人は上官將軍と共に大勢の奴客(部曲のこと)を率いてその場に駆けつけ、追捕の役人を射たので、役人たちは散り散りに逃走したと

いう⁶⁷。同書の「尹翁歸伝」にも次のような記述がある。「(大將軍となった霍光の威光を笠に着た霍氏の) 奴僕や食客が(禁を破って) 刀を持って市場に入り、乱暴を働いても役人はこれを制止することができなかつた。」⁶⁸ 部曲を擁した当時の権力者は武力を背景に暴虐な振る舞いに及び、法を犯して良民を苦しめ、国家権力に楯突くことさえ平然と行ったのである。

また、前漢末の農民一揆の後、大豪族たちは多数の私兵を率いて戦争に臨み、軍事的活動に参加するようになっていった。これは『後漢書』の記載に見ることができる。例えば、「岑彭伝」には(岑彭が) 率いた賓客たちは甚だしく力戦した。…前隊大夫の嚴説と共に宛城(現在の河南省南陽市) を守った⁶⁹とある。また、「臧宮伝」にも(臧宮は) 賓客を率いて下江の軍隊に参加し、校尉(官職名) に任命された⁷⁰とある。さらに「劉植伝」にも(劉植は) 弟の喜と共に兄の歎に従って宗族や賓客を率い、数千の兵を集めて昌城を占領した⁷¹とある。後漢末期の戦乱にも大豪族が私兵を率いて戦争に参加した事例が見られる。例えば、『三国志』の「李典伝」の記述によれば、後漢末年、李典は

叔父の李乾に従ったが、その時の彼らの賓客は千家を数えた。初平年間、李典は衆(賓客) を率いて太祖(曹操) に従い、黄巾の乱の鎮圧に加わっている⁷²。また、同書の「甘寧伝」によれば、甘寧は巴郡から荊州の州牧である劉表の下に身を寄せた。彼は僮客八百人を従えていたが、これらの人々はすべて彼個人が養う私兵であった⁷³。また、後漢時代晩期の大型の墓跡から発見される農夫の俑(副葬品の人形)のうち、ある者は盾を持つ武士の俑とまったく同じ服装をして鑢柄長刀を携帯していた。これらは兵士であると同時に農夫であった当時の部曲の有り様をまざまざと反映した遺物であると言うことができる。

後漢時代の大豪族は彼らに隷属する農民を自らの私兵として武装させ、軍隊の編成に倣って組織していた。さらに、塙壁(砦) や堀を設けて拠点とし、常に武術訓練を行っていた。『後漢書』の「李章伝」には次のような記載がある。「李章は漢の光武帝の初年に陽平(山東の莘県) の県令に任命された。当時、趙や魏の豪右(大豪族) は往々にして聚(農民や私兵) を集めていた。中でも清河の大勢力であった趙綱はついに県境に勝手に塙



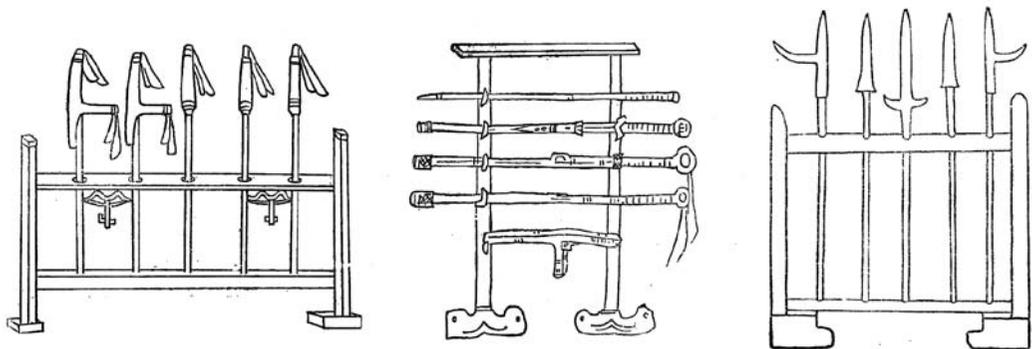
29. 漢代の兵蘭。『中国画像石全集』(7)より

壁を設け、武器を集めては武術の訓練を行い、周辺の地域に大きな被害を与えていた。李章は着任後、宴会を設けて趙綱を招待した。趙綱は剣を帯び、羽衣を着て、武士百余人を従えて宴会にやってきた。李章は（趙綱と）酒を飲んでいる時、突然剣を抜いて趙綱を斬り殺し、事前に伏せておいた兵士たちが趙綱の従者を悉く殺した。さらに、（李章は兵士を率いて趙綱の）塙壁に向かい、これを打ち破った。この地域の役人や人々はやっと安心した。」⁷⁴

当時、趙綱のような各地の豪族が自衛のために塙壁を作るのは珍しいことではなかった。後漢の崔寔の著した『四民月令』の記録によれば、毎年、季節によって華北の豪族は武器を集めて武術訓練を行い、貧困に喘ぐ農民たちの破れかぶれの反抗に備えると同時に彼らの不満を武力で抑えつけようとした。具体的内容について次のような記述がある。「二月、陽に順い射を習い、以て不虞に備う…八月、涼燥を得れば、角弓・弩を上し、繕う治め槩（ゆだめ）も正し、徽・弦を縛りて、遂に以て射を習うべし、竹木の弓及び弧を弛む。…九月、五兵を繕い、戦射を習い、以て寒凍の窮厄の寇（困窮した農民）に備う⁷⁵。また、崔寔の『政論』によれば、各地の豪族は訓練を強化するためにしばしば剣客を招聘してこれを養い、民衆を威圧していた⁷⁶。各地の豪族が剣客を招聘して養っ

たことは地方における剣術の展開に影響を及ぼした。曹丕は『典論』の「自叙」において当時の剣法について次のように語っている。「四方の剣術はそれぞれ異なるが、京師（現在の河南省洛陽市）のものだけが優れている。」⁷⁷ この記述は当時すでに各地に剣道の流派が存在したことを指したものであるが、上述のとおり、各地の豪族が剣客を招聘して大衆に剣術などの武術訓練をさせていたことと当時すでに地域ごとに剣を扱う流儀に差異が存在したことには密接な関係があると考えられるのである。

また、多数の考古学的発掘史料から、当時の大豪族の田荘の多くに武器を鍛冶・製造するための作坊（工房）が存在したことがわかっている。例えば、山東省滕州市から出土した後漢時代の石の彫刻には三人の工匠が武器を製造し、完成した刀剣類が壁に掛けてある様子が刻まれている。また、四川省成都市の曾家包で発見された後漢時代の墓の石壁には埋葬された豪族の荘園生活の様子が詳細に彫刻されていた。石壁には荘園の兵蘭（兵器棚）・織機・馬車・馬屋・醸造酒・犬や小作人などの様子が描写されており、兵蘭の上には矛・戟・叉・鋸柄刀・箠・盾が置かれている（図29）⁷⁸。また、1953年に山東省沂南県で発見された石墓には二つの兵蘭が備わり、各五点の武器が並べて置かれていた。これらの武器の中には戟・矛・弩・刀・



30. 漢代の兵蘭。楊泓の『中国古兵器論叢』（増訂版）より

劍・手戟が含まれていた。さらに1965年に江蘇省徐州市の青山泉白集で発掘された石墓からも戟や矛などを立て掛けた兵蘭が発見されている（図30）⁷⁹。河南省や内モンゴルなどの地域でもこのような兵蘭は多数発見されている。こうした兵蘭は当時の軍隊でも民間でも遍く使用されていたものである。特に、後漢時代になると各地の豪族が養う部曲私兵の数が増え、荘園に兵蘭が設置された例が多く見られる。このことは当時の民間において武術訓練が一般化していたことを反映している。漢代の地方豪族による民衆武装と塙壁設営の広がりとは結果的に民間武術の発達を広範に促進し、いわば当時の民間武術活動を代表する一形態であったと言えることができるのである。

3. 漢代における海外との武術交流

漢代の日本は百余の小国に分かれていたが、漢の武帝の頃には三十余の小国が朝鮮半島を通じて中国と関係を結んだ。そして、『漢書』の「地理志下」には日本に関する記述が歴史上初めて登場している。「楽浪（郡）の海の彼方に倭人がおり、百余国を為して分かれ、歳時ごとに来（朝）し、（献上品を）獻（たてまつ）りに（姿を）見せたという」⁸⁰と記されている。また、『三国志』の「魏書・倭人伝」には次のように記述されている。「倭人（の国々）は帯方郡の東南、大海の中に在り、山がちな島に国邑を為している。旧くは百余国が存在した。漢の時代に（中国に）朝見する者があった。現在は使者や通訳が往来する国が三十国ある。…兵器としては矛・楯・木弓を用いる。木弓は下を短く上を長くして、竹の箭あるいは鉄鏃あるいは骨鏃（の矢を射る）。…景初二年（238）六月、倭の女王は大夫の難升米らを帯方郡に詣（いた）らせ天子に詣（まい）り朝献（貢物を献上）することを求めた。（帯方郡）太守の劉夏は役人と将

士を遣わして京都（洛陽）まで（難升米らを）詣らせた。」⁸¹この時、魏国は倭人の献上物に対して返礼の品を贈っているが、その中に「五尺の刀二振り」が含まれていた。また、同書に「正始元年（240）、（帯方郡）太守の弓遵は建中校尉の梯儻らを遣わして詔書と印綬を奉じて倭国に詣（いた）り、倭王に拝仮（皇帝に代わって官位を授ける）し、併せて詔と齊（とも）に金・帛・錦罽・刀・鏡・采物（身分の高さを示す采の付いた旗や衣服の類）を下賜した」とあるが、やはり贈り物の中には刀が含まれている。これらの記載から漢刀（中国製の刀）が遅くとも三国時代には魏国から日本に伝わっていたことがわかる。

しかし、中日両国から出土している漢代の刀から考察すると、漢刀の日本伝来は上述した史書の記述よりもずっと早い時期にすでに行われていたようである。末永雅雄の『増補日本上代の武器（本文篇）』に紹介されているところによれば、奈良県天理市の東大寺山古墳から出土した「漢中平紀年銀象嵌銘大刀」の刀背には鋨の方から銘文が銀象嵌されているという。銘文には腐朽による脱字があるが、「中平五月丙午造作百練（鍊）清剛（鋼）上應星宿」と解説されている。ここにある「中平」とは後漢末の年号であり、西暦では184-189年に当たる。また、この大刀には漢代の鉄刀の特徴である鑢頭形式が見られる。この刀身は同様の作風の大刀四振り及び素鑢頭大刀七振り、計十一振りと同時に発見された。この素鑢頭大刀とは鉄製で簡素な作りの大刀を言う用語である。鑢頭部分を加工する際に、莖（なかご）の末端を円鑢形に折り曲げ加工しただけの簡素な刀から、やや丁寧に処理された刀までを指し、いわば漢代にもっとも普遍的な鉄製の鑢柄長刀のことである。末永はまた「銘文の示すところによれば、いまより千八百餘年の昔に中国で生産されたこの大刀が、他の数口とともに古代日本へ輸入されてきたことに

大きな文化史的意義があるろう⁸²と述べている。

同書に取り上げられている山城国乙郡向日町附近古墳で出土した鉄刀もまた柄の先端が鑢状であり、さらに肥後国玉名郡江田村船山古墳で発掘された鉄刀の柄にも鑢頭鉄輪に見る特色が見られ、これらの鉄刀はいずれも中国大陸から輸入されたものと見なされている(図31)⁸³。注目に値するのは、これらの鉄刀が1974年に山東省蒼山県で発見された永初六年(112)製作の一振りの優質な鋼刀に酷似している点である。永初六年と言えば後漢の安帝の時代であり、上述した『三国志』における漢刀の日本伝来に関する記述を一世紀以上にも遡る。

また、京都大学文学部考古学研究室に一振りの鑢頭銅刀が所蔵されているが、その刀身は完全に一直線で研磨の跡が清冽であり、中国本土で製造されたものと認められる(図32)⁸⁴。これは当時の貴人の佩刀として用いられたものと考えられる。さらに、近江国高島郡水尾古墓から出土した刀は柄頭の一部に鹿角が素材として使われ、すでに腐朽して鑢状を呈していないものの、刀身は確かに漢刀と同様の作りであった。日本各地から遺物として鑢頭大刀が多数発見されていることは漢代を



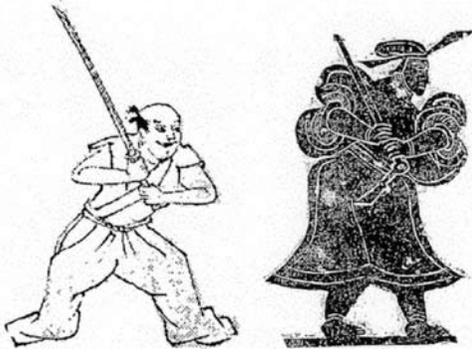
31. 上代日本の鑢頭大刀。『増補日本上代の武器』より

通じて中日の交流が盛んに行われた事実を裏付ける証拠と言えるであろう。末永雅雄はこうした「鑢頭大刀」について『日本武器概説』の中で次のように述べている。「この形式は古墳時代に大陸から朝鮮を経て日本に輸入されたものである。…鑢頭の原始型は中国本土では漢代にこの形式の大刀を使っていたから日本へは古墳時代中期には波及していた。」⁸⁵

また、漢代にはすでに後世の日本剣道と同様に両手で鑢柄長刀を使用していたことが山東省嘉祥県の満硯郷宋山村で出土した後漢時代の画像石に刻まれた武士像から判明している(前出の図17を参照)。また、この画像石に刻まれた武士の中には両手で刀を体側に構え、斜めに相手の武器を払いつつ敵を斬らんとする姿勢を取った者が存在するが、実はこの姿勢及び動作は中国の伝統的な刀法の中に「撃法」の一種として受け継がれる勢法である。この刀勢(刀術における勢法)は両手で刀の柄を握り、右手を右肩の前、左手を右胸の前に置く。体側に刀身を立てて刀先をわずかに後傾させ、左足を前に出して敵に対して斜めに構えるものである。用法としては身体を一気に左方に捻って刀で敵の武器を撃ち落とす、あるいは敵の攻撃に対して左足を退いて身体を開くか、自ら左方に大きく踏み込みつつ、必要に応じて敵の武器を押さえながら首や腕を斬り落とす。また、敵が大きく踏み込んできた場合には後退しつつ身体を一気に左に回転させ、横薙ぎに斬りつけるという技法である。そして、この刀勢は早くから日本刀術に取り入れられていたと考えられる。永禄八年(1565)の『流祖・上泉伊勢守自筆相伝書』中の「新影流影目録」(第三)には「三学五箇太刀名」と



32. 上代日本の銅鑢頭大刀。『増補日本上代の武器』より



33. 左：新影流の「半開半合」の勢。
右：後漢の画像石にある勢法。

して五つの組太刀図が掲載されているが、その中に前述の画像石にある刀勢と類似の構えを見ることが出来る。五つある組太刀のうち一刀両断・斬釘截鉄・半開半合・長短一味の四つに上述の刀勢が含まれている。すなわち、この刀勢は古くから日本刀術の主要な技法の中で実際に使用されてきたのである(図33)⁸⁶。実のところ、この刀勢は日本剣道において「八相」と呼ばれる構えの一種である。慶長六年(1601)の『新陰流兵法目録事』の「八重垣」には「八相」について次のように記されている。「打太刀より上段の清眼に構かかり候時、遣方八相よりかまへ候を、打太刀目付へ付来る、遣方右の足をすこしあとへふみなをしさまに、上より切かけ候を、打太刀ふみこみうち出すを、より身にて両うてをうち留。口伝。」⁸⁷また、『新当流人之巻』の「霞太刀次第」では「八相」について次のように述べている。「八相、我仕掛る敵打ちを、我右足を脇え引、心に開き、滝落・玉濂等の如く受流がし、開て踏込み切落す。敵引くを突に取、またふみこまず、躡を捻り打ち、引かば突。」⁸⁸これらの史料を読む限り、日本刀術における「八相」は前出の画像石に刻まれている中国刀法の刀勢とほぼ同種の技法と考えることができるのである。

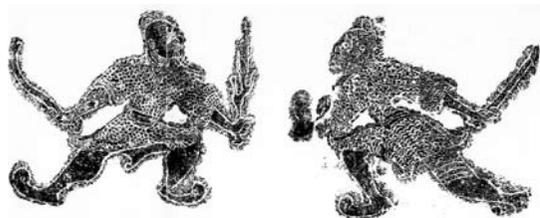
また、「八相」は「撥草」とも表記されるが⁸⁹、

中国語において両者は同音である。この「撥草」(「撥草尋蛇」)は武術の専門用語としてすでに宋元時代には用いられていた⁹⁰。明代に至って「撥草尋蛇」の名を冠する勢法は槍法・棍法・剣法に現れ、また刀法にも「撥草尋蛇」と呼ばれる勢法が存在していた。明末の武術家である王余佑(1615-1684)の著書『十三刀法』の「行刀母八法」には「撥草尋蛇」について次のように述べられている。「我が刀を前方に刺突すると、敵は身を閃かせて我が項(くび)を刺さんとする。我はすぐさま首を捻り(左方に身体を捻って)右肩を前に向け、刀を翻して敵の武器に擦りつけるようにして押さえ、(敵が自らの武器を)手許に引き抜くことを妨げつつ蹲って(敵の武器の)外側から敵の首を叩き斬る。」⁹¹この記述からも「撥草尋蛇」と呼ばれた刀勢が前述の日本刀法における「八相」の技法に類似するものであることがわかる。すなわち、日本剣道の「八相」の構えは中国武術の「撥草尋蛇」の勢法に由来すると推測することができるのである。

また、漢代の武器が当時の日本に伝来した例は鑢頭大刀に限ったことではない。奈良県天理市の布留町にある石上神宮には武神同様に尊重されている「七枝刀」と呼ばれる古い武器が存在する。その形状は複雑で、一本の剣状主軸の左右に互い違いに六本の支刃が突き出しており、石上神社における正式な名称としては「六叉鉞」と称される(図34)⁹²。主軸たる剣身の部分には表裏に金象嵌で銘文が刻まれている。鉄製であるために腐食が

34 日本
の七枝刀。
『増補日本上代の武器』より





35. 刀の対戦図。『中国画像石全集』(1)より

進み、銘文の解釈には異見も多いが、高橋健自氏の考察によって「西晋武帝の泰始四年(268)六月十一日に相当するもの」であると見なされている⁹³。実は、漢代にはこのような武器が実際に戦闘で使用されていた。1937年、山東省曲阜市韓家鋪村で発見された前漢末から後漢初年のものとされる東安漢里遺跡の石椁墓の南壁には鎧を着た二人の兵士が刀や鉞を用いて対戦している壁画がある。対峙する二人のうち、左側の兵士は右手で刀を、左手で枝状の鉞を持ち、右側の兵士は右手に刀を、左手には盾のようなものを構えている(図35)⁹⁴。その鉞は一本の剣状主軸と三本の支刃を備えており、いわば「四枝刀」であるが、その形状は基本的に「七枝刀」と同工であり、七枝刀の初型(原始型)ではないかと推測される。このように古代日本における武器には中国大陸の武器の要素が寄与するところが非常に大きかったのである。

注

- 1 胡漢交戦図(1981年山東嘉祥県の五老窪で出土)中国画像石全集編輯委員会:『中国画像石全集』(2)、「山東漢画像石」、山東美術出版社、2000年、p.131。
- 2 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷49「晁錯伝」、中華書局、1987年、p.2281。
- 3 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷42「申屠嘉伝」、中華書局、1987年、p.2100。
- 4 宋・範曄:『後漢書』卷56「陳球列伝」、中華書局、

1987年、p.1831。

- 5 漢代の蹶張弩(1982年河南方城の城関鎮出土)。中国画像石全集編輯委員会:『中国画像石全集』(6)、「河南漢画像石」、河南美術出版社、2000年、p.37。
- 6 蹶張弩の装填法。馮雲鵬・馮雲鵬編:『金石索』清道光元年(1821)(下冊)北京書目文獻出版社、1996年復刻版、p.1357。
- 7 漢・司馬遷:『史記』卷57「絳侯周勃世家」、北京中華書局、1982年、p.2056。
- 8 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷49「晁錯伝」、中華書局、1987年、pp.2281-2282。
- 9 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷28「地理志」、中華書局、1987年、pp.1566-1567。
- 10 漢・司馬遷:『史記』卷96「張丞相列伝」、北京中華書局、1959年、pp.2682-2683。
- 11 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷54「李広伝」、中華書局、1987年、pp.2439-2447。
- 12 前漢の騎射図(1970年河南省の鄭州新通橋で出土した画像磚)、邵文良編著、楊泓・戴文葆監修:『中国古代のスポーツ』、日本ベースボール・マガジン社、1985年、p.32。
- 13 後漢の弓を持つ騎兵図(山東省の蒼山県の前姚村で出土した画像磚)金維諾主編:『中国美術全集』の「画像石画像磚」(二)、黄山書社、2009年、p.241。
- 14 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷54「李陵伝」、中華書局、1987年、pp.2450-2445。
- 15 馮雲鵬・馮雲鵬編:『金石索』清道光元年(1821)、台湾徳志出版社、1963年復刻版、pp.447-448,p.509。
- 16 宋・範曄撰、唐・李賢等注:『後漢書』卷50「孝明八王列伝・陳敬王義付陳愍王寵伝」、中華書局、1987年、pp.1669-1970。
- 17 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷30「藝文志」、中華書局、1987年、p.1761。
- 18 漢・司馬遷:『史記』卷7「項羽本紀」、北京中華書局、1982年、p.295。
- 19 漢・司馬遷:『史記』卷92「淮陰侯列伝」、北京中華書局、1982年、p.2610。
- 20 漢・班固撰、唐・顔師古注:『漢書』卷34「韓信伝」、中華書局、1987年、p.1862。
- 21 漢・司馬遷:『史記』卷7「項羽本紀」、北京

- 中華書局、1982年、pp.312-315。
- 22 後漢の剣を持つ剣士（1954年山東沂南県の北寨村で出土）。中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』（1）、「山東漢画像石」、山東美術出版社、2000年、p.163。
- 23 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷46「衛綰伝」、中華書局、1987年、p.2201。
- 24 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷71「雋不疑伝」、中華書局、1987年、p.3035。
- 25 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷28（下）「地理志（下）」、中華書局、1987年、p.1667。
- 26 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷54「李陵伝」、中華書局、1987年、p.2451。
- 27 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷76「尹翁歸伝」、中華書局、1987年、p.3206。
- 28 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷44「淮南衡山濟北王伝」、中華書局、1987年、p.2147。
- 29 漢代の撃剣図（1965年山東省の鄒城で出土）。胡新立：『鄒城漢画像石』、文物出版社、2008年、p.127。
- 30 馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.447。
- 31 馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.510。
- 32 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷54「李広伝」、中華書局、1987年、p.2449。
- 33 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷54「蘇武伝」、中華書局、1987年、p.2461。
- 34 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷33「虞延伝」、中華書局、1987年、p.1152。
- 35 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷33「馮魴伝附馮石伝」、中華書局、1987年、p.1149。
- 36 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』志30「輿服志（下）」、中華書局、1987年、p.3672。
- 37 後漢の鍔柄刀を持つ武士（「二桃三士を殺す」）山東省嘉祥県の満硯郷梁山村で出土。金維諾主編：『中国美術全集』の「画像石画像磚」（一）、黄山書社、2009年、p.217。
- 38 楊泓：『中国古兵器論叢』（改訂版）、文物出版社、1985年、p.124。
- 39 武士の刀の対戦図（1937年山東曲阜の韓家鋪村の「東安漢里」石椁墓）、中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』（1）、「山東漢画像石」、山東美術出版社、2000年、pp.84-85。
- 40 漢代の刀と盾を持つ騎兵と歩兵（山東沂南画像石）楊泓：『中国古兵器論叢』（増訂版）、文物出版社、1985年、p.124。
- 41 馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.498、p.510。
- 42 馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.448。pp.509-510。
- 43 漢代の刀と盾を持つ騎兵と歩兵。馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）（下冊）北京書目文献出版社、1996年復刻版、p.1359。
- 44 崔寔：『政論』、唐・杜佑：『通典』卷1「食貨志一」より、中華書局、1988年、p.13。
- 45 陳寿：『三国志』卷18「魏書・許褚伝」、中華書局、1987年、p.543。
- 46 漢・王充著、山田勝美訳：『論衡』（中）第13卷「別通」、『新釈漢文大系』第69巻、明治書院、1998年、p.892。
- 47 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷49「晁錯伝」、中華書局、1987年、pp.2279-2281。
- 48 胡漢の長兵器の対戦（1981年山東嘉祥県の五老窪で出土）中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』（2）、「山東漢画像石」、山東美術出版社、2000年、p.129。
- 49 漢代の矛を持つ武士（1982年河南方城の城関鎮出土）。中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』（6）、「河南漢画像石」、河南美術出版社、2000年、p.36。
- 50 前漢の撃刺中空画像磚（拓本、1970年河南省鄭州の新通橋出土）。邵文良編著、楊泓・戴文葆監修：『中国古代のスポーツ』、日本ベースボール・マガジン社、1985年、p.94。
- 51 馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年（1821）、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.447。
- 52 漢代の対戦図（矛と盾・刀）。陳海華：『漢代画像石上的人文与体育』（漢緑閣藏漢代画像石拓片賞析）、河北教育出版社、2008年、p.83。
- 53 漢・司馬遷：『史記』卷107「魏其武安侯列伝」、北京中華書局、1982年、p.2846。
- 54 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』志28「百官五」、中華書局、1987年、p.3624。
- 55 張璠：『漢記』からの引用文、陳寿：『三国志』

- 卷16「魏書・鄭渾伝」より、中華書局、1987年、p.510。
- 56 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷70「甘延寿伝」、中華書局、1987年、p.3007。
- 57 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷30「藝文志」、中華書局、1987年、pp.1761-1762。
- 58 漢・許慎撰、宋・徐鉉校定：『説文解字』卷12(上)、中華書局、1998年、p.251。
- 59 漢代の手搏図。馮雲鵬・馮雲鵠編：『金石索』清道光元年(1821)、台湾徳志出版社、1963年復刻版、p.348。
- 60 陳邦懷：『考古』「居延漢簡偶談」、北京文物出版社、1963年第10期。馬明達：『説劍叢稿』、中華書局、2007年、p.56。
- 61 漢・許慎撰、宋・徐鉉校定：『説文解字』卷12(上)、中華書局、1998年、pp.256-257。
- 62 漢代の手搏図(河南省の南陽市で出土)。中国奥林匹克委員会：『中国体育文化五千年』より、北京体育大学出版社、1996年、p.14。
- 63 陳寿：『三国志』卷7「呂布伝」、中華書局、1985年、p.219。
- 64 曹丕：『典論』「自叙」からの引用文、陳寿：『三国志』卷2「魏書・文帝紀」より、中華書局、1985年、p.90。
- 65 漢の空手と長兵の対戦図(1972年河南省の南陽臥龍区の石橋で出土)。中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』(6)、「河南漢画像石」、河南美術出版社、2000年、p.96。
- 66 三国・左思：『呉都賦』からの引用文、宋・李昉等：『太平御覽』卷755「工藝部十二」より、中華書局、1992年、p.3353。
- 67 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷67「胡建伝」、中華書局、1987年、p.2912。
- 68 漢・班固撰、唐・顔師古注：『漢書』卷76「尹翁歸伝」、中華書局、1987年、p.3206。
- 69 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷17「岑彭伝」、中華書局、1987年、p.653。
- 70 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷18「臧宮伝」、中華書局、1987年、p.692。
- 71 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷21「劉植伝」、中華書局、1987年、p.760。
- 72 陳寿：『三国志』卷18「魏書・李典伝」、中華書局、1987年、p.533。
- 73 韋昭：『呉書』からの引用文、陳寿：『三国志』卷55「呉書・甘寧伝」より、中華書局、1987年、p.1292。
- 74 宋・範曄撰、唐・李賢等注：『後漢書』卷77「李章伝」、中華書局、1987年、p.2492。
- 75 後漢。崔寔著、渡部武訳注：『四民月令』、『東洋文庫』(467)、平凡社、1987年、p.30、p.108、p.111。
- 76 後漢・崔寔：「政論」、唐・杜佑：『通典』卷1より、中華書局、1996年、p.13。
- 77 曹丕：『典論』「自叙」からの引用文、陳寿：『三国志』卷2「魏書・文帝紀」の注より、中華書局、1987年、p.90。
- 78 中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』第7巻「四川漢画像石」、河南美術出版社、2000年、p.38。
- 79 漢代の兵蘭。楊泓：『中国古兵器論叢』(増訂版)、文物出版社、1985年、pp.285-286。
- 80 末永雅雄：『増補日本上代の武器(本文篇)』、木耳社、1981年、pp.367-368。
- 81 陳寿：『三国志』卷30「魏書・倭人伝」、中華書局、1987年、pp.854-857。
- 82 末永雅雄：『増補日本上代の武器(本文篇)』、木耳社、1981年、pp.367-368。
- 83 上代日本の鑲頭大刀(山城国乙郡向日町附近古墳、肥後国玉名郡江田村船山古墳で出土)。末永雅雄：『増補日本上代の武器(本文篇)』、第六十八図。木耳社、1981年(後179頁)。
- 84 末永雅雄：『増補日本上代の武器(本文篇)』、木耳社、1981年、p.180。
- 85 末永雅雄：『日本武器概説』図版第33「鑲頭大刀」、社会思想社、1971年。
- 86 柳生嚴長：『正伝新陰流』「流祖・上泉伊勢守自筆相伝書」、島津書房、1989年、pp.272-274。
- 87 今村嘉雄：『史料・柳生新陰流』(上)改訂版、新人物往来社、1995年、p.201。
- 88 『新当流人之巻』(抄)「霞太刀次第」、今村嘉雄：『日本武道全集』第二巻より、人物往来社、1966年、p.278。
- 89 赤羽根龍夫：『江戸武士の身体操作—柳生新陰流を学ぶ』、スキージャーナル株式会社、2007年、p.102、p.146、p.157。
- 90 施耐庵・羅貫中：『水滸伝』上冊第9回「林冲

棒もて洪教頭を打つ」、上海古籍出版社、1997年、pp.130-131。

- 91 唐豪：『王五公太極連環刀法』、『武藝叢書』第1輯の1より、中国武術学会、1936年、p.12。
- 92 日本の七枝刀（奈良県天理市布留町の石上神宮所蔵）。末永雅雄：『増補日本上代の武器（図版篇）』、図版第十五。木耳社、1981年。
- 93 末永雅雄：『増補日本上代の武器（本文篇）』、木耳社、1981年、p.124。
- 94 武士の刀の対戦図（1937年山東曲阜の韓家鋪村の「東安漢里」石椁墓）、中国画像石全集編輯委員会：『中国画像石全集』（1）、「山東漢画像石」、山東美術出版社、2000年、pp.84-85。

近世流派剣術から近代剣道への展開過程 — 一刀流の研究を中心に —

立木幸敏(代表)*、朴周鳳**、魚住孝至**、吉田軔男***、
仙土克博****、長南信之****、
宮本光輝*****

* 国際武道大学、** 放送大学、
*** 研究所客員研究員・古流剣術研究会、
**** 古流剣術研究会

二〇一四年度のプロジェクト研究の概要

我々の行っているプロジェクト研究の独自性は、江戸時代の武道文化の形成に主導的な役割を果たした新陰流と一刀流剣術を中心に、流派剣術の元来の形の仕様とその思想を明らかにすることを通して、日本武道文化の成立基盤の解明をすることにある。

本プロジェクトは、科研費・基盤研究(C) (二〇〇八～二〇一一年度) 及び研究所プロジェクト研究 (二〇一二～二〇一三年度) の「日本の武道文化の成立基盤—新陰流と一刀流剣術の研究を通じて」を踏まえたものである。

剣術は江戸中期までは流派の形(勢法・組太刀)を中心に稽古されていたが、十八世紀後期から防具を着け竹刀で打ち合う撃剣が急速に広がり、それが基盤となって近代剣道が成立した。今日の武道が、近世武術に基づいて近代的に再編成されたものであるとするならば、武

道の文化的淵源を探るには、近世武術の中心であった剣術から剣道への展開過程を研究することが重要である。

本プロジェクトでは、新陰流剣術を中心に確立した古伝書に基づく形の解明する手法を踏まえて、まず一刀流剣術で十七世紀に行われていた小野派一刀流の形(組太刀)の実際を当時の古文獻に即して解明する。

二〇一四年度は毎月共同研究会として研究会を行い、一刀流の三重について文献検証を行った。

一刀流に関しては、これまで「小野派一刀流について」(研究所年報第十三号二〇〇七年度)、「小野家伝書から見ると一刀流剣術」(同第十六号二〇一〇年度)の論文、日本武道学会での研究発表「一七〇〇年前後の小野家の刀法について—小野家・津軽家伝書に基づく研究—」(二〇一一年度)などでまとめている。

一刀流に関しては、『日本武道全集』、『日本武道大系』に小野家の一刀流、北辰一刀流など目録等が掲載されている。両書に一刀流伝書として掲載されている「本目録」「割目録」などには「五点」の記述はあるが、一刀流の伝承の「表五十本」に関する叙述はない。一刀流の実技についての書籍としては、笹森順造『一刀流極意』(一九六五)、高野弘正『兵法一刀流』(一九八五)があるが、数点の目録・伝書を掲載し、伝承術技の説明があるが伝書に基づいたものかは不明である。

本プロジェクトでは、二〇〇八年度に金沢近世史料館、一刀正伝無刀流の伝書、術伝を継承し研究されていた村上康正氏の元などに調

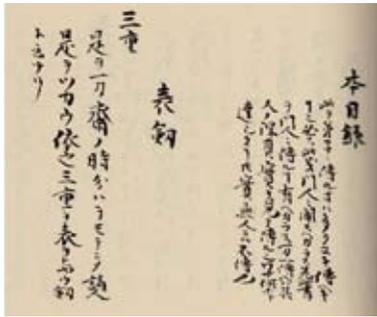


図1 原典（影印本）：
小野家一刀流兵法全書一子相伝之秘書
小野家一刀流兵法秘書天之巻、同地之巻

査に赴き、これまで知られていなかった一刀流の古文書も数多く収集した⁽¹⁾。吉田家蔵の一刀流の組太刀のやり方（仕様）を叙述した津軽家文書写本も合わせて解題・翻刻することで、文献当時の形が復刻（当時の仕様に再構築）することが可能であり、近世、近代への伝承の中で、形（組太刀）が変容してきているか否かが解明される可能性を秘めている。

我々は形をひとつの思想を表していると考えている。形を復刻することは当時の小野家の思想を知ることにもなり、武道研究として重要な手法と位置付けている。

本論で使用する資料は以下である。

一、「春風館文庫」

小野家初代・小野忠明（？〜一六二八）から九代・忠政（業雄）（一八一九〜一八八七）に伝わる小野家の一刀流に関しての文献を収めた春風館文庫の印影本（図1）と村上康正氏による翻刻書二巻

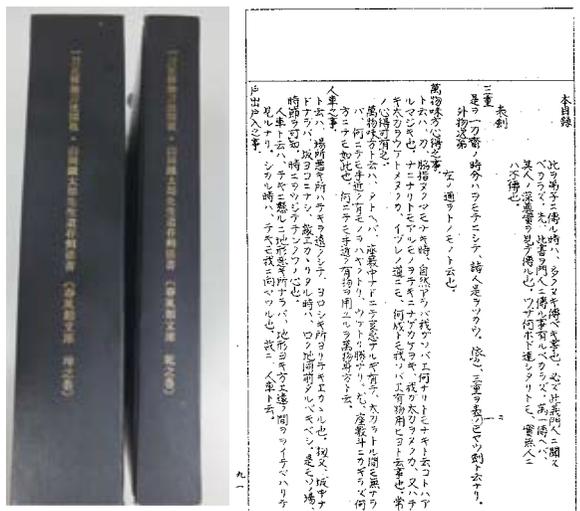


図2 村上康正氏翻刻の「一刀正伝無刀流開祖・山岡鉄太郎先生遺存剣法書・乾之巻、坤之巻」

（図2）⁽¹⁾⁽²⁾。この伝書は小野家各代の当主が記した、起請文、免状、目録、目録の解説、小野家六代の先祖書などが納められている。小野家三代・忠於による伝書は収録されていないが、四代・忠一と五代・忠方による伝書の量が多く、組太刀に関する記述が多い。小太刀、相小太刀の仕様が書かれているが、表五十本、三重については無い。またこの伝書は一八八〇年（明治十三年）に小野家九代・忠政（業雄）が山岡鉄舟（一八三六〜一八八八）に譲り、山岡鉄舟の道場、春風館に蔵されたことから「春風館文庫」と呼ばれている。現在、鉄舟の無刀流関連の伝書と併せて、原本は金沢市立図書館「近世史料館」寄託され、また村上康正氏が翻刻された「一刀正伝無刀流開祖山岡鉄太郎先生遺存剣法書第二輯 旧幕府御師範家本元小野

家傳書』(ガリ版刷私家版)がある。

二、「津輕家文書(清野写本)」

小野家三代・忠於と四代・忠一から一刀流を伝授された津輕藩主・津輕信政(一六四六〜一七一〇)とその息子津輕信寿(一六六九〜一七四六)によるとされる、一刀流の組太刀の仕様を書き記した伝書があり付録には、後に津輕家に仕えた中西派一刀流の山鹿高厚と中西忠藏の書簡などもある。前述の春風館文庫では、三代・忠於の伝書が収録されていないが、この津輕家文書はそこを補充することが出来る内容と量がある。この伝書の原本は、津輕家で傳承されてきたが、昭和初期に一刀流の術技を受け継いだ、笹森順造氏に貸し出され、その内容を著書『一刀流大全』に掲載する予定で、原稿まで揃っていたようだが出版されなかった。一九五二年(昭和二十七年)にこの原稿を当時学生であった清野武治氏が、笹森氏の許に通って全文を写本した。この写本のコピーが清野氏から吉田重成氏に渡され、これを翻刻して引用することにする。尚『津輕家文書』原本は現在行方不明となっており、今日出版されている『一刀流極意』には、付録の山鹿と中西の書簡のみで他は

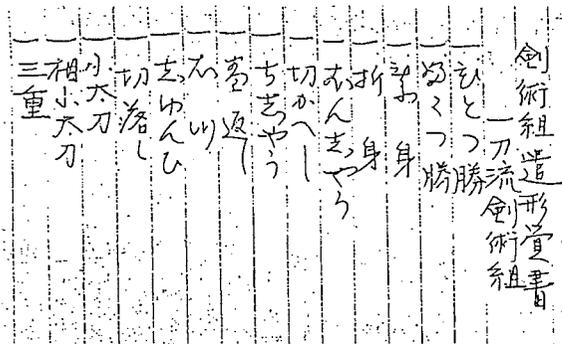


図3 津輕家文書(清野写本)「剣術組遣方覚書」

掲載されていない(1)(2)。本研究ではこの津輕家文書の中に納められている一刀流の表五十本、小太刀、相小太刀、三重の仕様が書かれている「剣術組遣方覚書」を使用し、津輕家文書(清野写本)と呼称する(図3)。

三、「小館伝小野派一刀流伝書」

今年度は戦後まもなく津輕の一刀流の傳承刀法の内容を伝える「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」を比較対照させることにした。この本は昭和二十九年(一九五四)青森県古来武道保存振興会主催であった小館俊雄氏が武道の伝書を書き記したもので、その二巻目に小館氏が傳承された一刀流について三重を含めた組太刀の仕様が記されている(小野派一刀流切組解説)。我々共同研究者である吉田鞆男の父・故吉田重成が当時小館氏を二十数度たずね相互訪問するなど親交が深く、「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」原本(図4)と木剣(図5)を譲り受けるとともに三重の使い方の指導を受けていた。著書の出版が昭和29年の本であり紙が炭化している事もありコピーを定本とし文献検討を行ってきた。

また過日の青森県の調査において津輕地方に伝わる一刀流の傳承者である小田切悟氏より平成四年に翻刻された、「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」を譲り受けた(図6)。今回翻刻を入手したことでより内容の理解が確かなものとなった。小館伝の資料は我々が収集した一刀流の文献で「三重」の仕様が書かれている近代で最も古い文献である。

なお本稿では小館伝小野派一刀流伝書(小館伝)と呼称する。以上の古い時代の文献を基礎とする。

立木幸敏(文責)

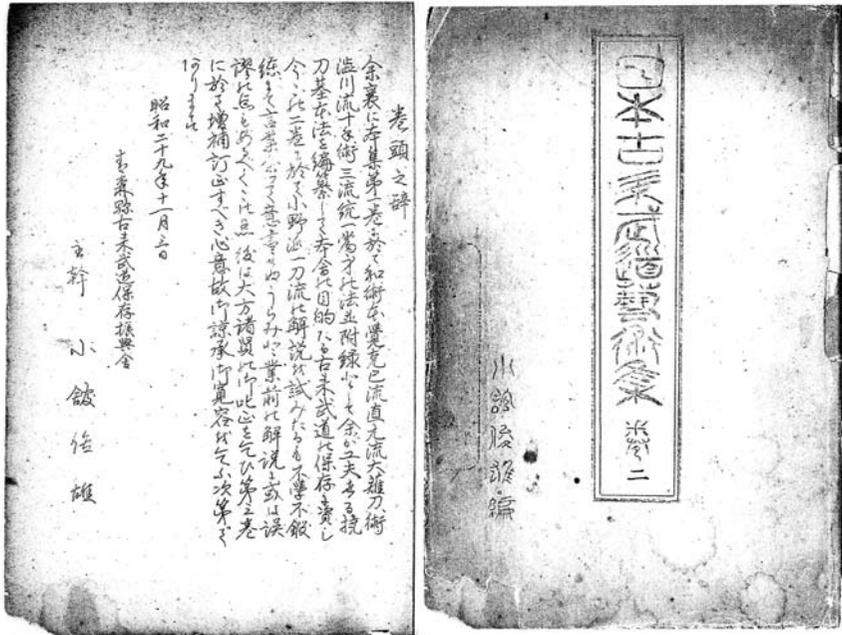


図4 日本古来武道芸術集 小館俊雄編（昭和29年）



図5 三重に使用する 大太刀3.8尺（上）、常寸（下）

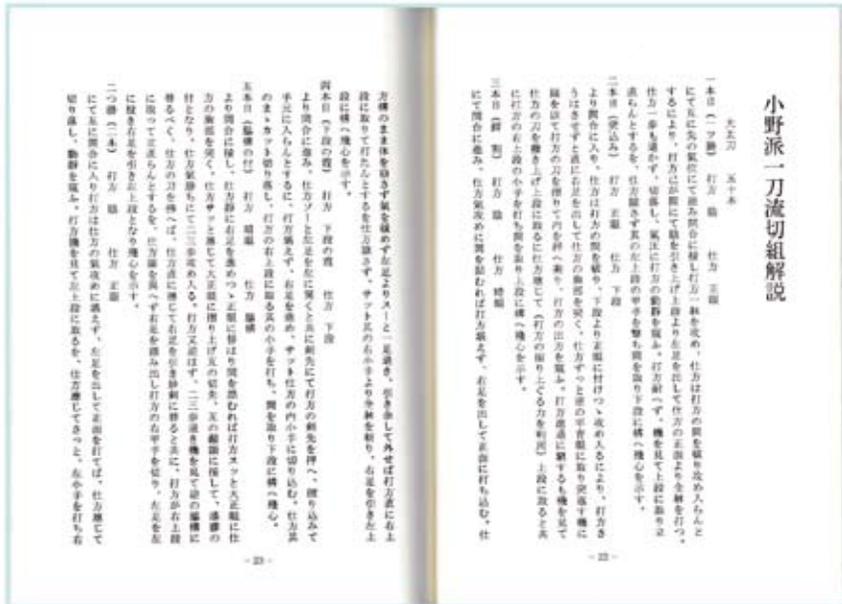


図6 日本古来武道芸術集 小館俊雄編（昭和29年）、平成4年翻刻

小野派一刀流における組太刀「三重」について

立木幸敏、仙土克博、吉田頼男

はじめに

小野家の一刀流は小野忠明(初代)が伊藤一刀齋より伝承した一刀流を小野業雄(九代)まで代々継承してきた剣術である。小野業雄か

らは系が途絶え、伝書、術伝は山岡鉄舟に受け継がれた、いわゆる小野派一刀流とされるものである(図7)(1)(2)。一刀流には表五十本の組太刀があり、他にも小太刀、相小太刀、切落、三重が確認できる(表1)。

一刀流の伝書群である春風館文庫にまとめられている本目録には「三重、是ヲ一刀齋ノ時分ハヲモテニシテ、諸人ツカウ。三重ヲ表ノヒヤウ剣ト云ナリ」とある(1)(2)。これは小野忠明以前の太刀で、そ

一刀流略系譜

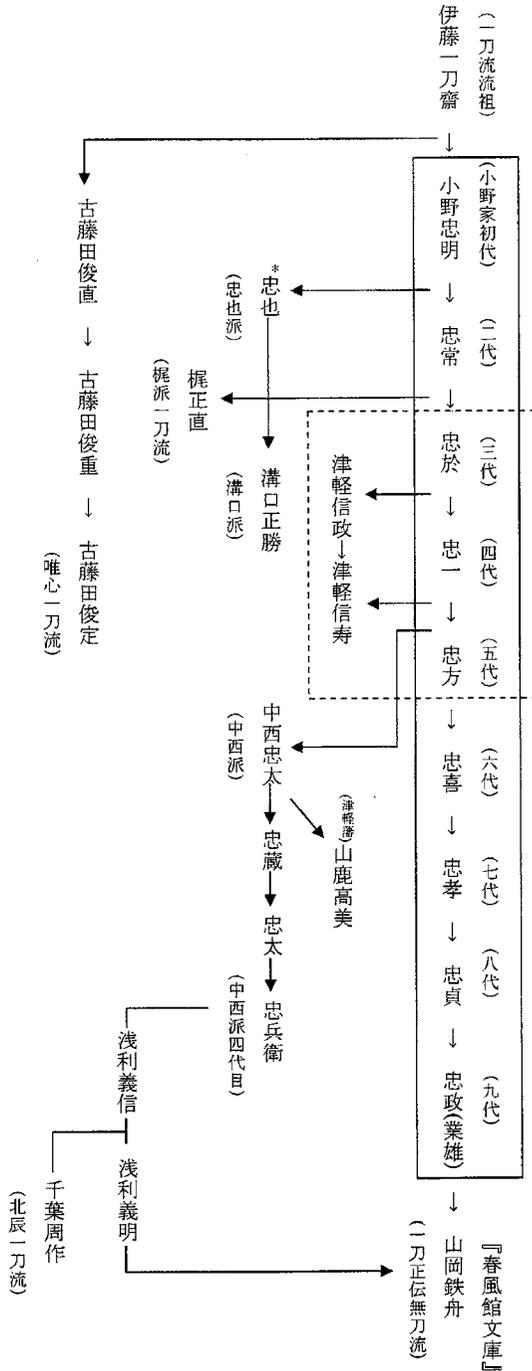


図7 一刀流系図 (2)

* 『春風館文庫』所収の小野家「先祖書」寛政十一年〔一八〇〇〕では、忠也は忠明の弟とされている。

の時分に稽古されていたことが分かる。

| | |
|------|---|
| 表五十本 | 「ひとつ勝」「二ッ勝」「乗身」「折身」「ほんしょう」「切返」「ちしょう」「巻返」「ほつ」「順飛」(以上表十組) |
| 切落 | 五本(特定の組太刀名はない) |
| 小太刀 | 七本 |
| 相小太刀 | 八本 |
| 三重 | (続け遣い) |

表1 「津軽家文書」における一刀流組太刀名⁽²⁾

我々の先行研究では小野派一刀流の組太刀の表五十本を中心に論じてきた⁽¹⁾。しかし組太刀「三重」についてはまだ検討しておらず他の先行研究においても見当たらない。本プロジェクト研究で取り扱ってきた津軽家文書(清野写本)⁽¹⁾⁽²⁾では「剣術組遣方覚書」として表五十本、小太刀、相小太刀、及び三重の組太刀の仕様が記されており、これによりほぼ元禄年間に定型化したと考えられる組太刀の仕様が推定できる⁽¹⁾。

本論では津軽家文書(清野写本)より小野忠於直伝の津軽信政・信寿のほぼ元禄期の仕様と「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」の明治から昭和初期の仕様をもとに三重の組太刀を復刻、比較検討をすることにより小野派一刀流における三重の位置づけの解明を試みることをする。

論文構成

一、(元禄期) 津軽家文書「剣術組遣方覚書」三重

- (1) 原本翻刻
- (2) 技の区分
- (3) 打太刀・仕太刀の割書

二、(近代) 「小館伝小野派一刀流伝書」三重

- (4) 叙述に基づく技の推定・復元—分解写真
- (1) 原本翻刻
- (2) 技の区分
- (3) 打太刀・仕太刀の割書
- (4) 叙述に基づく技の推定・復元—分解写真

三、二つの「三重」の仕様比較

四、一刀流における「三重」の位置づけ

- (1) 越身
- (2) 切落

五、結びに代えて

一、(元禄期) 津軽家文書「剣術組遣方覚書」

津軽信政・信寿によると見られる「剣術組遣方覚書」の津軽家文書(清野写本)は一般に知られていないので、その本文の「三重」の仕様を翻刻をする。著者により句読点、叙述で難読の箇所簡単な注釈を付けることにする。

前半が「打太刀」の仕様、後半が「遣方」(仕太刀)の仕様となっている。

(1) 原本翻刻

●三重

打太刀、右の手にて太刀の中をとり、左にて柄を持、脇構より一足飛出しながら可すみの如く切懸け、また後の足を入、身をかへせいがんに切懸、先よりせいがんに合とき、うらへ廻し、向の太刀右の腕へ乗るとき、本覚の如くに手を上げ、後の足を入れながら、せいがんの如く切込、向身を替へ陰にとりせいがんに仕懸時、合するままにて後ろへ引。

向せいがんのままにて二足程引たる時、手を少しあおのけ切先下りに下へ切かけ、先より合時、上へ返し、又上にて合時、前の足を後へふみ陰にとり、先より逆に巻、せいがんに切出すとき、足を入せいがんに出し、先にて順に巻、くつろげせいがんに合うとき、前の如に裏へ廻し、うでへのるとき、本覚のやうに手を上、後の足を入、前の如く切込、先より陰に詰りせいがんに仕懸る時、合たるままにて引、先より太刀を押、くハつる時、右のひざを立て、くハつし左の手を津き、陰にとりながら前の足を後へ配り立、向下段に二足ほど引ニ、其陰より足を入、表の越身の如くに、手の内へ三度切懸、先より腰を拂ふとき、足を後へふみ陰にとり向脇かまえに成るとき、足を入れせいがんに切懸、先よりせいがんに合時、前の如く裏へ廻し、向の太刀腕へのりたる時、前のごとく本かくのやうに手を上げ、足を入、せいがんの如くに切込、切込たるままにて勝せ、少し後へくつろげて互にくハつし、右の手をはなし左の手を突也。

遣方、脇構より一足飛出、向より切懸所にて一足飛去り、又、先より切出すとき跡の足を入、身をかへ、せいがんに合、敵裏へ廻す時、

志ないて右の手へのり、先より切込時、前後の足をふみかへ、身をかへ妙劍の如くとり、又、後の足を入、身をかへながら陰にとり、直ちにせいがんに仕懸、せいがんのままにて後へ二足引。

先より下へ切懸ル時、下にて合、又上へ廻す時、上にて合、向陰にるとき、前の足を少入乍ら、逆に巻いてせいがんに出し、

又、向切懸時、順に巻てくつろげせいがんに合せ、先より裏を切とき、前の如く、志ないて、右の腕へ乗り、又、切込とき、前の如く身をかへ、妙劍にはづし足を入、陰にとる内よりせいがんに出し、詰りながら太刀を押し、くハつし、左の手をはづし突、先きのひざを立て、くハつする(折敷)也。

扱下段にて二足ほど引、先より越身の如くに三度切懸ル時、三度越身の如くに越、三度めに後の足を入、向の腰を拂、直に脇構にとり、先より切懸る時、一足飛さり足をふみかへせいがんに合、裏を切るとき、前の如く志ないてうでへのり、

又、先より切込むとき先の足を後ろへふみ、身をかへ乍ら下段に後へくつろげ左の足を左りへふみ開きながら、逆に巻て向の太刀を打、向の婦ゑをはらいひ、また右へ巻て足をふみかへ乍ら裏を拂、後へくつろげ左りのひざを立てくハつし左の手を津くなり。

(以上)

(2) 技の区分

叙述の前半(打太刀)と後半(遣方)とも最初からの五行分ほどで「打太刀」が「後ろへ引」、「遣方」が「後ろへ二足引」ところで互いに引き分かれ、ここで技は区切られるので、以上を一段目と呼ぶことにする。次いで、双方の叙述の五行程先に「打太刀」が「右のひざを

立てくハつし左の手を津き、「遣方」が「先のひざを立て、くハつする也」で次の区切りとなる。「くハつし」「くハする」とは、膝を屈すること、「折敷」ことである。以上までを二段階目と呼ぶことにする。以上からすると「三重」は続け遣いであるが、一段目、二段目、三段目に区分することが出来る。

(3) 打太刀・仕太刀の割書

(2)の区分で打太刀・遣方(仕太刀)の遣い方の叙述は更に細かく分節して、対応する双方の表現を抜き出し、組み合わせてみる。

伝書は打太刀・遣方(仕太刀)の遣い方を分けて記すため、両者の対応する部分を(打)(仕)と頭書きして対照させて、切り組ごとに組み直したものを割書として作成した。これにより具代的な技を推定することが可能になる。

●津軽家文書(清野写本)「三重」の割書

【一段目】

(打太刀) 打太刀、右の手にて太刀の中をとり、左にて柄を持、脇構より一足飛出しながら(鳥飛)、

(仕太刀) 遣方、脇構より一足飛出(鳥飛)

(打) (飛出し) ながら可すみの如く切懸け

(仕) 向より切懸所にて一足飛去り

(打) また後の足を入、身をかへせいがんに切懸

(仕) 又、先より切出すとき跡の足を入、身をかへ、せいがんに合

(打) 先よりせいがんに合ときうらへ廻し

(仕) 敵裏へ廻す時、しないで右の手へのり

(打) 向の太刀右の腕へ乗るとき、本覚の如くに手を上げ後の足を入れながら、せいがんの如く切込

(仕) 先より切込時、前後の足をふみかへ、身をかへ妙剣の如くとり又後の足を入、身をかへながら陰にとり直ちにせいがん仕懸

(打) 向身を替へ陰にとりせいがん仕懸時、合するままにて後ろへ引

(仕) せいがんのままにて後へ二足引

【二段目】

(打) 向せいがんのままにて二足程引たる時手を少しあおのけ切先下りに下へ切かけ

(仕) 先より下へ切懸ル時、下にて合

(打) 先より合時、上へ返し

(仕) 又上へ廻す時上にて合

(打) 又上にて合時、前の足を後へふみ陰にとり

(仕) 向陰にとる時、前の足を少入乍ら逆に巻いてせいがんに出し

(打) 先より逆に巻せいがんに出出すとき(陰より)足を入せいがんに出し

(仕) 又向切懸時、順に巻てくつろげせいがんに合せ

(打) 先にて順に巻くつろげせいがんに合うとき、前の如に裏へ廻し

(仕) 先より裏を切とき前の如くしないで右の腕へ乗り

(打) うでへのるとき、本覚のやうに手を上、後の足を入、前の如く切込

(仕) 又切込とき、前の如く身をかへ妙剣にはづし足を入、陰にとる内よりせいがんに出し詰りながら

(打) 先より陰に詰りせいがんに仕懸る時、合たるままにて引、

先より太刀を押、くハつる時、右のひざを立てくハつし左の手を津き

(仕) 太刀を押しくハつし、左の手をはづし突、先きのひざを立て、くハつする也

(打・仕共、折敷)

【三段目】

(打) 陰にとりながら前の足を後へ配り立

(仕) 扱下段にて二足ほど引

(打) 向下段に二足ほど引ニ其足を入表の越身の如くに手の内へ三度切懸

(仕) 先より越身の如くに三度切懸ル時三度越身の如くに越三度めに後の足を入向の腰を拂直に脇構にとり

(打) 先より腰を拂ふとき、足を後へふみ、陰にとり向脇かまえに成るとき足を入れせいがんに切懸

(仕) 先より切懸る時一足飛さり足をふみかへせいがんに合

(打) 先よりせいがんに合時、前の如く裏へ廻し

(仕) 裏を切るとき前の如くしないでうでへのり

(打) 向の太刀、腕へのりたる時、前のごとく本かくのやうに手を上げ、足を入せいがんの如くに切込

(仕) 又先より切込むとき、先の足を後ろへふみ身をかへ乍ら

下段に後へくつろげ、左の足を左りへふみ開きながら、

逆に巻て向の太刀を打、向の婦急をはらいひ、また右へ巻て足をふみかへ乍ら襟を拂

(打) 切込たるままにて勝せ少し後へくつろげて互にくハつし、

右の手をはなし左の手を突也

(仕) 後へくつろげ左りのひざを立てくハつし左の手を津くなり

(打・仕共、折敷)

(以上)

(4) 叙述に基づく技の推定・復元—分解写真

右の割書を元に復刻し分解写真を掲載する。典拠とする切り組部分の叙述を分解写真の下にほぼ相当する位置に入れた。図は3枚であり一段目に相当するところを三重(図8)以下(図9)、(図10)となっている。



① (打) 打太刀、右の手にて太刀の中をとリ、左にて柄を持① (打) 脇構より一足飛出しながら、可すみの如く切懸け③④⑤
 (仕) 遣方、脇構より一足飛出① (仕) 向より切懸所にて (仕) 一足飛去り④



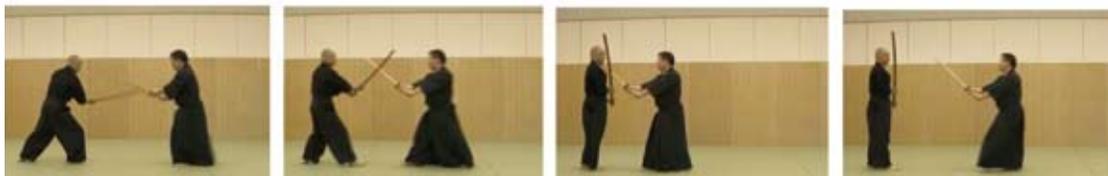
⑤ (打) また後の足を入、身をかへせいがんに切懸⑦
 (仕) 又、先より切出すとき跡の足を入、身をかへ、せいがんに合⑧



⑨ (打) 先よりせいがんに合ときうらへ廻し⑨⑩ (打) 向の太刀右の腕へ乗るとき⑪本覚の如くに手を上げ⑫
 (仕) 敵裏へ廻す時⑨⑩ (仕) しないで右の手へのり⑩



⑬ (打) 後の足を入れながら、せいがんの如く切込⑭
 (仕) 先より切込時、前後の足をふみかへ、身をかへ妙剣の如くとり⑮⑯



⑰ (打) 向身を替へ陰にとりせいがんに仕懸時⑱、合するままにて後ろへ引⑱⑲
 (仕) 又後の足を入、身をかへながら陰にとり (仕) せいがんのままにて
 直ちにせいがんに仕懸⑱ 後へ二足引⑳

図8 津軽家文書 三重 (一段目)

左: 打太刀 右: 仕太刀、仕様は津軽家文書 (清野写本)
 (組太刀を3つの分節に分け (一~三段目) 図示する)



- ① (打) 向せいがんのままにて二足程引たる時
手を少しあおのけ切先下りに下へ切かけ②、先より合時
(仕) 先より下へ切懸ル時、下にて合②
- ② (打) 上へ返し③④



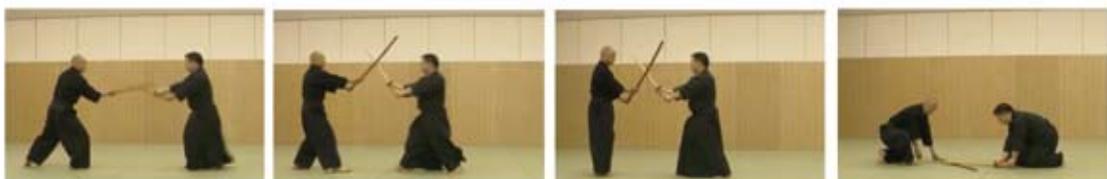
- ⑤ (打) 又上にて合時⑤
(仕) 又上へ廻す時上にて合⑤
- ⑥ (打) 前の足を後へふみ陰にとり⑦、先より逆に巻せいがんに切出すとき⑥
(仕) 向陰にとる時、前の足を少入乍ら逆に巻いてせいがんに出し⑥



- ⑨ (打) 足を入せいがんに出し⑧、先にて順に巻くつろげせいがんに合うとき⑨、前の如に裏へ廻しうでへのるとき⑪⑫
(仕) 又向切懸時、順に巻てくつろげせいがんに合せ⑨、先より裏を切とき、前の如くしないで右の腕へ乗り⑪⑫



- ⑬ (打) 本覚のやうに手を上⑬⑭、後の足を入、前の如く切込⑮
(仕) 又切込とき、
前の如く身をかへ妙剣にはづし⑯



- ⑰ (打) 先より陰に詰りせいがんに仕懸る時⑰、合たるままにて引⑱先より太刀を押、くハつる時、右のひざを立てくハつし、左の手を津き
(仕) 足を入、陰にとる内よりせいがんに出し詰りながら⑰⑱ (仕) 太刀を押し⑲くハつし、左の手をはづし突先きのひざを立て、くハつする也 ⑳

図9 津軽家文書 三重 (二段目)



① ② ③ ④

(打) 陰にとりながら前の足を後へ配り立、向下段に二足ほど引二其、陰より足を入表の越身の如くに手の内へ三度切懸
(仕) 扱下段にて二足ほど引、先より越身の如くに三度切懸ル時②④⑥ 三度越身の如くに越②④⑥



⑤ ⑥ ⑦ ⑧



⑨ ⑩ ⑪ ⑫

(打) 先より腰を拂ふとき⑩、足を後へふみ陰にとり、向脇かまえに成るとき⑪ 足を入れせいがん切懸⑫
(仕) 三度めに後の足を入向の腰を拂⑩直に脇構にとり⑪先より切懸る時一足飛さり足をふみかへせいがん合⑫



⑬ ⑭ ⑮ ⑯

(打) 先よりせいがん合時前の如く裏へ廻し⑭⑮⑯ 向の太刀腕へのりたる時⑭前のごとく本かくのやうに手を上げ⑮
(仕) 裏を切るとき前の如くしないでうでのり⑬⑭⑮



⑰ ⑱ ⑲ ⑳

(打) 足を入れせいがんの如くに切込⑰
(仕) 又先より切込むとき、先の足を後ろへふみ身をかへ乍ら下段に後へくつろげ⑱
左の足を左りへふみ開きながら、逆に巻て向の太刀を打⑱⑲



㉑ ㉒ ㉓ ㉔

(打) 切込たるままにて勝せ㉑ 少し後へくつろげて互にくはつし右の手をはなし左の手を突也 ㉒
(仕) 向の脇袈をはらいひ㉑また右へ巻て足をふみかへ乍ら襟を拂 ㉒後へくつろげ左りのひざを立てくはつし左の手を
津くなり ㉒



㉕ ㉖

図10 津軽家文書 三重 (三段目)

二、(近代)「小館伝小野派一刀流伝書」三重

(1) 原本翻刻

「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」より三重の仕様を記す。括弧は原文のママ。著者により改行を行い読みやすくした。

●三重

打方 大太刀(三尺八寸) 仕方 太刀(完寸)

打方 仕方共脇構右向き両足を大きく開き腰を落として中腰となり相對し互に鳥飛びにて間合いに入る。

打方 静かに右足を進めて左肩を打つ。仕方 鳥飛びに一步退く。打方 陰に取り再び左肩を打つ。

仕方 一步引き立って陰に外し右足を出して正眼に付く。

打方 正眼より右足を進め右小手を打つに、仕方 逆の平晴眼に軽く鰐元にて張ると共にスラスラとすり込み入りて、切先にて打方の右手首を軽く打ち押ゆれば、打方 其のまゝ三四歩退くにより仕方 亦押へしまゝ進む。

打方 止まりて陰に外し、仕方 一步退いて正眼に構ふ。

打方 右足を進めて左肩を打つに、仕方 本覚に受け止め、

打方 下段に抜いて右拳を打つ。

仕方 逆の平晴眼に受け止め一足退いて、正眼に直り右足を進め、打方〔正眼〕の右拳を打つ。

打方、右足を引いて陰に外し正眼に直りて仕方 右拳を打つ。

仕方 逆の本覚に物打を張りスラスラと摺り込みて、打方 逆の陰に立直る右小手を押へ退くに添ふて小足に四五歩進む。

打方 止まりて左膝折敷く。

打方 静かに左手にて仕太刀の銚子を摘み、天一文字に立てし刀の切先

を越して表に置き換へ立ち上がりて正眼に構ふ。

仕方 為すがまゝに任せつゝ、打方 立ち上ると同時に立ち上り、二歩退いて相正眼に構ふ。

打方 陰に直り右足を出し正面を打つに、仕方 切り落とす。

打方 續いて面打つに仕方 復切り落し直に左足を進めて打方 右胸を拂ふて脇構に取る。

打方 胸打ちを陰に外して右足を進め、仕方 左肩煽れば〔静かに打つ〕仕方 構のまゝ一步退く。

打方 續いて煽れば、また一步退く。

仕方 又仕方 左拳を打つ。

仕方 左足を引いて陰に外し直に正眼に構ふ。

打方 正眼より仕方 右小手を打つ。

仕方 逆の平晴眼に受け止め同時に右足より進めつゝ太刀を裏より巻き進み、三巻目に、左足を前に勢よく、脇構に巻き捨つる。

打方 仕方 右の巻くに任せて、巻かれ乍ら退きつゝ三巻目仕方 右の勢を利し、右手柄を離るゝも、逆の脇構に流す。

仕方 脇構えより、右足を出し、打方 右肩を煽りて逆の脇構となり、同時に左足を出して強く打方 右肩を打つ。

打方 左肩煽られ引き余し右肩打に應じて、逆の脇構えより仕方 右肩を打つに宙にガッキと互いに大正眼漆膠の付となり、双方同時に其の俛、右膝折り敷き打方 刀は下、仕方 刀は上に伏して終る。

(以上)

(2) 技の区分

小館伝は「打方」「仕方」の技を対照させながら叙述しているが、

十行目で「仕方一步退いて正眼に構ふ」が引き別れの所であり、一段目に相当する。次の八行目「打方止まり手左膝折敷く」までが二段目、以下は三段目になる。

右の伝書を打太刀、仕太刀の切り組ごとに組み直したものを割書として作成した。括弧内は小館氏より指導を受けた吉田重成氏のメモ書きより記載。

(3) 打太刀・仕太刀の割書

小館伝の三重の仕様を本文より細かく分節して打太刀(打方)、仕太刀(仕方)の技の対照として割書をしてみると以下のようなになる。

●小館伝「三重」の割書

【一段目】

(打太刀) 打方仕方共脇構右向き両足を大きく開き腰を落として中腰となり相対し互に鳥飛びにて間合いに入る。

(仕太刀) 右同。

(打) 打方静かに右足を進めて左肩を打つ。

(仕) 仕方鳥飛びに一步退く。

(打) 打方陰に取り再び(右足にて)左肩を打つ。

(仕) 仕方一步引き立って陰に外し、(前後の足を立て替えて)右足を出して正眼に付く(切合す)。

(打) 打方正眼より右足を進め右小手を打つ。

(仕) 仕方逆の平晴眼に軽く鏝元にて張る(受止)と共にスラスラとすり込み入りて(前進)、切先にて打方の右手首を軽く打ち押ゆれば、

(打) 打方其のまゝ三四歩退くにより

(仕) 仕方亦押へしまゝ進む。

(打) 打方止まりて陰に外し、

(仕) 仕方一步退いて正眼に構ふ。

【二段目】

(打) 打方右足を進めて左肩を打つに、

(仕) 仕方本覚に受け止め、

(打) 打方下段に抜いて右拳を打つ。

(仕) 仕方逆の平晴眼に受け止め一足退いて、正眼に直り右足を進め、打方(正眼)の右拳を打つ。

(打) 打方、右足を引いて陰に外し正眼に直りて(打合)仕方の右拳を打つ。

(仕) 仕方逆の本覚に物打を張りスラスラと摺り込みて打方逆の陰に立直る右小手を押へ退くに添ふて小足に四五歩進む。

(打) 打方止まりて左膝折敷く。

(打・仕共、折敷)

- (打) 打方静かに左手にて仕太刀の銚子を摘み、天一文字に立てし刀の切先を越して表に置き換へ立ち上がりて正眼に構ふ。
- (仕) 仕方為すがまゝに任せつゝ、打方の立ち上ると同時に立ち上り、二歩退いて相正眼に構ふ。

【三段回目】

- (打) 打方陰に直り右足を出し正面(面に打つ)を打つに、
- (仕) 仕方切り落とす。
- (打) 打方續いて面打つに
- (仕) 仕方復切り落し、直に左足を進めて打方の右胸を拂ふて(そのまま)脇構に取る。
- (打) 打方胸打ちを陰に外して右足を進め、仕方の左肩煽れば(静かに打つ)
- (仕) 仕方構のまゝ一歩退く(鳥飛)。
- (打) 打方續いて煽れば、
- (仕) また一歩退く(鳥飛)。
- (打) 打ちは三度、陰より打ち出すも可
- (打) 打方又仕方の左拳を打つ。
- (払上、巻打いづれも可)
- (仕) 仕方左足を引いて陰に外し直に正眼に構ふ(切合す)。

- (打) 打方正眼より仕方の右小手を打つ。
- (仕) 仕方逆の平晴眼に受け止め同時に右足より進めつゝ太刀を裏より巻き進み、三巻目に、左足を前に勢よく、脇構に巻き捨つる。
- (打) 打方仕方の巻くに任せて、巻かれ乍ら退きつゝ三巻目、仕方の勢を利し、右手柄を離るゝも、逆の脇構に流す。

- (仕) 仕方脇構えより、右足を出し、打方の右肩を煽りて、逆の脇構となり、同時に左足を出して強く打方の右肩を打つ。

- (打) 打方左肩煽られ引き余し(構えそのまま見越す)右肩打に應じて、逆の脇構えより仕方の右肩を打つ(左足踏み込み)に宙にガッキと互いに大正眼漆膠の付となり、

- (打・仕) 双方同時に其の俛、右膝折り敷き打方の刀は下、仕方の刀は上に伏して終る。

(以上)

(4) 叙述に基づく技の推定・復元―分解写真

右の割書を元に復刻し分解写真を掲載する。典拠とする切り組部分の叙述を分解写真の下にほぼ相当する位置に入れた。図は3枚であり一段目に相当するところを三重(図11)以下(図12)、(図13・14)



①

(打太刀) 打方仕方共脇構右向き両足を大きく開き腰を落として中腰となり相対し互に鳥飛びにて間合いに入る。
(仕太刀) 右同。

②

(打) 打方静かに右足を進めて左肩を打つ。

③

(仕) 仕方鳥飛びに一歩退く。



④

(打) 打方陰に取り再び左肩を打つ。

(仕) 仕方一歩引き立って陰に外し、右足を出して正眼に付く。

⑤

⑥

(打) 打方正眼より右足を進め右小手を打つ。

くにより

(仕) 仕方逆の平晴眼に軽く鐙元にて張る(受止)と共にスラスラとすり込み入りて(前進)、切先にて打方の右手首を軽く打ち押ゆれば、

(仕) 仕方亦押へしまゝ進む。

⑦

(打) 其のまゝ三四歩退く

図11 小館伝 三重 (一段目)

左：打太刀 右：仕太刀

仕様は「日本古来武道芸術集、小館俊雄編」による

(組太刀を3つの分節に分け(一～三段目) 図示する)

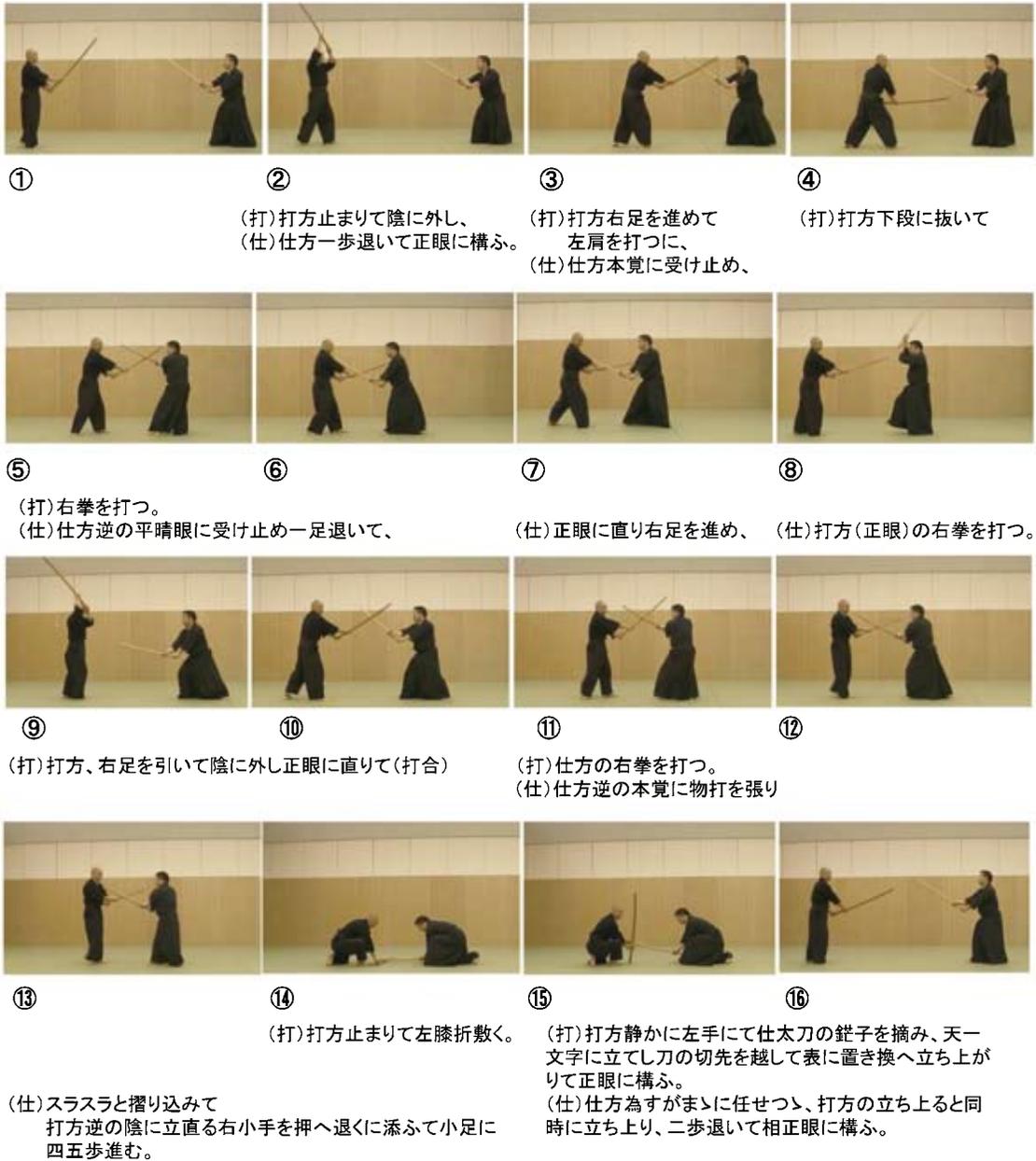


図12 小館伝 三重 (二段目)



①

(打) 打方陰に直り右足を出し正面(面に打つ)を打つに、
(仕) 仕方切り落とす。

②

③

(打) 打方續いて面打つに
(仕) 仕方復切り落とし、

④



⑤



⑥



⑦



⑧

(打) 打方胴打ちを陰に外して右足を進め、仕方の左肩煽れば(静かに打つ)
(仕) 直に左足を進めて打方の右胴を拂ふて(そのまま) (仕) 仕方構のまま一歩退く(鳥飛)。
脇構に取る。



⑨

(打) 打方續いて煽れば、



⑩



⑪



⑫

(仕) また一歩退く(鳥飛)。(打ちは三度、陰より打ち出すも可)



⑬

(打) 打方又仕方の左拳を打つ。(払上、巻打いづれも可)
(仕) 仕方左足を引いて陰に外し直に正眼に構ふ(切合す)。



⑭



⑮



⑯

図13 小館伝 三重 (三段目一)



①

②

③

④

(打) 打方正眼より仕方の右小手を打つ。

(仕) 仕方逆の平晴眼に受け止め同時に右足より進めつゝ太刀を裏より巻き込み、



⑤

⑥

⑦

⑧

(打) 打方仕方の巻くに任せて、巻かれ乍ら退きつゝ三巻目、仕方の勢を利し、右手柄を離るゝも、逆の脇構に流す。

(仕) 三巻目に、左足を前に勢よく、脇構に巻き捨つる。(仕) 仕方脇構えより、右足を出し、打方の右肩を煽りて、



⑨

⑩

⑪

⑫

(打) 打方左肩煽られ引き余し(構えそのまま見越す)右肩打に應じて、逆の脇構えより仕方の右肩を打つ(左足踏み込み)に宙にガッキと互いに大正眼漆膠の付となり、

(打・仕) 双方同時に其の俛、右膝折り敷き打方の刀は下、仕方の刀は上に伏して終る。

(仕) 逆の脇構となり、同時に左足を出して強く打方の右肩打つ。

図14 小箆伝 三重 (三段目一2)

表2 三重の比較（津軽家文書（清野写本）、小館伝）

| | | 一段階目 | | 二段階目 | |
|--------|---------------------|------|--------------------------------------|------|---|
| 《引き別れ》 | 津軽家文書（清野写本） 「三重」 | 鳥飛び | 仕太刀の表・裏に切懸 | 鳥飛び | 仕太刀の表・裏に打つ |
| | | 打太刀 | 表・晴眼に合わせ裏・しないで右の手にのる | 仕太刀 | 表・正眼に付く裏・逆の平晴眼に軽く鏝元で張る、スラスラとすり込み入て切先に打方の右手首をかるくおさえる |
| | 小館伝「三重」 | 仕太刀 | 仕太刀の表・裏に切懸 | 仕太刀 | 仕太刀の表・裏に打つ |
| | | 打太刀 | 表・順に巻てくつろげ せいがんに合わせ裏・前の如く、しないで右の腕にのり | 打太刀 | 仕太刀の表・裏に打つ |
| 《折敷》 | 津軽家文書（清野写本） 「三重」 | 仕太刀 | 仕太刀の表・裏に切懸 | 仕太刀 | 仕太刀の表・裏に打つ |
| | 小館伝「三重」 | 打太刀 | 仕太刀の表・裏に切懸 | 打太刀 | 仕太刀の表・裏に打つ |

三、二つの「三重」の仕様比較

津軽家文書（清野写本）、小館伝における三重の仕様の比較を表2に記した。形の所要所に鳥飛びが使われなど介者剣術の古い組太刀であることがわかる。

また三重の特徴である、「引き別れ」「折敷」で3つのパートに別れるところなど構成が類似しているところが多い。さらに打太刀が太刀にて仕太刀の表、裏を切り付け、仕太刀がそれを受けるところは3つのパートにたびたび使われ、三重の形の基調となっていることもよく似ている。

三重の比較（津軽家文書（清野写本）、小館伝）

三段階目

| 津軽家文書（清野写本） 「三重」 | 小館伝「三重」 |
|---|--|
| 打太刀 越身の如く三度切り懸け 仕太刀 三度越身の如くに越し、打太刀の胴をはらう 烏飛びで一步下が | 打太刀 正面を打つ 仕太刀 切り落とし 打太刀 正面を打つ 仕太刀 切り落とし 打太刀の胴をはらう |
| 打太刀 仕太刀の表・裏に切懸 仕太刀 表・脇構えからセイガンにあわせ裏・前の如くしないうでにのり | 打太刀 仕太刀の表・裏に打つ 仕太刀 表・正眼に構える（切合） 裏・逆の平晴眼受けとめ 打太刀の太刀を裏より巻き進む 3度目に脇構えに巻き捨てて、打太刀を拂捨刀のように打つ |
| 打太刀 仕太刀の表に切懸 下段にくつろげ 打太刀を拂捨刀のように切懸 | 打太刀 仕太刀の表・裏に打つ 仕太刀 表・正眼に構える（切合） 裏・逆の平晴眼受けとめ 打太刀の太刀を裏より巻き進む 3度目に脇構えに巻き捨てて、打太刀を拂捨刀のように打つ |

《折敷》

《折敷》

一方、表、裏に切り懸かる太刀に対する、仕太刀の刀法に差異がみられる。つまり、津軽家文書（清野写本）では「しないで」「くつろぐ」など大太刀を柔らかくいなす刀法が明記されているが、小館伝で

は「平晴眼にて張る」「受けとめる」というような刀法が記されている。前述のように津軽家文書（清野写本）では越身を三度繰り返す調子、「しないで」などの調子から、元禄年間の頃の一刀流で行われていた「切落」①②に類似した点を見ることが出来る。

「越身で三度越す」この部分は小館伝では「切り落とし」を繰り返して使用する構成になっており、これらのことからこの部分に「切落」を使う認識が、代々受け継がれていたことが考えられる。

四、一刀流における「三重」の位置づけ

(1) 越身

津軽家文書（清野写本）の三重においては

「打太刀、陰より足を入表の越身の如くに手の内へ三度切懸……」

「仕太刀、三度越身の如くに越、三度めに後の足を入向の腰を拂

……」

とある。

この越身（津軽家文書（清野写本）は腰身（春風館）とも書き、表五十本に越身の組太刀が数本存在する。その越身を引用し説明をしている。表五十本にある越身については図15に復刻した。この技術をもって相手の切り掛かる太刀を越して勝 技法を「三度切懸……」の時に遣うと書かれている。

打太刀が仕太刀の表^{おもて}を打つときには、仕太刀は脇構えから、またはセイガンから「せいがん合」、また三回繰り返し打たれる太刀

1…表とは仕太刀が小野家のセイガンの構え①②でいるところを、打太刀が太刀から身に向かって順に打つこと。裏はその反対。

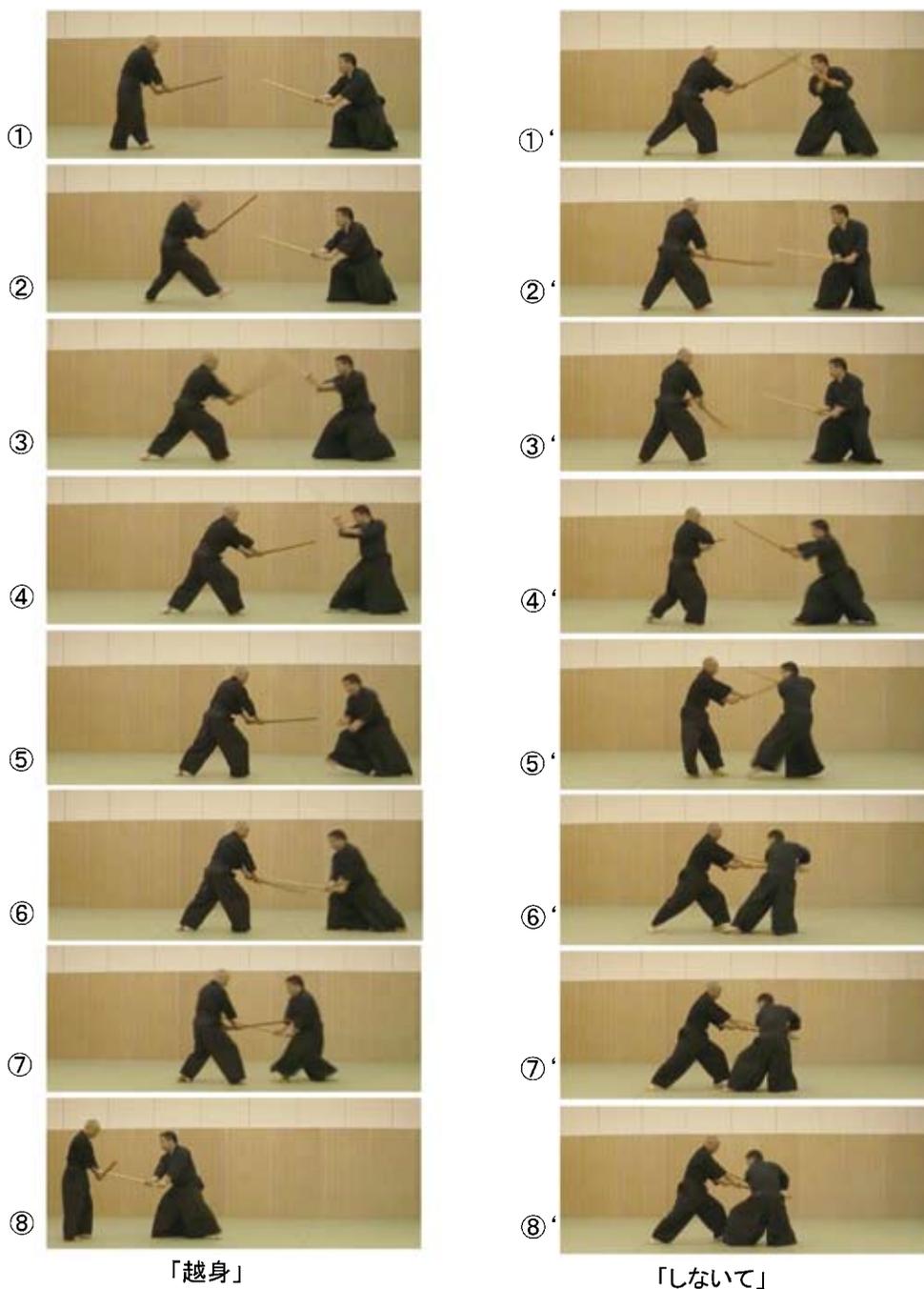


図15 津軽家文書（清野写本）^{(1) (2)} の表五十本の「越身」(①～⑧)
 三重にある「しないで」(①'～⑧')

打太刀（左）、仕太刀（右）

を三度越す(越身)。さらに裏を打つときには「しないで」受け流す。原文では「志ないて」となっているが「撓ひて」と解釈される。セイガンの構えの裏から大太刀で打たれるところを逆のセイガン(または左セイガン)にて受けるが、相手の大太刀は重いので撓るように柔らかく受け流す(図15)。

この表裏が繰り返される続け遣いの太刀筋の組み合わせが「三重」の形の基調となっている。

これら拍子は打太刀から、表に打たれた太刀を「せいがん合」または「越身」で越し、裏に打ちかかる太刀を「しないで」受け流す方法である。さらに五代・忠方は春風館文庫において、表に打かかり来る太刀にも「皆太刀ニ合時ニ、我が方ニトルトコロ」「我方ニジツト取心」とあり、我が方に敵の刀勢を引き取る心をもって「撓ひて」を使う所と読める。

(2) 切落

我々の先行研究では春風館文庫の解析により一七〇〇年当時(ほぼ元禄期)の「切落」の技法を復刻した⁽¹⁾⁽²⁾。「セイガン」の構えから「車を廻し」て、相手の太刀が切り落ちることが読み取れる。(図16・17)

図17の切落は表五十本の最初の一本目(春風館文庫では「一ッ勝」、津軽家文書(清野写本)では「ひとつ勝」といわれる五本の組太刀があり、その一本目)で切落の仕様が代表的に表現されている所である。また春風館文庫の五代・忠方の書き付けに「一ツカチ」について書かれているものがある。

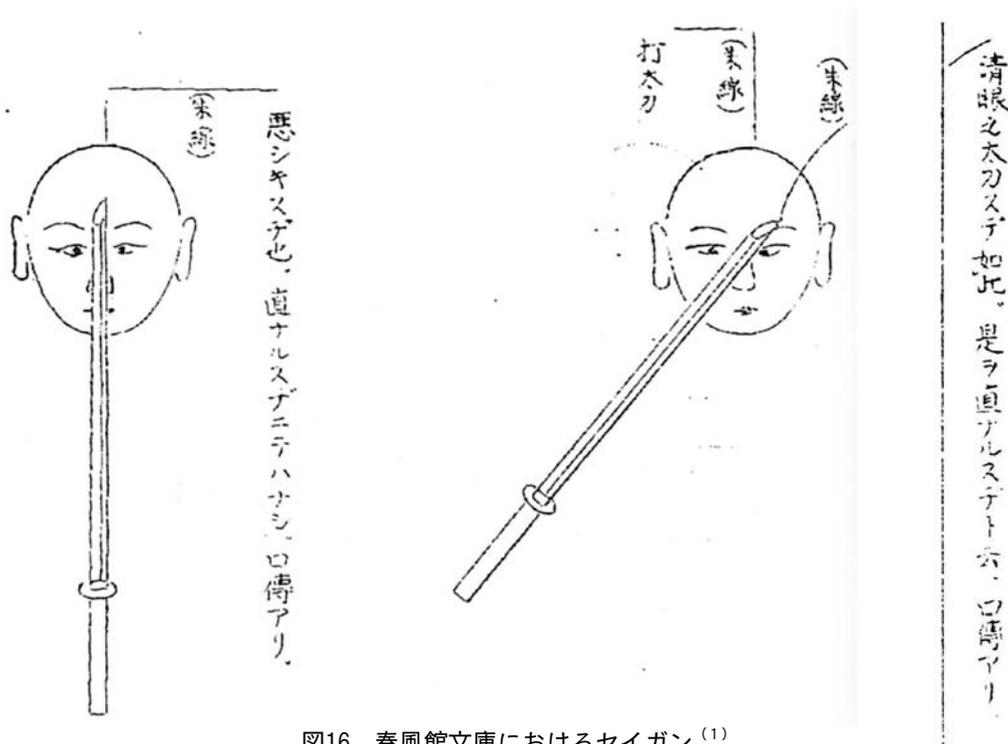


図16 春風館文庫におけるセイガン⁽¹⁾



図17 「切落」連続写真
津軽家文献（清野写本）の表五十本の一本目「ひとつ勝」⁽¹⁾
打太刀（左）、仕太刀（右）

「一ツカチノ事、セイガンニテ切ヲトシヲツカイ候モ、我が面ノヒタイニアツル心ナリ。オノヅカラ我が面ヲカコウモノナリ。勿論、打太刀ノ面ニハ印置、聞カケノ通りナリ。尤も、ヨロシキ所道行、打太刀打不_レ出時ハ、チキニセイガンニテ勝ナリ。ヨロシキ所マデ行候ハ、早く左ノカタニ心ヲ可_レ付カンヤウナリ。口傳有。尤セイガン斗ニカギラズ、一サイノワザ左ノカタナリ。」

「一ツカチノ切ヲトシツカイ候時、打太刀ツカイ方ノ太刀ヲ打。ソノヒビキヲウケテ左ノカタ、左ノ手、左の足ニ氣ヲ付、分身スル事カシヤウナリ。尤も、切ヲトシ斗ニカギラズ、時々コクコクニ分身スル事カギリナシ。先、切ヲトシテ如_レ此」

これは打太刀による表への打ちも太刀を打ち合わせるのでは無く、相手の太刀筋の勢いを吸収するように柔らかく受け上太刀になることを説いている。

さらに四代・忠一、五代・忠方はそれぞれ一刀流兵法十二ヶ条、十二ヶ条目録において「切落之事」に注釈をつけている。

四代・忠一

一刀流兵法十二ヶ条「切落之事」

「二葉_編ライフク_末ノ心ニテ、下ヨリ生ジカハル_替モノナリ。車ヲ前ヘマワスガゴトク、下ヨリ先エ生ズ。(中略)当流第一の所也。切落ハ、車を前へ回す心也。左すればシ_自ぜん_然と下_{した}タつまる也。上おちるなり。」

五代・忠方

十二ヶ条目録「切落之事」

「トハ云ハ、一サイノ事、皆キリオトシナリ、時事刻々ニ切落ヲ用ヒズト云コトナシ。然ドモ初学ノ内ハ、マヅ、セイガンニテ習覚ヘサル也。」

切落ハ皆太刀ニ合時ニ、我方方ニトルトコロ、切落ナリ。常ニ行時モ、切落ヲツカイユクベキ也。テキヨリ切出ス物ヲ我方ニジツト取心也。

また「車を廻す」ことについて、

「一陽_末ライフクト云モ、車ノ輪ノマワルガゴトク、(中略)車ノ輪ヲマワスニ、合手ノ方ヨリ手前エマワス心ナリ。然ル時ハ、一葉_編来復スル也。此_{この}来_復フクモ、一ト始マツテ十ヲトラサムル道利ナリ。一太刀切テハ来フクシ、一太刀切内ニハ来フクスルヤウニ、シユギヤウ_修する也。」

ここでも切落の術そのものが相手の太刀を流すように我が身に車を手前に廻しながら引き寄せ取るとしている。

津軽家文書(清野写本)では表五十本の仕様を引用する形で三重を説明している。また春風館文庫では五代・忠方の書き付けに表五十本の組太刀名が記載されている。その十組五十本の組太刀は津軽家文書(清野写本)とほぼ同じであるが、三重の記載は無く、一刀流兵法目録に「表剣 三重」、本目録として「三重、是_レ一刀齋ノ時分ハヲモテニシテ、諸人ツカウ。三重ヲ表ノヒヤウ剣ト云ナリ」と記されている。

つまり元禄年間頃には「三重」は稽古されているが、あくまでも主たる稽古は表五十本の稽古が中心になっており、加えて組太刀「三重」

を習い覚える過程で、表五十本を引用する記述が残ったと考えられる。

五、結びに代えて

津軽家文書（清野写本）において、三重の三段目にある越身を三度繰り返すところは、小館伝では切り落としを繰り返す仕様となっております。「切落」を使用する箇所と考えられる。このことから元禄期では相手の切り懸かる太刀を「車を廻し」、「柔らかく受ける」ことによって上太刀になる刀法の「切落」と、その母体となったと考えられる「越身」「しないて」を三重に見ることができ。

新陰流においては、陰流より「抽出」された「奇妙」こそが「転（マロバシ）」であり、流儀の理念と刀法の根幹（流儀の体系）を成すものであることは既報⁽⁴⁾に述べた通りであるが、小野派一刀流においても、その思想と刀法の体系の根幹を成す「切落」の刀法⁽¹⁾が小野忠明以前と考えられる三重の組太刀に由来することが今回の検討でかなり明白になったことは興味深い。

つまり新陰流でいうところの燕飛のような位置付けで、小野派一刀流では切落の母体として「三重」が伝えられてきたのではないか。「日本古来武道芸術集・小館俊雄編」には三重は「往事儀式の場合特に演ぜられ静かに緩やかに柔らかく演ずる……」とあり、また一刀流の原型には「五点」が取り上げられることが多いが、組太刀「三重」にこそ、小野家が最も大事とする「切落」の原形とも言うべき刀法が詰まっていると我々は考えている。

最後に本論では元禄年間の頃の三重と近代の三重についての違い方を復刻し分析することで多くの類似点を確認された。また差異の部分がなぜ生じたかについては、今後の研究としたい。

参考文献

- (1) 「小野派一刀流について」、吉田鞆男、国際武道大学『武道・スポーツ科学研究所年報』、第一三号（二〇〇八年）
- (2) 「小野家伝書から見る一刀流剣術」長南信之、立木幸敏、魚住孝至、同右『年報』第一六号（二〇一一年）
- (3) 「二七〇〇年前後の小野家の刀法について——小野家・津軽家伝書に基づく研究——」立木幸敏、長南信之、魚住孝至、武道学研究 44（二〇一一年）
- (4) 「陰流・新陰流勢法「燕飛」の研究」、吉田鞆男、仙土克博、立木幸敏、魚住孝至、同右『年報』第一八号（二〇一二年）

II. 国際武道大学研究倫理規程

III. 研究所を活用した活動

II. 国際武道大学研究倫理規程

(目的)

第1条 国際武道大学（以下「本学」という。）で行われる学術研究活動において、研究対象に対する倫理的配慮、及び研究の信頼性と公平性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度における倫理基準をここに定める。

(委員会)

第2条 本学に研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(研究に対する基本姿勢)

第3条 研究者は、良心と信念に従い、自らの責任をもって研究成果の客観性を厳守しなければならない。

2 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を遵守しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規定を遵守しなければならない。

(定義)

第4条 本規程が定める「研究者」とは、本学に所属する教職員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わる場合は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随する事項を含むものとする。

3 「発表」とは、学内外を問わず、自己の研究に関わる成果を公表する全ての行為を含むものとする。

(研究者の態度)

第5条 研究者は、自己の専門的研究がおよぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者に対し、お互いの学問的立場を尊重しなければならないが、研究協力者、研究支援者に対しては誠意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生を含む全ての者が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

(研究のための資料、情報及びデータ等の収集)

第6条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で研究のための資料、情報及びデータ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報及びデータ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームドコンセント)

第7条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確かつ自

発的な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、個人情報保護法、及びプライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した試料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報及びデータ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集、又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存し、必要に応じて開示しなければならない。ただし、法令・規程等に保存期間の定めのある場合はそれに遵うものとする。

(機器、薬品及び材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器及び薬品・材料等を用いるときは、関係取り扱い規程・要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料の処理については、関係取り扱い規程・要領等を遵守しなければならない。

(研究成果発表の基準)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表に努めなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不正な行為は社会的信頼を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造(存在しないデータの作成)

(2) 改ざん(データの変造、偽造)

(3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)

- 5 研究成果における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの基準)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取り扱い基準)

第13条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国及び地方公共団体等からの補助金、財団等からの補助金、寄付金、本学から支給される研究費及び研究助成金によって賄われることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関連する法令、通知、通達、本学の諸規定、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第14条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年5月23日)

この規程は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月21日)

この規程は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月23日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

国際武道大学「ヒトを対象とする研究」倫理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学研究倫理規程に定めるもののほか、ヒトを直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報・データ等を収集、及び採取して行われる研究（以下「ヒトを対象とする研究」という。）を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定めるものである。

(研究の基本)

第2条 ヒトを対象とする研究を行う者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法で、当該研究を遂行しなければならない。

- 2 ヒト並びにヒト由来の試料・データを対象とする薬学的、医学的及び食物栄養学的研究においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って行うものとする。
- 3 研究者が、個人の情報・データ等の収集及び採取を行う場合、安心かつ安全な方法で行い、提供者の心身的、精神的負担、及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学の研究者、又は指導下にある学生等あるいは本学の研究者と共同する外部機関の研究者等が行う人間を対象としたすべての研究に適用される。

(定義)

第4条 この規則において、個人から収集及び採取するヒトの行動、おかれている環境、心身等に関する情報及びデータ（以下「個人の情報及びデータ等」という。）とは、個人の思想、行動、おかれている環境、身体等に係る情報・データ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- 2 「被験対象者」とは、研究のため個人の情報・データ等を提供する者をいう。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報・データ等を収集及び採取するときは、予め被験対象者の同意を得ることを原則とする。

- 2 被験対象者の同意には、個人の情報・データ等の取り扱い、及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 研究者は、提供者から当該個人の情報・データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 4 被験対象者から侵襲的に資料を採取する場合や不特定多数が容易に個人を特定できる形式で研究成果を公表する場合は、被験対象者への説明及び同意は文書で行うものとし、研究者は、それを適切な期間保管しなければならない。また、それに該当しない場合においても、研究者は説明の内容及び受けた同意に関する記録を作成し、適切な期間保管しなければならない。
- 5 被験対象者が16歳未満、又は身体的あるいは精神的に同意を得られない場合には保護者若しくは

それに準ずる者の同意を得るものとする。

(侵襲を与える研究)

第6条 研究者は、被験対象者に侵襲を与える研究においては、関係法規を遵守し、医師の協力を必要とするものについては、医師の指導・協力の下に行わなければならない。

(アンケート調査研究)

第7条 研究者は、アンケート調査研究を行うに際しては、指導下にある学生等が行う場合を含め、研究目的、研究者名を明記するものとする。

(授業等における収集・採取)

第8条 教員を含む研究者が、授業、演習、実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報・データ等の提供を求めるときは、第5条に従い、事前に受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員を含む研究者が、個人の情報・データ等の提供の有無、及びその内容により、受講生の成績評価において影響を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第9条 研究者が被験対象者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(研究計画等の審査)

第10条 本学において、ヒトを対象とする研究を行う研究者が、研究の倫理性に関する審査を希望する場合、当該研究者責任者(若しくはその代理者)からの事前の申請に基づき、研究計画等の審査を行うものとする。

2 審査の手続等に関する事項は、別に定める。

(事務)

第11条 この規則に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月23日)

この規則は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年5月21日)

この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

国際武道大学「動物を対象とする研究」倫理規則

(趣旨)

第1条 生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題にとって極めて重要であり、動物実験は、その目的を遂行するために必要な、やむを得ない手段である。健康的な心身機能の維持・増進のための手段を科学的に探求することを研究目的の一つとする国際武道大学（以下、「本学」という。）においても、動物実験を遂行する必要性がある。だが、本学において動物実験を遂行する者は、動物愛護の観点に基づいて実験計画の立案し、それに沿って研究を実行しなければならない。そこで、本規則では、法、規準、基本方針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定を踏まえ、本学における動物実験を適正に行うために必要な倫理規則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「実験動物」とは、本学において実施される教育・研究活動で用いられるほ乳類、鳥類、は虫類のことをいう。
- (2) 「動物実験等」とは、本学において実施される教育・研究活動の内、実験動物（生体）を用いて行う全ての教育・研究活動のことをいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、本学で実施される動物実験等に用いる動物を飼養保管するために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (4) 「実験室」とは、動物実験等で用いた実験動物の屠殺、試料の摘出、分析等を行うために利用される全ての本学施設のことをいう。
- (5) 「施設等」とは、本学に設置されている全ての飼養保管施設及び実験室のことをいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、本学に所属し、個別の動物実験に携わる者のことをいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、本学において教育・研究活動を職務とし個別の動物実験等の立案、実施を統括する者のことをいう。
- (8) 「動物実験計画」とは、本学において動物実験を実施する前に、動物実験責任者が動物愛護の観点に基づき立案する計画のことをいう。
- (9) 「管理者」とは、学長の下で、本学に設置された施設等及び本学で実施される動物実験等に用いられる実験動物を管理する者のことをいう。
- (10) 「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者のことをいう。
- (11) 「飼養者」とは、管理者若しくは実験動物管理者の下で、本学で実施される個々の動物実験等に用いる実験動物の飼養に携わる者のことをいう。
- (12) 「管理者等」とは、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者のことをいう。
- (13) 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定する「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学で実施される全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。

- 2 学長は、施設等の適切な整備、保全を行い、管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるよう努めなければならない。
- 3 学長は、管理者及び実験動物管理者の協力を得て、動物実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図らなければならない。
- 4 学長は、動物実験責任者から提出される動物実験計画を科学的合理性かつ動物愛護に配慮した審査を行う委員会若しくは部門を本学に設置しなければならない。
- 5 学長は、前項に定める委員会若しくは部門（以下、関連委員会若しくは部門）の答申に基づいて動物実験等の実施に承認を与える、又は与えないことを行わなければならない。
- 6 学長は、動物実験等の終了後、履行結果を把握するとともに、関連委員会若しくは部門の助言を尊重し、必要があれば動物実験責任者及び責任者に改善を指示しなければならない。
- 7 学長は、動物実験計画書、動物実験の履行結果及び関連委員会若しくは部門の議事録等を保存するとともに、教育・研究活動の支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保並びに成果の公表を図らなければならない。

(動物実験計画の立案)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等の目的達成のために必要な限度において「動物の愛護及び管理に関する法律」第41条に配慮し、動物実験計画を立案しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、別に定める審査の手続きに則り実験計画の審査を受け、学長の承認を得た後に動物実験等を実施しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、承認された範囲を超える実験計画の変更が必要な場合、再度学長の承認を得なければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験終了後、動物実験等の履行結果を別に定める手続きに則り学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第5条 動物実験管理者は、動物実験等に用いる試薬、薬剤、実験機材の保管を適切に行うとともに、規制対象となる劇物等の保管については、当該法令や規準を遵守しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、施設等を常に清潔な衛生状態に保ち、万一、実験動物が室内逸走しても捕獲しやすいように、整理整頓に心掛けなければならない。
- 3 動物実験責任者は、実験操作に当たって、必要に応じて実験動物の長時間にわたる身体の固定、給餌及び給水の制限、外科的処置、鎮痛処置、麻酔及び術後管理、人道的エンドポイント、安楽死処置を実施、設定する際には指針等の関連事項を留意して行わなければならない。
- 4 動物実験責任者は、実験操作に当たって生じた実験動物の死体及び廃棄物の処理を適切に行うとともに、法令により規制対象となる廃棄物については関係法令等を遵守して廃棄するよう努めなければならない。

(実験動物の選択並びに授受)

第6条 動物実験責任者は、実験動物の導入、検疫及び順化、輸送を実施する際には、指針等の関連事項を留意して行わなければならない。

(実験動物の飼養及び保管)

第7条 動物実験実施者及び飼養者は、施設等において、動物愛護に配慮しながら動物実験等のデータの科学的信頼性を高め、かつ自己の安全を確保するために、指針等の関連事項を留意して、実験動物を適切に飼養・保管しなければならない。

(実験動物の健康管理)

第8条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物は動物実験等の目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、指針等の関連事項を留意して、必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、動物実験等の目的とは無関係に傷害を負い、又は疾病にかかった場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(施設等)

第9条 管理者は、実験動物管理者の意見を尊重して、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習慣及び衛生管理のための必要条件を調和させながら、指針等の関連事項を留意して、施設等を構築・運営して行かなければならない。

(安全管理)

第10条 学長は、施設等における安全衛生の確保に努めなければならない。

2 管理者等は、指針等の関連事項を留意して、以下の点について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 危険因子の把握と取扱い
- (2) 実験動物による危害等の防止
- (3) 実験動物の逸走時の対応
- (4) 緊急時の対応
- (5) 生活環境の保全

(教育訓練等の実施)

第11条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の別に応じて動物実験実施前に必要な教育訓練が確保されるように努めなければならない。

(事務)

第12条 この規則に関する事務は、研究支援センター事務室が行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月23日）

この規則は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年5月21日）

この規則は、公告の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

Ⅲ. 研究所を活用した活動

第27回 国際武道文化セミナー

- | | |
|------------|--|
| 1. 趣 旨 | 在日外国人武道修業者及び日本人武道修業者を対象に、我が国の伝統文化である武道の理論・技術はもとより、歴史・科学などについてもより理解を深めるためのセミナーを開催し、武道を通しての交流・親善と伝統文化の国際的発展に寄与する。 |
| 2. 名 称 | 第27回 国際武道文化セミナー |
| 3. 主 催 | (公財) 日本武道館 |
| 4. 後 援 | 文部科学省、日本武道協議会 |
| 5. 協 力 | (学) 国際武道大学、日本武道学会 |
| 6. 期 間 | 平成27年3月6日(金)～8日(日) |
| 7. 場 所 | 会場 国際武道大学 (千葉県勝浦市新官841) 会場・宿舎 日本武道館研修センター (千葉県勝浦市沢倉582) |
| 8. 参 加 資 格 | (1)在日中の18歳以上の外国人武道修業者で、日本語もしくは英語が理解でき、原則として現代武道の取得段位が初段以上の者。 (2)18歳以上の日本人武道修業者で、日常英会話ができ、原則として現代武道の取得段位が初段以上で日本武道協議会加盟団体の推薦を受けた者。 (3)原則として日本武道協議会加盟団体の推薦を受けた者または企業・大学等の武道クラブに所属し、所属長の推薦を受けた者。 上記(1)、(2)、(3)の何れかに、該当する者。 |
| 9. 参 加 人 員 | 120名 ※外国人武道修業者100名・日本人武道修業者20名 |

第27回 国際武道文化セミナー日程表

| 3月 時間 | 6日(金) | 7日(土) | 8日(日) |
|----------|--|---|---|
| 8:00 | | 朝 | 食 |
| 30 | | 移 動 (センター → 武大) | 休憩 (30分) |
| 9:00 | | 講 義② 「武道の教育的価値について」 菅野 純 (60分+質疑応答15分) | 講義・演武及び体験会 古 武 道 竹内流柔術 腰廻小具足 相伝家十三代目 竹内藤十郎 (講義30分+演武・体験90分) |
| 30 | | 休憩 (15分) | |
| 45 | | | |
| 10:00 | | 班別討論会 「武道の価値を探る」 A班・B班・C班 (2時間) | 休憩 (30分) |
| 30 | | | 実技研修② (60分) |
| 11:00 | | | |
| 30 | | | |
| 12:00 | | 移 動 (武大 → センター) | 昼食・休憩 (60分) |
| 30 | | 昼食・休憩 (45分) | |
| 13:00 | | 記念撮影 (15分) | 班別討論会 概要発表 A班・B班・C班 (60分(各20分)) |
| 15 | 受 付 | 講師演武会 専門委員・助手 (90分) | 閉 講 式 |
| 30 | 開 講 式 | | |
| 14:00 | | 休憩 (30分) | |
| 30 | 講 義① 「剣道の教育的効果」 松永 政美 (60分+質疑応答15分) | 体験武道① 専門委員・助手 (60分) | |
| 15:00 | | 休 憩 (20分) | |
| 15 | オリエンテーション | 体験武道② 専門委員・助手 (60分) | |
| 30 | 実技研修① 専門委員・助手 (60分) | 休 憩 (40分) | |
| 16:00 | | 休 憩 (40分) | |
| 30 | 休 憩 | “フェアウェル 夕食会” | |
| 50 | 夕 食 | | |
| 17:00 | | | |
| 30 | | | |
| 50 | | | |
| 18:00 | | | |
| 30 | | | |
| 19:00 | | | |
| 30 | | | |
| 20:00 | | | |
| 30 | | 自由研修 | |

第27回 国際武道文化セミナー講義講師・専門委員・専門委員助手名簿

| | | | | |
|----------------|-------|------------------------|--------------------|--|
| 講義講師 | 松永 政美 | 全日本剣道連盟副会長 | 講義「剣道の教育的効果」 | |
| | 菅野 純 | 早稲田大学教授 | 講義「武道の教育的価値について」 | |
| | 竹内藤十郎 | 竹内流相伝家十三代目師 | 講義・演武「竹内流柔術 腰廻小具足」 | |
| コーディネーター | 村田 直樹 | (公財) 講道館図書資料部長 | | |
| 班別討論会 司会者 | 中村 勇 | 鹿屋体育大学スポーツ人文応用社会科学系 講師 | | |
| | 田中 守 | 国際武道大学 教授、日本武道学会 評議員 | | |
| | 松尾 牧則 | 国際武道大学 教授 日本武道学会 監事 | | |
| 専門委員 [実技講師] | 柔 道 | 山田 利彦 | 六段 | 了徳寺大学 教授、全日本柔道連盟強化委員会 委員 国際委員会委員 |
| | ” | 石井 兼輔 | 七段 | 国際武道大学 教授 武道学 学科長、 千葉県柔道連盟 常任理事 |
| | 剣 道 | 網代 忠宏 | 範士八段 | 東海大学名誉教授、全日本剣道連盟 常任理事、 全日本学校剣道連盟 専務理事 |
| | ” | 井島 章 | 教士八段 | 国際武道大学 教授・別科武道専修課程 別科長、 千葉県学校剣道連盟理事 |
| | 弓 道 | 飯島 正大 | 範士八段 | 東京武道館弓道師範、全日本弓道連盟中央講師 指導部会 会長 |
| | 相 撲 | 伊東 良 | 五段 | 日本体育大学 相撲研究室助教・相撲部コーチ |
| | 空 手 道 | 高橋 昇 | 教士七段 | 全日本空手道連盟 審判委員会委員、茨城県空手道連盟副 理事長 |
| | 合 気 道 | 金澤 威 | 七段 | 合気会 合気道本部道場指導部師範、国際武道大学 非常勤 講師 |
| | 少林寺拳法 | 佐藤 健二 | 正範士八段 | 少林寺拳法連盟 本部考試員・本部審判員、WSKO(世界連合) 指導員 |
| | なぎなた | 砂川 邦子 | 範士 | 全日本なぎなた連盟 常務理事、国際なぎなた連盟 理事、 福岡県なぎなた連盟 理事長 |
| 銃 剣 道 | 佐藤 亨 | 範士八段 | 全日本銃剣道連盟 競技力向上委員 | |
| 専門委員 助 手 | 柔 道 | 越野 忠則 | 六段 | 国際武道大学 准教授、関東学生柔道連盟 理事 |
| | ” | 大島 修次 | 七段 | 千葉県警察官、千葉県柔道連盟常任理事・育成部副部長 |
| | 剣 道 | 丸橋 利夫 | 教士八段 | 国際武道大学 教授・剣道部男子監督 |
| | ” | 岩切 公治 | 教士八段 | 国際武道大学 教授・剣道部女子監督 |
| | 弓 道 | 坂本 武彦 | 教士八段 | 埼玉県弓道連盟 副会長 |
| | 相 撲 | 三輪 隼斗 | 三段 | 日本体育大学相撲部 |
| | ” | 南 友太 | 三段 | 日本体育大学相撲部 |
| | 空 手 道 | 山口 貴史 | 五段 | NPO 法人日本空手松涛連盟 指導員、一般社団法人東京都 空手道連盟強化部副委員長 |
| | 合 気 道 | 森 智洋 | 六段 | 合気会 合気道本部道場指導部師範 |
| | 少林寺拳法 | 倉本 亘康 | 六段 | 少林寺拳法世界連合 事務局コーディネーター、 少林寺拳法琴弾スポーツ少年団部長 |
| | なぎなた | 小野 恭子 | 教士 | 全日本なぎなた連盟 理事 |
| | 銃 剣 道 | 小川 功 | 教士八段 | 全日本銃剣道連盟競技力向上委員 |

第27回 国際武道セミナー 参加者名簿 (List of Participants)

| No | NAME (氏名) | Nationality (国籍) | BUDO (武道名) | GRADE (段位) | SEX (性別) | No | NAME (氏名) | Nationality (国籍) | BUDO (武道名) | GRADE (段位) | SEX (性別) |
|----|---|---------------------|------------------------|-----------------------|-------------|----|---|---------------------|------------------------|--------------------------|-------------|
| 1 | Alexander James Guillermo アレクサンダー ジェイムズ ギレルモ | アメリカ | 香取神道流日録 | | M | 21 | Alessandro Camilli アレサンドロ カミリ | イタリア | 弓道 | 錬士5段 | M |
| 2 | Benjamin Boas ベンジャミン ボアズ | アメリカ | 合気道 | 初段 | M | 22 | Ihor Zoriy イゴル ゴリー | ウクライナ | 剣道 空手道 居合道 | 2段 2段 5段 | M |
| 3 | Bryan Peterson ブライアン ピーターソン | アメリカ | 琉球古武術 | 2段 | M | 23 | Migdalski Oleksandr ミグダリスキー オレクサンドル | ウクライナ | 少林寺拳法 | 大準士5段 | M |
| 4 | Chris Koprowski クリス コプロスキ | アメリカ | 柔道 合気道 | 5級 5段 | M | 24 | Mygdalskyy Volodymyr ミグダリスキー ウラディーミル | ウクライナ | 少林寺拳法 | 大準士5段 | M |
| 5 | David Fulvio デイヴィッド フビオ | アメリカ | 弓道 合気道 | 3段 2段 | M | 25 | Juan Diego Fonseca ホアン ディエゴ フォンセカ | エクアドル | 剣道 弓道 | 4段 4段 | M |
| 6 | David K Groff デイヴィッド グラフ | アメリカ | 剣道 空居杖 手道 居合道 | 初2段 2段 5段 4段 | M | 26 | Chris Cocks クリス コックス | カナダ | 居合道 | 2段 | M |
| 7 | David Mcfall デイビッド マックフォール | アメリカ | 柔道 | 4段 | M | 27 | Katrina Bourdonkova カトリナ ボウルデウコバ | カナダ | 合気道 杖道 | 初段 初段 | F |
| 8 | Eldred Skip Taylor エルトレード スキップ テーラ | アメリカ | 合気道 琉球古武道 | 5段 2段 | M | 28 | Randy Channell ランディー チャネル | カナダ | 弓道 二刀流 Tamiya la | 5段 6段 錬士6段 錬士6段 | M |
| 9 | John Hojlo ジョン ホイロ | アメリカ | Kaju-Kembo | 4段 | M | 29 | Reggie Sakamoto レジ サカモト | カナダ | 合気道 居合道 | 5段 6段 | M |
| 10 | Mick Corliss ミック コレス | アメリカ | 杖道 | 4段 | M | 30 | Robert Daoust ロベルト ダウ | カナダ | 空手道 BUDO-JUJU (空手) | 2段 初段 | M |
| 11 | Ronald Finne ロナルド フィニー | アメリカ | 弓道 | 5段 | M | 31 | Garyfalia Babi ガリファリア バビー | ギリシャ | 空手道 | 3段 | F |
| 12 | Ruben Olvera ルベン オルベラ | アメリカ | なぎなた | 初段 | M | 32 | Vivian Turk ヴィヴィアン テュルク | シリア | 合気道 | 初段 | F |
| 13 | Yulin Zhuang ユーリン ショウ | アメリカ | なぎなた 居合道 | 2段 初段 | M | 33 | Markus Ullius マルクス ウリウス | スイス | 沖繩古武道 | 3段 | M |
| 14 | ティム パーンクス | アメリカ | 武神館武道體術 | 初段 | M | 34 | Rahel Kaegi Romero ラヘル ケギ ロメロ | スイス | 空手道 | 2段 | F |
| 15 | Darren Cook ダレン クック | イギリス | 合気道 | 2段 | M | 35 | Fanny ファニー リンドストロム | スウェーデン | 剣道 | 3段 | F |
| 16 | Grant Ireland グラント アイランド | イギリス | 合気道 | 初段 | M | 36 | Josef Segerstedt ヨーセフ セーゲルステッド | スウェーデン | 剣道 | 4段 | M |
| 17 | Michael Ishimatsu-Prime マイケル イシマツ プライム | イギリス | 剣道 | 4段 | M | 37 | Husein Sadiku フセイン サディク | セルビア | 合気道 | 3段 | M |
| 18 | Nick Richardson ニック リチャードソン | イギリス | 剣道 合気道 居合道 | 2段 2段 3段 | M | 38 | Adam Urban アダム ウルバン | チェコ | 剣道 | 3段 | M |
| 19 | Richard Webb リチャード ウェブ | イギリス | 剣道 | 3段 | M | 39 | Jose Luis Ochoa ホセ ルイス オチョア | チリ | 柔剣 道 | 1段 1級 | M |
| 20 | Wan Chung Wong イン ソウ オウ (允聰王) | イギリス | 弓道 | 初段 | M | 40 | Mark Brecht マーク ブレクト | ドイツ | 武神館武道體術 | | M |

| No | NAME (氏名) | Nationality (国籍) | BUDO (武道名) | GRADE (段位) | SEX (性別) | No | NAME (氏名) | Nationality (国籍) | BUDO (武道名) | GRADE (段位) | SEX (性別) |
|----|------------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------|-------------|----|---------------------------------------|---------------------|------------------------------|--------------------------|-------------|
| 41 | Rene von Rentzell ルネ フォン レンツェル | ドイツ | 合気道 空手道 日本柔術 | 2 段 2 級 3 段 | M | 61 | Mikhail Chernov ミハイル チェルノフ | ロシア | 剣道 杖道 | 3 段 4 段 | M |
| 42 | Tobias Gronemeier トビアス グロネマヤ | ドイツ | 柔道 | 初段 | M | 62 | Natalia Timoshenko ナターリア チモシェンコ | ロシア | 少林寺拳法 空手道 | 2 段 3 段 | F |
| 43 | Gavin Thomas ギャビン トーマス | ニュージーランド | 合気道 | 4 段 | M | 63 | Kim Kyunghwan キム ケイファン | 韓国 | 剣道 無雙神傳 英信流居合術 | 2 段 5 段 | M |
| 44 | Francis Angeles フランシス アンヘレス | フィリピン | 合気道 | 4 段 | M | 64 | Tae Wan Kim ティ ワン キム (泰完 金) | 韓国 | 弓道 | 3 段 | M |
| 45 | Phillip Go フィリップ ゴ | フィリピン | 空手道 テコンドー | 6 級 初段 | M | 65 | Qing Zhang キョウ チョウ | 中国 | 中国武術 (陳式太極拳) テコンドー | 4 段 2 段 | M |
| 46 | Rex Romero レックス・ロメロ | フィリピン | 合気道 | 4 段 | M | 66 | Akiharu Nakayama アキハル ナカヤマ (中山明治) | 日本 | 剣道 空手道 居合道 手道 | 3 段 2 段 2 段 4 段 | M |
| 47 | Sinikka Kurosawa シニッカ クロサワ | フィンランド | 剣道 | 初段 | F | 67 | Akio Ogata アキオ オガタ (尾形明夫) | 日本 | 無雙神傳 英信流居合術 | 7 段 | M |
| 48 | Thiago Sogo Bezerra チアゴ ソゴー ベゼハ | ブラジル | 剣道 | 2 段 | M | 68 | Hiroo Yamazaki ヒロオ ヤマザキ (山崎寛郎) | 日本 | 柔道 無雙直傳 英信流居合術 | 2 段 3 段 | M |
| 49 | Baptiste Tavernier バティスト タヴェルニエ | フランス | 銃剣道 短剣道 | 4 段 5 段 | M | 69 | Katsunao Nakajima カツナオ ナカジマ (中島克直) | 日本 | 銃剣道 | 教士7段 | M |
| 50 | Landry Guesdon ランドリー ゲドン | フランス | 空手道 | 3 段 | M | 70 | Kazuko ichihara カズコ イチハラ (市原和子) | 日本 | 剣道 なぎなた | 5 段 教士5段 | F |
| 51 | Richard Cuffini シャール キュフィニ | フランス | 弓道 | 初段 | M | 71 | Keiko Kojima ケイコ コジマ (小島恵子) | 日本 | 無雙神傳 英信流居合術 | 錬士7段 | F |
| 52 | Sylvie Bach シルウィー バッハ | フランス | 柔道 | 2 段 | F | 72 | Masato Onoe マサト オノエ (尾上政人) | 日本 | 剣道 無雙直傳 英信流居合術 | 3 段 2 段 | M |
| 53 | Thierry Comont ティエリ コモン | フランス | 合気道 兵法二天一流剣術 | 2 段 | M | 73 | Michiko tanizaki ミチコ タニザキ | 日本 | 合気道 | 初段 | F |
| 54 | Yves Charton イヴ シャルトン | フランス | 合気道 | 2 段 | M | 74 | Shigeru Kariya シゲル カリヤ (仮屋茂) | 日本 | 柔道 | 7 段 | M |
| 55 | John Reyes Garcia ジョン レイス ガルシア | ペルー | 少林寺拳法 居合道 大東流合気柔術 | 4 段 2 段 | M | 75 | Shimizu Nobuko シミズ ノブコ (清水延子) | 日本 | 無雙直傳 英信流居合術 雑刀術 | 7 段 8 段教士 | F |
| 56 | Delaloza パウソナ デラロサ | メキシコ | 剣道 | 3 段 | F | 76 | Taeko Miyaoka タエコ ミヤオカ | 日本 | 弓道 | 3 段 | F |
| 57 | Ulises Reynoso ウリセス レイノソ | メキシコ | 剣道 | 4 段 | M | 77 | Takuma Yoshida タクマ ヨシダ | 日本 | 剣道 空手道 居合道 カリ/エスクリマ | 2 初 2 2 3 3 | M |
| 58 | エステバン アギラル | メキシコ | 剣道 | 2 段 | M | 78 | Aven Briggs エイバンブリッグス | カナダ | 柔道 | 2 段 | M |
| 59 | Patrick Hein パトリック ハイ | ルクセンブルグ | 空手道 | 初段 | M | 79 | Faik Mohamed ファイク モハメッド | スリランカ | 合気道 | 4 段 | M |
| 60 | Angelina Palenko アンゲリーナ パレンコ | ロシア | 剣道 | 3 段 | F | | | | | | |

第27回 国際武道文化セミナー参加状況

国・地域別参加人数

| No | 国・地域 | 人数 | 男 | 女 |
|----|----------|----|----|----|
| 1 | アメリカ | 14 | 14 | 0 |
| 2 | イギリス | 6 | 6 | 0 |
| 3 | イタリア | 1 | 1 | 0 |
| 4 | ウクライナ | 3 | 3 | 0 |
| 5 | エクアドル | 1 | 1 | 0 |
| 6 | カナダ | 6 | 5 | 1 |
| 7 | 韓国 | 2 | 2 | 0 |
| 8 | ギリシャ | 1 | 0 | 1 |
| 9 | シリア | 1 | 0 | 1 |
| 10 | スイス | 2 | 1 | 1 |
| 11 | スウェーデン | 2 | 1 | 1 |
| 12 | スリランカ | 1 | 1 | 0 |
| 13 | セルビア | 1 | 1 | 0 |
| 14 | チェコ | 1 | 1 | 0 |
| 15 | 中国 | 1 | 1 | 0 |
| 16 | チリ | 1 | 1 | 0 |
| 17 | ドイツ | 3 | 3 | 0 |
| 18 | 日本 | 12 | 7 | 5 |
| 19 | ニュージーランド | 1 | 1 | 0 |
| 20 | フィリピン | 3 | 3 | 0 |
| 21 | フィンランド | 1 | 0 | 1 |
| 22 | ブラジル | 1 | 1 | 0 |
| 23 | フランス | 6 | 5 | 1 |
| 24 | ペルー | 1 | 1 | 0 |
| 25 | メキシコ | 3 | 2 | 1 |
| 26 | ルクセンブルグ | 1 | 1 | 0 |
| 27 | ロシア | 3 | 1 | 2 |
| | 合計 | 79 | 64 | 15 |

種目別参加人数（重複あり）

| 種目 | 人数 | 計 |
|-------|----|----|
| 柔道 | 8 | 83 |
| 剣道 | 25 | |
| 弓道 | 10 | |
| 相撲 | 0 | |
| 空手道 | 12 | |
| 合気道 | 19 | |
| 少林寺拳法 | 4 | |
| なぎなた | 3 | |
| 銃剣道 | 2 | |
| 古武道 | 10 | |
| その他 | 28 | 38 |

全日本各道連盟推薦者数

| 団体名 | 人数 |
|-----------|----|
| 全日本柔道連盟 | 0 |
| 全日本剣道連盟 | 0 |
| 全日本弓道連盟 | 1 |
| 日本相撲連盟 | 0 |
| 全日本空手道連盟 | 0 |
| 合気会 | 0 |
| 少林寺拳法連盟 | 0 |
| 全日本なぎなた連盟 | 2 |
| 全日本銃剣道連盟 | 1 |

武道・スポーツ科学研究所年報 第20号

2015年6月29日印刷

2015年6月30日発行

発行者 国際武道大学

〒299-5295 千葉県勝浦市新官841

電話 0470-73-4111

印刷 港北出版印刷株式会社